

は埋立地に付ては、税務署長の認むる所により開拓減租年期又は埋立免租年期を短縮して許可する場
合があるかも知れぬ。

三六二

地目變換減租年期、地目變換の場合には原則としては直に賃貸價格を修正するけれども、地目變換の
ため開墾と同じやうな勞費を要する場合には、四十年の地目變換減租年期を申請することが出来る。
この場合は四十年間は舊賃貸價格で地租を徴收されるのである。

年期延長、以上の開墾減租年期、地目變換減租年期、開拓減租年期、埋立免租年期の許可を得た土
地で、年期満了するも事業成功に到らず又は地味成熟せざる場合は、更に十年以内の年期延長を許可
することが出来る。

荒地、荒地と云ふのは有租地が天災地變に依つて山崩、川缺、押堀、土砂入、川成、海成、湖水成
等の如く地形を變じ又は作土を損傷した場合を云ふ。單に草が生えて荒れた土地は荒地ではない。
荒地になつたときは、十五年以内の荒地免租年期を申請することが出来る。その年期間地租を免除
せられるのである。

荒地免租年期満了するも、尙荒地の形狀を存するものは、更に十五年以内の年期延長を申請するこ
とが出来ぬ。但し川成、海成、湖水成の荒地に付ては延長年期は二十年以内とし、その年期満了する
も復舊せず又他の地目にも變せず依然川・海・湖の状態にあるものは、川・海・湖としてしまふ。
荒地免租年期（又は荒地延長年期）の満了したときは其の年に於て賃貸價格を設定する。その場合

税務署長が必要ありと認むれば、その地積を改測する。

又荒地免租年期（開墾延長年期）中に於てその土地の形狀を變更し、原地目以外の地目となつた場合
は變換又は開墾とせず、年期満了のときの現況に依つて地目を修正する。

開拓減租年期、開墾減租年期、地目變換減租年期又は埋立免租年期中の土地が荒地となつて免租年
期を許されたときは、荒地免租年期中は元の減租年期等はその進行を止める。

造林地、森林法に依り、同法施行以前より荒廢に屬したる森林に付、新に造林したるときは、その
造林した部分に限り、三十年以内地租を免除することが出来る。原野、山岳又は荒蕪地に造林した場
合も同様である。

この免租は納税義務者が所轄税務署に申請せねばならぬ。

砂防地、砂防法に依り一定の行爲を禁止又は制限した土地に對しては、その所有者又は納税義務者
の申請に依つて地租を免除又は軽減する。

災害地免租、地租は年の豊凶によつて増減しない原則であるけれども、道府縣の全部又は一部に互
る災害又は天候不順に因り收穫皆無に歸したる田畑の地租は納税義務者の申請に依り其の年分限り免
除される。

この申請は被害状況の現存する間に事實を證明して之を爲さねばならぬ。被害調査中は其の年分地
租の徴收を猶豫することが出来る。

耕地整理 耕地整理と云ふのは、耕地整理法に依つて、その地域内の土地の形状、道路、水路等を正整し、灌漑耕作に便ならしめ、地味を良好にする等の目的を以て行ふものである。従つて耕地整理と云ふことは自然開墾や變換も行はれるし、分筆も合筆も行はれるし、又道路の變更に依つて國有地又は免租地の變更をも生じて来る。

しかし之等を一々別々の手續を採つて居つたので困るから、耕地整理に係る土地は、同法に依つて特別の取扱を受けることになつて居る。

今その詳細を説明することは煩雜でもあるし、一部にしか必要のない事柄であるから之を省略するが、要するにその原則として、整理の爲め道路や水路の面積が増減したやうな場合はそれ相當に増減するが、さうでない場合は整理前の賃貸價格又は地租額をそのまま整理後の土地に附けることとし、つまり耕地整理獎勵の爲整理に依つて地味が良くなつても、それが爲め地主の負擔の増加を來さない趣旨をもつて定められて居る。さうして整理前の賃貸價格を整理後の土地に適當に分配するのである。之を賃貸價格の配賦と云ふ。これ等の土地には、工事著手の年の翌年より起算し七十年の耕地整理減租年期を與へる。その年期満了の年に於て、普通の土地と同様に賃貸價格を修正する。つまり七十年間は減租の特典に浴する譯である。従つて、地租法（第九條）により一般に賃貸價格を改訂する場合に於ても、改訂により定めらるべき賃貸價格との比率を乗じて改訂する等、依然として他の普通の土地より耕地整理地を特別に待遇してゐる。

誤謬訂正 稅務署の土地臺帳に登録された事項中に調査の誤謬に依つて地積又は所有者を誤記されて居る場合がある。所有者は不動産登記法施行後の所有權移轉は登記簿に登録せられ稅務署は登記所の通知に依つて土地臺帳に登録するのであるけれども、同法施行以前から所有者の變らない土地——従つて未だ登記簿に登録せざる土地については土地臺帳が唯一の所有權の證據となる。之をたとへば治郎とすべきを次郎と登録されて居るやうな場合、又一方地積は當時の誤調で實際と相違する場合にそれぞれ證據となるものを添へ、又地積訂正について測量圖に隣接地主の異存なき旨の同意書を添へて訂正を申請することが出来る。

小農耕地免租 これは大正十五年の稅制整理の際に、地租にも免稅點を設け、小地主自作人を保護するといふ趣旨から自作農地免租の規定を設けられたものを昭和十五年の稅制改正に際し、自作農地に限らず、その他の小農耕地を免租することとしたものである。

即ち田畑地租の納期開始の時に於て自己の住所地及隣接の市町村内に於ける所有地田畑の賃貸價格の合計が其の同居家族の分と合算して二百圓未滿なるときは、所有者より申請してその田畑の當該納期分地租を免除して貰へる。この免租は言ふ迄もなく小農保護と云ふ趣旨であるから耕作せざる田畑は免租されない。（註）

（註）民法施行前より引續き存する永小作權であつて、その設定の當時舊來の慣行によつて、小作料を支拂ふ外に、當該田畑の地租の全額を永小作權者が負擔することを約束してゐる田畑に關しては、その永小作權者

を所有者と看做して眞の所有者同様に免租される。

右に依つて免租を受けんとする者は、毎年三月中旬に、當該田畑各筆の地番地目を記載し、住所地の市町村長を経由して、税務署に申請せねばならぬ。右の申請期限後に該當するに到つたものは、次の納期開始前に申請することが出来る、但し一回免除申請をした田畑に付ては翌年以降申請を要しない。

隣接市町村長は所在田畑を住所地市町村長に通知する、住所地市町村長は免租すべきときは其の旨田畑所在地の市町村長に通知せねばならぬ。又住所地市町村長は免租すべき田畑を調査し之を税務署長に報告することとなつて居る。

徴税の手續 地租は各納税義務者に付同一市町村内に於ける田の賃貸價格合計金額と田以外の土地(畑、宅地、雑地租)の賃貸價格の合計金額とにより各別に税率を乗じて計算する。同一人が甲町乙村に土地を所有して居る場合は甲町乙村分は別々に地租を計算する。但し賃貸價格の合計金額が五圓未滿のときは地租を徴收しないことになつてゐる。蓋し少額の地租を徴收するに手數と經費がかゝるから之を避ける趣旨に出たのである。

地租の算出額に十錢未滿の端數ある場合にはその端數が五錢以上なるときは之を五錢とし、五錢未滿は之を切り捨てるが、全額五錢未滿なるときはそのまゝとし全額一錢未滿は之を一錢とする。
納期 地租は田租と其の他に分ち、毎年左の納期に於て徴收する。(市町村に於て徴收)

(一) 田 租、翌年一月一日より三十一日限

(二) 其の他の地租 其年十月一日より三十一日限

尤も同一市町村内に於ける土地に付納付すべき各納期の地租額が二百圓を超ゆるときは、その半額につき納期開始前三十日迄に土地所在の市町村を経て税務署長に申請すれば二月内その徴收を猶豫して貰へる。

(註) 地租の納期は從來二期制であつたが、昭和十九年の改正で一期制となつた。

(鹿兒島縣の一部、沖繩縣及北海道に於ては特別の納期を定められて居る)

年途中で納税義務者が變つた場合には納期開始の時に於ける納税義務者(質權者、地上權者、所有者)よりその地租を徴收することになる。但し之は納税義務者として土地臺帳に登録せられた者であることを必要とするから、所有權移轉の登記は了つて居つても税務署への通知が後れて土地臺帳の登録が未了であるやうな場合は舊所有者が納税義務者となる。

有租地が、無租地となつたときは、その申告ありたる後、又は税務署長が事實確認後に開始する納期分から地租を徴收しない。

その反對に、無租地が有租地となつたときは、賃貸價格を設定したる年の翌年分から地租を徴收する。

荒地免租年期地に付ては免租年期満了の許可の申請ありたる後に開始する納期より地租を徴收しない。

い。又荒地又は埋立地の免租年期満了の場合は賃貸價格を設定した年の翌年分より地租を徴収する。戦時災害により荒地となつた場合は被害ありたる日の屬する納期分より地租を徴収しない。市町村の徴收事務 地租は他の國稅と違つて、各人の納稅額は市町村長が定める。蓋し地租は一市町村内に於ける同一人の所有地の合計賃貸價格に依つて算出するのであるが、稅務署には土地臺帳の設備があつて、一筆毎に地番順に記載されて居るけれども、同一人に屬する所有地が何番と何番と…であるかと云ふことは一覽し得ない。(地番順に全部を選び抜けば判らぬことはないけれども)之は、市町村役場に地租名寄帳と云ふ臺帳が設備されて居つて、各人毎に口座を設け、其の所有地が全部所謂名寄せになつて居る。名寄帳の各人の口座毎に合計賃貸價格に地租の率を乗すれば直に徴收すべき地租額が判る。

市町村は毎納期開始前十五日迄に賃貸價格及地租の總額を稅務署長に報告し、(前報告後異動なければ省略してもよい)稅務署ではこの報告に依つて徴收すべき稅額を測定することになつて居る。稅務署から此の測定のお知らせが有れば市町村役場では各人別に地租額を定めて各地主に納稅告知書を發付して地租の徴收を實行する。

稅務署長は隨時この市町村の帳簿整理の狀況を監督する。

その他稅務署には地圖が備へつてあり、市町村役場には土地臺帳、地圖の副本を設備してある。

罰則 (一) 稅務官吏は土地を檢查し、又は地主其他利害關係人に對し必要な事項を尋問するこ

とが出来る。この場合、その土地の檢查を拒み又は之を妨げた者は百圓以下の罰金に處する。

(二) 土地を欺隱し、その他詐偽、不正の行爲により地租を逋脱したものは、直に其の地租を徴收し、其の逋脱した稅金の五倍に相當する罰金又は科料に處する。但し自首した者又は稅務署長に申出た者は其の罪を問はない。

(三) 土地の異動其他に付申告をなすべき義務ある者が其の申告を怠り、仍て地租に不足額を生じたときは直に之を徴收し、且無申告に對しては五十圓以下の科料に處する。

右(一)(二)(三)の場合の地租の徴收は、特に當該土地一筆毎にその地租を算出する。

小笠原島及伊豆七島 には地租法は施行されてゐない。地租法附則で、『當分の内仍從前の例に依る』となつてゐる。そして同地方には、明治初年の地租改正が行はれなかつたのだから、つまり徳川時代のまゝといふやうな譯である。ところが伊豆七島の内の八丈島の地租の舊慣は、黃紬所謂黃八丈を納める制度であつたが、經濟事情の變化に伴ひ、黃紬を織つて納める不經濟と不便とに堪へかね金を納にされたいことを嘆願した結果、政府も之を尤もなこととして、議會の協贊を經、明治四十四年法律第一號を以て、黃紬一段に付一圓七十二錢五厘の割合で換算して金納することに改め、明治四十三年分地租から翌年五月を納期として之を實行し今日に及んでゐる。小笠原島には昔から地租の制度は無い。昭和十五年の改正もこれらの離島には何等手を著けなかつた。

昭和十九年の改正法は同年四月一日より施行され、改正稅率は昭和十九年分から適用される。

戦争關係に因る地租輕減等の特例 その一は應召從軍者に對する地租の輕減で、その二は自作農に對する地租輕減である。(註)

(註)・一、大東亞戦争の爲從軍したる軍人及軍屬に對する租税の減免徴收猶豫等に關する法律(昭和十二年法律第九四號)二、臨時租税措置法(昭和十三年法律第五二號)

(一) 從軍軍人に對する地租の輕減 大東亞戦争の爲應召從軍した軍人の納付する自作田畑の地租に付ては、召集に因り、その田畑の所得に著しき減少ありと認めらるる場合には、その年分の從軍の日以後に納期の終了する各納期分の地租額の二分の一を輕減する。こゝで所得の著しき減少ある場合は、その認定は相當困難なる場合もあるが、田畑の耕作に從事する戸主又は家族が召集せられて、特に生活困難に陥つたと認められたとき又は耕作に從事する男子數(常雇を含む)が、その三分の一以上を減少するに至つたときは、之に該當するものとして、取扱ふことになつてゐる。尙、召集に因り自作をなし得ないため、一時田畑を小作に付したるものも、小作に付した田畑として取扱はない。また、耕作に從事する同居の戸主又は家族が應召從軍した場合も、右と同様に從軍者以外の者の自作田畑地租の輕減をなし得る。

これ等の輕減を受けるには、納期前に、その申請書を土地所在の市町村を經由して、所轄稅務署に提出することを要する(昭和十二年九月大藏省令第四十一號)。

(二) 自作農に對する地租の輕減 今次戦争の影響等に因り田畑自作の所得の減少したるもの即ち

田畑自作の所得が平常所得に對し四分の一以上減少したるものに對しては、その減少の程度に應じて、その納付する田畑地租を輕減する。こゝに平常所得といふのは昭和十一年以前三年の田畑自作の平均所得をいふ。但し昭和十二年一月一日より新に田畑自作を始めた者に付ては昭和十二年分に依る。田畑地租輕減の程度は、平均所得に對する減少の割合に應じて次の如く輕減する。(臨時租税措置法第三條)

減少割合が二割五分以上三割五分未満なるとき	其の年分の田畑地租額の二割
同 三割五分以上五割未満なるとき	地租額の三割
同 五割以上七割未満なるとき	地租額の四割
同 七割以上なるとき	地租額の五割

この輕減を受けるには、納稅者から申請するを要する。この申請者の田畑自作の所得は、其の年の乙種の事業所得の金額を決定する時期に於て、稅務署長之を調査確定する。以上の輕減税に付ては、地方稅も亦それと輕減される。また、その輕減税は法令上の納稅資格要件には影響を及ぼさせない。

この臨時租税措置法は、戦争終了後其の年の翌年十二月末日迄に廢止される豫定となつてゐる。

有租地 表 (昭和十八年一月一日現在)

地目	地積 (町)	貸賃價格 (千圓)	地租 (千圓)	筆數 (千筆)
田	二,九九七,二七〇	五七,一八三	二〇,七四三	五,五三三
畑	二,九三九,九三二	一五,〇五二	三,〇八一	四,三三〇
宅地	四八五,四七六	七六,〇九四	一五,五一一	一三,七九九
鹽田	三,一九	一,三六七	七	二
鑛地	七	八四九	七	七
池	二,三〇七	五〇三	一〇	二〇四
山	九,〇〇〇,七九七	三,八七三	六七	二五,四九八
林	二六,〇〇〇	三三	四	三
牧場	一,七三〇,九元	三,四九五	六九	七,二七七
野	二六,九五二	四,三四	六	四六九
原	一七,五〇八,八四二	一,五二〇,九七六	三〇,三九	二四,三四六
計				

(備考) 地租ハ貸賃價格ニ稅率(二%)ヲ乘ジタルモノトス

小農耕地免租表 (昭和十七年分)

地積 (町)	畑 (町)	計 (町)
八七,四二	一,四三,三九	三,二九,六〇
三〇三	二五	四二七

筆數	地租	貸賃價格 (千圓)	地租 (千圓)
一七,三八七	三,八二二	二四〇,六九	二〇六,八三三
三	一	六,〇六	五
三	一	一,三三四	四,一三六
三	一	二〇,九六六	三,三七四
三	一	三	八

* 印は所有者と看做されたる永小作権者の分

開鑿着手申告	昭和何年何月何日
郡市名	何
町村名	何
大字名	何
字名	何
地番地目	何
積實価格	何
區分	何
地比準地番地	何
年期	何
續	何
要	何
何々	何
山林	何
田目(何々の)	何
何年何月何日着手	何

荒地免租年期延長申請	昭和何年何月何日
郡市名	何
町村名	何
大字名	何
字名	何
地番地目	何
積實価格	何
區分	何
地比準地番地	何
年期	何
續	何
要	何
何々	何
田	何
荒元川地成	何
何年何月何日	何
何年何月何日	何
何年何月何日	何
何年何月何日	何

地目(地類)變換申告	昭和何年何月何日
郡市名	何
町村名	何
大字名	何
字名	何
地番地目	何
積實価格	何
區分	何
地比準地番地	何
年期	何
續	何
要	何
何々	何
畑	何
外畦畔	何
内畦畔	何
田	何
變換地	何
元地	何
引差増(減)△	何

備考 測量圖を添付すること

荒地免租年期申請	昭和何年何月何日
郡市名	何
町村名	何
大字名	何
字名	何
地番地目	何
積實価格	何
區分	何
地比準地番地	何
年期	何
續	何
要	何
何々	何
田	何
石砂入	何
何年何月何日	何
何年何月何日	何
何年何月何日	何
何年何月何日	何

備考 測量圖を添付し、隣接地主の連署又は承諾書を添付すること
 (其他の申請申告は大體之に準ずる)

引差増(減)	何々	字名	郡市名	反別誤謬訂正申請		昭和何年何月何日
				何	町村名	
田	田	地番地目	何	何	何	何
...	...	地積	何	何	何	何
...	...	賃貸價格	何	何	何	何
訂正	元	區分	何	何	何	何
...	...	地比準地番地	何	何	何	何
...	...	年期	何	何	何	何
何月何日賃貸價格 設定(何々)ノ際 ニ於ケル誤謬		摘要	何	何	何	何

備考 測量圖を添付すること

何々	字名	郡市名	開拓減租年期申請		昭和何年何月何日
			何	町村名	
...	...	何	何	何	何
...	...	地番地目	何	何	何
...	...	地積	何	何	何
...	...	賃貸價格	何	何	何
...	...	區分	何	何	何
...	...	地比準地番地	何	何	何
...	...	年期	何	何	何
...	...	摘要	何	何	何

一四 營業稅

三八二

營業に對する課税は、明治初年以來地方税であつたのを明治二十九年に主なる業名を限つて國税とし翌三十年から營業稅として實施したものであるが、その課税標準が、賣上金額とか、建物賃賃價格とか、或は從業者の數と云つたやうな所謂外形的なものであつたため、課税が儲け高に比例しない、負擔力に副はないと云ふ非難が多かつたので、大正十五年の税制整理に於て、營業純益に課することに改め、同時に名前も營業收益稅として、地租と相並んで所得税中樞の租税體系に於ける補完稅として七八千萬圓内外の收入を擧げたのであるが、昭和十五年の税制改正に際し、所得税を改正して分類所得税制度の中に營業收益稅の機能が織り込まれ、所得税の補完稅としての制度は廢止されたが、新に地方財源たる應益課税の對象として、同時に名前も營業稅と改まり、一應國税として徴收して、更に之を徴收地方に還付することとなつたのである。營業稅の内容は大體從來の營業收益稅の内容と大差ないものである。

營業稅も所得税と同じく、法人と個人とは、いろいろの手續が違ふと共に、大體法人の營業純益の決め方は法人税（法人の所得）と同じであり、又個人の營業純益の決め方は分類所得税（事業所得甲種）の夫れに準じて居る。

法人營業稅

納税義務者 税法施行地内——日本内地に本店支店、その他の營業場を有する營利法人には總て營業稅を課する。個人に對する營業稅は、物品販賣業を始めとし合計二十八種の營業に限つて課するが、法人に付ては單に財産保全のための會社——土地を所有するとか株式を所有するとかだけの目的で、所謂營業とは謂ひ難い會社——でも總てに課税する。

従つて營業稅を課せらるべき法人は、大體法人税を納税すべき義務ある法人とその範圍が同様である。唯、異なる點は、法人税は人本位であり、日本内地に本店のある法人ならば、その何地より生ずる所得たるとを問はず課税せられるが、營業稅は日本内地に於ける營業場から生ずる營業純益に限つて課税せられる。故に日本の法人が海外に支店を有する場合、その支店の所得は法人税には算入されるが、營業稅には除外される。

それから特殊の法人については、

- (一) 保險相互會社、會員組織の取引所、日本銀行、交易營團、施設組合等には營業稅を課さぬ。
- (二) その他産業組合、商業組合、貿易組合、住宅組合、製造業組合等に課税せぬ規定が夫々あるけれども、之等は法人税についても同様免稅されるものであり、且つ元來が單純なる營利法人とは認め難いものであるから爰に細説しない。（所得税の章非課税法人一覽表參看）

課税標準 は、法人の各事業年度の**營業純益**（法人が解散した場合には**清算純益**）である。法人の**營業純益**の計算方は大體法人の所得の計算に同じい。

「即ち『事業年度毎に』、『總益金から總損金を控除した』ものを以て**營業純益**とするのである。法人税や臨時利得税を損金に算入せぬことも法人税の場合と同様である。従つて**營業純益**は大體法人税の課税所得と同様であるが、唯、法人税のと違ふところは次のものには**營業税**を課さない。

- (一) 政府の發行する印紙切手類の賣掛
- (二) 度量衡の製作、修覆、又は販賣
- (三) 新聞紙法に依る出版
- (四) 本法施行地外に在る營業場に於て爲す營業

従つてこれ等(一)乃至(四)の収益を有つた法人に付ては、その収益は所得金額中には算入されるが、**營業純益**には這入らない。

そのかはりに、所得税を免除せらるる貯蓄債券の利子等は、法人税の所得には算入しないが、**營業純益**には免税規定がないから算入する。又國債の利子はその七割を法人の所得から控除するが、**營業純益**にはその規定がないから全額を算入する。(尤もそれに對して納付した分類所得税は前述の如く法人税額から控除される)

清算純益 法人が事業年度中に解散し、又は合併に因つて消滅した場合には、その年度の始より、

解散又は合併に至る迄の期間を以て一事業年度と看做して、**清算純益**に課税する。

清算純益の計算方法 は、法人税の清算所得の計算方法と同様であるから省略するが、要するに法人が解散した場合は、その殘餘財産の價額が、解散當時の拂込株式金額(出資金額)及積立金額の合計金額を超過したときのその超過金額を、法人合併を爲した場合は、合併に依り消滅した法人の株主又は社員が合併後存続する法人若しは合併により設立した法人より合併に因つて取得する株式の拂込済金額(出資金額)及金錢の總額が、合併に因り消滅した法人の合併當時の拂込株式金額(出資金額)及積立金額の合計金額を超過したときのその超過金額を解散又は消滅した法人の**清算純益**とするのである。

免稅純益 重要物産の製造、採掘又は採取の事業、製鐵業其他特別法に定められてあるものには法人税の免除と同じく、申請により**營業税**を免除される。その免税の年限、範圍及其の純益計算上他の事業と資本とを區別すること等は、法人税と同様である。(法人税の章參看)

同族會社の特例 同族會社の行爲又は計算等にして、逋脱の目的ありと認めらるるものある場合に於ては、その行爲又は計算に拘らず、**稅務署長**の認むる所により**營業純益**を計算することがあり得る。(同族會社の範圍、その他に付ては、**法人税**の章を見よ)

稅率 稅率は百分の二の比例税を課する。即ち純益金額百圓に付二圓の割合である。

納期 事業年度毎に決定の都度一時に徴收される。個人の税金のやうに一定の期限は定まつて居ら

ぬ。税務署から送つてくる納税告知書により、その指定の期日までに、指定の場所（日本銀行、又は郵便局等）に納れらばよい。

三八六

(註) 従来法人の納付した地租及家屋税額は、収益税の重複を避ける趣旨から之を營業税額より控除し、一方にはその額を損金として計算しない規定であつたが、計算上の煩雜を避け手数を省くため、昭和十九年の改正により之を損金と計算して、税金額を控除する規定を廢止した。

申告・申請 納税義務ある法人は、毎事業年度決算確定の日、合併の日又は清算著手の日より三十日以内に『純益金額の申告』をすること、重要物産製造業又は製鐵業の純益其の他等につき免税を受けたときは同時にその『申請』をすること、等々、大體、法人税の場合と同様である。

調査・決定 税務署長は法人の申告を調査し、申告を不相当と認めるとき又は申告を怠るものに對しては、正當と認める純益金額を決定すること、決定したらば之を納税義務者に通知すること、も亦法人税に同じい。

審査、訴願、訴訟 税務署長の決定通知に不服があれば、通知書を受取つてから二十日以内に審査の請求をすることが出来る。その審査請求に對しては所得税同様に財務局長が所得審査委員會に諮問して決める。その審査決定に不服があれば大藏大臣に訴願するか、行政訴訟を提起するかすることが出来る。

かくの如くにすべての手續は大體同一であるが、法人税と營業税とは税が違ふし、従つて税法が違

ふ。申告申請も、將た又決定も、各別の税法に依つて各別に爲されるのであるから、たとへば營業上の所得計算に不服があつて、その所得額について審査請求なり、訴願・訴訟なりを爲したからと云つて、それと同じ金額を營業純益として決定せられたものに當然効力が及ぶと云ふ譯には行かぬ。所得の異議と營業の純益の異議とは別々にそれ々主張せねばならぬ。

營業税減免等の臨時措置 時局の要請に因り、生産の擴充その他等に資するため、課税上次の如き臨時的措置が講ぜられてゐる。

(一) 時局産業に對する純益計算上の特例 (イ) 資本的支出に充てるため交付せられた國庫補助金の収入(ロ) 指定事業を營む法人の特別價格報獎金の収入中の留保金額(ハ) 額面以上の價格を以て株式を發行した場合に於ける額面超過金による一定の運用金額等はそれ々一定の條件の下に純益の計算上之を益金に算入しない。また、

(ニ) 時局産業に關し研究を爲すに要した支出(ホ) 時局産業の用に供する建物、機械、その他の設備及船舶の價額の償却金額(ヘ) 指定法人の價格平衡資金への繰入金等は、それ々一定の條件の下に純益の計算上之を損金に算入する。(臨時租税措置法第一條の四) 之に反し、

(ハ) 法人の爲したる寄附金中一定の金額を超過する部分の金額は、純益の計算上之を損金に算入しない(同法第一條の十六)(詳細は法人税の説明参照)

(三) 企業整備等の特例

營業 税

企業整備の必要その他の事由に因り(イ) 昭和十六年一月一日以

後に於て、事業設備又は権利等を出資又は譲渡した法人がその対價として交付せられた有價證券等の受入評價額を交付價額以内に壓縮記帳したときの當該交付價額と當該記帳價額との差額は、當該事業年度に於ける純益の計算上之を益金に算入しない。(同法第一條の十八)

(ロ) 事業設備等を譲渡した法人が、解散を爲さず、有價證券等の保有法人として存続を命せられた場合に、その資産の評價換をなし、評價益を計上したときは、一定の條件の下に課税上評價換を爲さざりしものと看做される。(同法第一條の四、企業整備資金措置法第二十條)

(ハ) 昭和十八年一月一日以後に於て、事業設備等を譲渡した法人が、解散を爲さざる場合は、その譲渡の日以後に於て納付すべき營業税を輕減する。(同法第一條の二十八)

(ニ) 昭和十八年一月一日以後に於て、事業の全部又は一部を廢止又は休止した場合は、その廢止以後に於て納付すべき營業税を輕減する。(同法第一條の三十)(詳細は法人税の説明参照)

(三) 行政命令に因る株式譲渡の場合の特例 株價安定等の必要上臨時資金調整法の規定に基く命令により、所有株式を譲渡した法人が、その譲渡代金を以て取得した國債證券等の評價額を取得價額以内に壓縮記帳したときの當該取得價額と當該記帳價額との差額は、當該事業年度に於ける純益の計算上之を益金に算入しない。(同法第一條の二十四)

(四) 營業純益激減の場合の特例 法人の營業純益が、平常純益(昭和十一年以前三年内に終了した各事業年度の平均純益但し開業後第一次の事業年度が、昭和十二年に終了したものは、同十二年中

の各事業年度の平均純益)に比し四分の一以上を減少したときは、その減少の割合に従ひ左の如くその納付する營業税を輕減する。即ち

減少割合が二割五分以上三割五分未満なるとき	營業税額の二割
同 三割五分以上五割未満なるとき	同 三割
同 五割以上七割未満なるとき	同 四割
同 七割以上なるとき	同 五割

法人の課税は實績課税なるに拘らずかゝる輕減を行ふ所以は、戰爭の影響等に因る中小工業法人の利益減少の苦痛を緩和する……言はゞ、臨時利得税の逆をゆく譯であるから、資本金の大きい會社には適用しない。即ち(イ)營業の純益が年六千圓以上なるとき又は資本金額に對し年七分を超過るとき(ロ)資本金額が二十萬圓以上なるときには、假令前述の如き利益の減少があつても、營業税を輕減しない。(同法第八條乃至第十三條)

(註) この輕減を受けるには、純益金額の申告と同時に、平常純益の計算書を添附して、その旨を所轄稅務署に申請せねばならぬ。

以上の臨時租稅措置法による輕減税その他の特例は大東亞戰爭終了後其の年の翌年十二月末日迄に廢止する豫定となつてゐる。

個人營業稅

三九〇

課稅營業 個人の營業は左の二十八種の營業に限つて課稅する。

(一) 物品販賣業 動植物その他普通に物品と稱せざるもの、販賣も含む。但し不動産の賣買の如きは除外される。

(二) 金錢貸付業 最も普通のもの、質屋業である。質屋以外の金錢貸付業はそれを専門にやつて居る者は別として、普通の場合はそれが營業として爲すのであるか、單に一時融通したに過ぎないか、つまり營業であるかないかについては時に争ひが起り易い。勿論實情に依つて判定する外はないけれども、貸金の所得については、營業者に對しては營業稅を課し、營業者でない場合は乙種の配當利子所得として分類所得稅（他の所得と合算して總所得三千圓を越ゆるときは綜合所得稅）を課せられるから、實際の負擔としては結局大差ないと云ふことになる。

(三) 物品貸付業 動植物その他普通に物品と稱せざるもの、貸付を含む。たとへば船・車等の貸付も亦之に包含するのである。

(四) 製造業 瓦斯や電氣を供給するものは、瓦斯、電氣の製造として本業に含む。又物品の加工修理を爲すものも含む。

(五) 運送業 自己が運送する場合、又は運送の取扱を爲す場合、共に本業に該當する。

(六) 倉庫業 倉庫を備へて貨物の保管を爲すを業とするものである。

(七) 請負業 土木建築の請負、人夫勞力の供給を請負ふもの等を含む。

(八) 印刷業 活版石版その他の方法に依り文書圖畫の印刷を爲す營業である。

(九) 出版業 文書圖畫書籍の出版業である。出版業のうち所聞紙法に依る出版に對しては課稅されない。

(十) 寫眞業

(十一) 席貸業 貸席又は待合の如きものが之に當る。

(十二) 旅人宿業 下宿屋とか、或は木賃宿と稱しても名稱に拘らずその實態が旅人宿であるものを含む。

(十三) 料理店業

(十四) 周旋業 雇傭、貸借の周旋を業とするものである。

(十六) 代理業 一定の商人の爲に商行爲の代理をなすもの、たとへば保險會社の代理店の如きものである。

(十六) 仲立業 商行爲の仲立を爲すものである。

(十七) 問屋業。 (十八) 鑛業。 (十九) 砂鑛業。 (二十) 湯屋業。 (二十一) 理髮美容業。

營業稅

三九一

(二十二) 其他命令を以て定むる營業 (1) 兩替業 (2) 演劇興行業 (3) 寄席業 (4) 遊技場業 (5) 遊覽所業 (6) 藝妓置屋業 (7) 貸座敷業

非課税營業 左に掲げる營業には課税しない。

(一) 政府の發行する印紙切手類の賣捌

(二) 度量衡の製作、修覆又は販賣

(三) 新聞紙法に依る出版

(四) 税法施行地外に在る營業場に於て爲す營業

(五) 自己の收穫したる農産物、林産物、畜産物、水産物の販賣、又は以上を原料とする製造 (但し特に營業場を設けて爲す販賣又は製造を除く)

營業税を課さない營業は、前に掲げた二十八種の營業のうち右に述べた五種のもものと、二十八種の營業以外の總ての營業である。大體普通に營業と認められるものであつて、課税外に置かれるものを擧げて見ると、遊藝家 (相撲、俳優、藝妓、遊藝師匠の類) 醫師、辯護士、等である。

免稅營業 右の外、一定年限を限つて免稅される營業がある。即ち

(一) 重要物産製造業、採掘又は採取業は開業の年及其の翌年から三年間

(二) 製鐵事業法による製鐵業には十五年間

(三) アルコール專賣法に依り特許又は委託を受けアルコールを製造する者には其の翌年から五年

間

(四) 其他特別法に定めたるもの

以上は所得税と同じ手續で免稅するものであるから説明を省略する。

課税標準 課税標準は營業の純益である。個人の營業純益は年額四百圓未滿は課税しない。(法人には課税最低限の規定はない)

營業純益の計算法 は、前年中の營業上の収入金額から必要の經費を控除したる金額に依つて計算する。この必要の經費の中には収入を得るに必要な負債の利子を含むのである。尤も所得税及臨時利得税は必要の經費に之を算入しない。

要するに、この計算方も分類所得税に於ける營業所得の計算法と大體同様である。即ち分類所得中の營業の所得額と、營業税の營業純益額とは原則として一致するものである。その所得額と純益額と相違する點は左の場合である。

(一) 所得税は同一人の所得は税法施行地の内外を問はず算入されるが、營業税は税法施行地内に在る營業場に屬するものに限られる。故に海外支店の純益は、所得額は算入されても營業純益額には除外される。

(二) 營業税を課されないもの即ち印紙切手類の賣捌、度量衡の製作、修覆又は販賣、新聞紙法に依る出版等は所得の方は免稅規定がないから算入されるが、營業純益には除外される。

(三) 營業税の免税點は營業純益四百圓であり、事業所得の基礎控除額と同額であるが、所得税で

三九四

は、扶養控除及生命保険料控除があるから、營業所得が四百圓以上あつても、所得税は課せられぬことがあるけれども、營業純益が四百圓以上あれば、營業税は必ず課せられる。その反對に營業純益は四百圓未満でも他の所得と合して三千圓以上の所得となる場合には、綜合所得税が課せられる。

税率 税率は法人と同じく、純益金額の百分の二である。(昭和十九年改正)
納期 は年額を二分し、左の二期に徴収する。

第一期 其の年八月一日より三十一日限
第二期 翌年一月一日より三十一日限

(註) 従來營業用の土地及家屋に付納付した地租及家屋税を營業税額より控除したが昭和十九年の改正により之を廢止した(法人營業税説明参照)

納税地 營業税は各店各業の損益を通算して、營業者の住所地の税務署で決定する。住所のないときは主たる營業場の所在地を以て納税地とする。但し所得税法の甲種の事業所得に付所得税を納むる者に付ては、所得税の納税地を以て、營業税の納税地とする。

即ち營業税は、一個人を單位とし、一人で數ヶ所の營業場を有し又は數種の營業を營んでゐるときでも總ての營業の損益を通算して前年の實績に依つてその純益金額を決定するのである。前年の純益

が四百圓以上になれば課税されるし、然らざれば課税されない。尤も前年の實績といつても、相續で戸主が代つた場合には被相續人の營業は相續人が引續いて營業して居つたものと看做す、つまり相續なかりし状態(同一人で營業して居つたものと同様)に於て取扱はれる。

申告・申請 納税義務ある個人は毎年一月三十一日までに營業の種類、營業場所在地、純益金額及純益算出の基礎を詳記し所轄税務署に申告せねばならぬ。(申告様式は所得税の章参照)
重要物産製造業や製鐵業の免税申請も同時に出すことになつて居る。之等の手續は大體所得税と同様である。

調査・決定 税務署長は同業組合その他の營業者の團體に對して營業税に關する事項を諮問することが出来る。

又税務官吏は營業に關する帳簿物件を検査し、(註)又は營業者に質問することが出来る。

(註) 税務官吏が検査をするときは、検査章を持つことになつて居る。しかし普通の調査は「検査」と云ふ程度に四角張らないで双方合意の上調査に應ずると云ふことが望ましい。

税務署長は、各納税義務者の純益金額を調査して、之を所得調査委員會の調査に付し、その決議に依り營業純益金額を決定し、之を納税義務者に通知する。

所得調査委員會は、所得税法に依つて定められて居るもので、その調査及決議の方法等は總て所得税法に準ずる。この調査委員會の決議を税務署長が不當と認めるときは再調査に付し、その決議を仍

不當と認めるときは政府決定をする等のことも亦所得税に付て説明したと同様である。 三九六

審査・訴願・訴訟 税務署長の決定額に不服ある納税義務者は、通知書受領後二十日以内に財務局長に審査の請求をすることが出来る。審査の請求に對しては財務局長が所得審査委員會に諮問して之を決定する。その審査決定に仍不服ある場合は訴願・訴訟を爲すことが出来る。これらの手續は總て所得税と同一であるから省略するが、しかし假に所得額と營業純益額と同一の額の決定を受けた場合でも、審査・訴願・訴訟は何れも所得に對するものと營業純益に關するものは各別に申立てねばならぬ。之は同一の機關で審査はしても、もとく營業税法と云ふ獨立の法律に依つて決定したものであるから、所得税の異議が、直に營業税にも効力が及ぶと云ふ譯には參らぬからである。
(審査請求書の例)

昭和何年何月何日	何縣何都市區何町村大字番地	某印
何財務局長殿	何業何	
昭和何年分營業純益金額審査請求書		
一、決定純益金額	何	
右ノ通何稅務署長ヨリ決定通知(通知書何月何日受領)相受候處左記事由ニ依リ異議有之候ニ付審査ノ上純益金額	何	何
添付シ		
右請求候也		
不服ノ事由		
何々		

從軍者に對する減免稅等の特例 大東亞戰爭の爲出征したる軍人又は軍屬並に應召從軍軍人等の納付する昭和十五年以降の分の營業税に付ては、命令の定むる所に依り、之を輕減又は免除する。

その外、營業税の課稅標準の決定に關し特例を設けられてゐる。(昭和十二年九月法律第九十四號大東亞戰爭ノ爲從軍シタル軍人及軍屬ニ對スル租稅ノ減免徵收猶豫等ニ關スル法律(詳細は所得税の説明參照))

營業稅減免等の臨時措置 時局の要請に因り、課稅上次の如き臨時的措置を講ぜられてゐる。
(一) 企業整備等の場合の減免 法令、法令に基く命令又は行政官廳の指導、斡旋により昭和十六

年一月一日以後、同二十年三月三十一日迄に、企業整備の必要その他特定の事由により營業の全部又は大部分(決定純益金額の七割以上に相當する部分)を廢止した個人の當該營業より生ずる純益に付ては、昭和十七年分乃至同二十年分の營業税に限り左の區分により輕減又は免除する。(臨時措置法第一條の二十)

- 純益金額三千圓以下なるとき 當該營業稅額の全部
 - 同 八千圓以下なるとき 當該營業稅額の十分の五
 - 同 八千圓を超ゆるとき 當該營業稅額の十分の二
- この輕減免除を受けるには純益金額の申告と同時に輕減又は免除を申請せねばならぬ。この減免稅の結果、地方稅も亦伴つて減免せられる。その稅額の減免は、法令上の納稅資格要件に影響させないことになつてゐる。以下(二)(三)の場合も同様である。

(二) 營業純益前年に比し、激減の場合の輕減、資材又は勞務等の關係により事業不振となり、其の年中の個人營業の純益が、其の年分及前二年分の營業純益の決定金額(臨時利得稅控除前の金額)の平均額に對し五割以上減少したときは、其の年分の營業稅を左の區分に依り輕減する。

減少割合が七割以下なるとき 營業稅額の十分の二
同 七割を超ゆるとき 同 十分の四

右規定は個人の其の年中の營業の所得金額が三萬圓以上の者又は其の年中の營業の所得金額が其の年分の營業の所得の決定金額以上の者には之を適用しない。(同法第一條の二十六)

(註) 輕減を受けるには翌年一月三十一日迄に所轄稅務署に申請するを要する。

(三) 營業純益戰前に比し、激減の場合の輕減、其の年中の個人營業純益が平常純益(昭和十一年以前三年平均純益、但し昭和十二年一月以後の新規開業者は同十二年分純益)に比し、その四分の一以上減少したときは、その減少の割合に従ひ、その納付する營業稅を左の區分に依り輕減する。

減少割合が二割五分以上三割五分未満なるとき 營業稅額の二割
同 三割五分以上五割未満なるとき 同 三割
同 五割以上六割未満なるとき 同 四割
同 七割以上なるとき 同 五割

但し營業純益が六千圓以上なるときはその營業稅を輕減しない。(同法第八條乃至第十三條)

(註) 輕減を受けるには、翌年一月三十一日迄に所轄稅務署に申請するを要する。

ここに注意すべきは、同一人にして以上(一)(二)(三)の規定中二以上の規定に該當する場合、當該各規定中輕減又は免除額の最も多額となるべき一の規定を適用されることである。

(四) 時局産業に對する純益計算上の特例 (イ) 資本的支出に充てるため交付せられた國庫補助金の収入は、一定の條件の下に純益の計算上之を收入金額に算入しない。

(ロ) 時局産業に關し研究を爲すに要した支出(ハ)時局産業の用に供する建物、機械その他の設備及船舶の價額の償却金額等は一定條件の下に純益の計算上之を必要經費に算入する。(同法第一條の四)(詳細は所得稅の説明参照)

以上の臨時措置法による輕減その他の特例は、大東亞戰爭終了後其の年の翌年十二月末日迄に廢止する豫定となつてゐる。

戰時災害被害者に對する特例 (一) 戰時災害(戰爭の際に於ける戰鬪行爲又は之に起因して生ずる災害を謂ふ)に因り營業の用に供する資産に付被害を受けたる個人に對しては被害ありたる後最初に到來する納期に於て納付すべき營業稅中被害を受けたる營業の部分より生ずる純益に對する稅額を年額に換算したるものを、左の區分により被害ありたる後最初に到來する納期に於て納付すべき營業稅より順次輕減又は免除する。即ち

純益金額一萬圓以下なるとき

當該營業稅額の全部

同 五萬圓以下なるとき

當該營業税額の十分の七

四〇〇

同 五萬圓を超ゆるとき

當該營業税額の十分の五

但し被害ありたる後最初に到來する納期より二年を経過したる後に納付すべき税額に付ては最早輕減免除されない。(戰時災害國稅減免法)

(一) 戰時災害に因り營業の用に供する資産に付甚大なる被害を受けたる個人に對しては、純益金額三千圓以下の者に限り、被害を受けたる營業の部分より生ずる純益に對する營業税のみでなく、被害ありたる後最初に到來する納期に納付すべき營業税を年額に換算したるものを、被害ありたる後最初に到來する納期に於て納付すべき營業税より順次輕減又は免除する。但し被害ありたる後最初に到來する納期より二年を経過したる後に納付すべき税額に付ては最早輕減・免除されない。

(註) (一)の甚大なる被害を受けたる個人とは、營業用家屋其他築造物、船舶、機械器具、商品、原料品等に付その過半を滅失毀損したるものを謂ふ。また(一)の被害の範圍は、前掲營業用資産に付その十分の一以上を滅失毀損したるものを謂ふ。
右(一)(二)の輕減免除を受けるには被害ありたるときより三十日以内に、被害の状況を記載した申請書を所轄稅務署に提出するを要する。

(三) 營業純益の計算其他の特例 戰時災害に因り所得の基因たる資産又は事業用の資産に付、被害を受けたる個人の營業純益を計算する場合に於ては、當該資産の滅失又は毀損に因る損害見積金額(支拂を受けたる保險金を額差引く)を、必要經費と看做して計算する。

その他申告、申請並に納期に關する特例及營業税の徵收猶豫が許されることになつてゐる。(詳細は所得税の説明参照)

(註) 損害見積金額に付ては利益金額の申告と同時に、その旨を記載したる申請書を所轄稅務署に提出すべくまた徵收猶豫に付ては被害後三十日以内にその旨を申請しなければならぬ。

罰則 營業税に關する罰則は次の通りである。

- (一) 稅務官吏の検査を拒み、妨げ又は忌避し若は虚偽の帳簿を提示したものは千圓以下の罰金。
- (二) 詐偽其他不正の行爲に依り脱税したものは脱税金三倍の罰金又は科料。但し稅務署長に申出又は自首したものは税金を徵收しその罪を問はない。
- (三) 調査又は審査に干與した者が、正當の事由なくしてその秘密を漏洩したるときは千圓以下の罰金。

その他の罰則及稅務官吏の検査の規定等は、法人の營業税にも適用される。

地方附加税 營業税には、法人・個人とも、地方附加税が課せられる、その課率は、普通には、府縣稅として、本稅の百分の百、市町村稅として本稅の百分の二百、合計百分の三百(特別の場合には府縣稅百分の百二十、市町村稅百分の二百四十、合計百分の三百六十)である。(詳細は地方稅の章參照) 分割申告 營業税は前述の如く一應國稅として徵收するが、更に地方分與稅として、徵收地方へ還

付するのである。従つて敷府縣又は敷市町村に亘つて營業所を設けて營業を爲す法人、個人は、純益の申告と同時に稅務署にその營業所毎に純益金額を分割して届出で、更に稅務署より純益金額の決定通知を受けてより十四日以内に、その純益金額、營業稅額、稅務署名等を關係府縣知事に届出でることになつてゐる。(地方稅法施行規則第二條、第三條)(註)

(註) 分割に關する届書の様式は營業純益申告様式と共に稅務署に用意してあるから、之を利用するが便利であらう。

施行期日、營業稅法は昭和十五年四月一日より施行せられる。そして、法人の營業稅は昭和十五年四月一日以後に終了する事業年度分より、個人の營業稅は昭和十五年分より新法を適用される。但し個人の鑛業の純益に付ては昭和十六年分より適用される。

昭和十七年の改正法、は、同年四月一日より施行せられる。そして、法人の各事業年度の純益に付ては、同年一月一日以後終了する事業年度分より、清算純益に對する營業稅に付ては、同年一月一日以後に於ける解散又は合併に因る分より、個人の營業稅に付ては、昭和十八年分より改正法を適用される。

昭和十八年の改正法、(臨時租稅措置法の改正に依るもの)は、同年四月一日より施行せられ、改正規定は法人の昭和十八年一月一日以後に終了する事業年度分の營業稅より、個人の昭和十八年分營業稅より適用される。

昭和十九年の改正法、は、同年四月一日より施行せられ、(一)法人の各事業年度の純益に對する營業稅に付ては同年一月一日以後終了する事業年度分より、(二)法人の清算純益に對する營業稅に付

ては、同日以後に於ける解散又は合併に因る分より改正法を適用され、(三)個人の營業稅に付ては、昭和十九年分より改正法を適用される。但し個人の營業稅の申告時期の改正(三月十五日を一月三十一日に改正)規定は、昭和二十年分より適用される。

營業稅表(昭和十七年度)

種別	人員	純益金額	稅額
法人純益	七二、三九三	三、五八二、七七七	五三、七四一
同 清算純益	一、六二七	三八、三二八	五七五
計	(實際) 七二、七九四	三、六二一、一〇六	五四、三一六
輕減及控除	二、九〇五	一七、一八七	二、五八六
差引計	(實際) 七二、三八二	三、六〇三、九一九	五一、七三〇
個人純益	一、八〇一、九三七	四、三八七、〇六〇	六五、八〇五
輕減及控除	二六、三三二	一六	七
差引計	一、八〇一、九三〇	四、三八七、〇四四	六五、七二八
法人個人計	一、八七四、三二二	七、九九〇、九六三	一一七、四五八

營業稅

一五 家屋税

四〇四

家屋税は古くから地方税として課税せられつゝあつた。即ち主として戸數割を施行し難き市町村又は之を不適當とする地方に於て、戸數割に代へて施行したものであつたのである。

然るに大正十五年の税制整理に當つて、直接國税の體系を整へ、土地、營業、資本利子に夫々地租、營業收益税、資本利子税を課することとすると共に、家屋に對しては家屋税を課するの必要を認められたのであるが、若し之を國税とするときは、從來地方に於て賦課したる家屋税を國に奪ふこととなり、地方財源を脅威する憂があるため、依然之を地方税として存続し、全國同一の課税方法を以てその標準を整へることとしたので、このときから從來戸數割と同様人税たるの性質を有した家屋税が、純然たる物税として存続することとなつたのである。そこでこの新家屋税は府縣税として昭和二年度から施行せられたのである。(昭和四年度までは從來の賦課方法を認めて過渡期に於ける経過規定が設けられて居た)即ち

府縣税家屋税は、家屋の賃貸價格を標準として家屋の所有者に賦課せられ、その賃貸價格は家屋税調査委員の調査を経て府縣知事之を決定し、その課率は、内藏兩大臣の許可を得て府縣に於て定むるものとし、極めて負擔の公平を期し得るものと考へられたのである。然るにその実績は、課税標準たる家屋の賃貸價格に於ても課率に於ても各府縣の間極めて區々となり、各市町村の附加税亦區々で、

その負擔は甚だ均衡を失するものとなり當初の豫期を裏切られた。依つてこの不均衡を是正するには國に於て統一的に賃貸價格を調査し、法定稅率を適用して課税し、府縣市町村は之に附加税を課する方法を採るの外ない。これ昭和十二年の所謂馬場・潮案に於て家屋税の國稅移管が計畫された譯であつたが、これは實現に至らなかつた。その後昭和十五年の税制改正に於て、地租及營業税と共に家屋税を地方の獨立財源とすると共に、その課徵形態を分與税及附加税併用とすることとなつた。即ち、家屋税を國税として徵收し、更に、之を徵收地方に還付税として分與するの外、地方に於て國稅附加税を徵收し得るといふ劃期的改正を斷行し、こゝに家屋税は國稅として更生することとなつた。

而して、國に於ける一般の賃貸價格調査期間中の昭和十五、十六兩年度に於ては、過渡的に從來通り家屋税を道府縣税として殘し、市町村は之に附加税を課することとしたが、従前の賃貸價格の各府縣間に於ける不均衡を是正するため、内務省に於て補整工作を行ひ、(註)その補整後の賃貸價格に對して、課率を統一して、府縣は百分の三・五を、市町村の附加税は、本稅の百分の百(即ち府縣税、市町村税を合して百分の七を目途として課税したのである)。

(註) 昭和十五年七月内務省令第二十五號家屋賃貸價格補正に關する件參照。

かくして、國稅としての家屋税の課税標準たるべき賃貸價格は、全國的に統一すべく新に昭和十五年七月一日現在の課税家屋に付調査に着手し、同年及翌十六年兩年の間にその調査を了し、新に家屋所有者より選舉した委員を以て組織する家屋賃貸價格調査委員會に付議して之を決定し、また、十五

年七月二日以後同十六年十二月末日までの異動家屋に付ては、類似家屋の賃貸價格に比準し、その家屋の情況に應じて賃貸價格を決定し、こゝに全國家屋は、十七年一月一日現在により家屋臺帳に登録され、愈々同十七年分家屋税より徴收することとなり、始めて全國の家屋は同一振合の課税標準により均一の税率を以て全國的に權衡を得たる課税を受けるものとなつたのである。

家屋税は家屋の賃貸價格を標準として、家屋の所有者に賦課する。即ち

納税義務者 は家屋の所有者——後に述べる所の家屋臺帳に所有者として登録せられた者である。

課税物件 家屋税の課税物件は言ふ迄もなく家屋である。日本内地所在の家屋は後述の非課税家屋を除くの外總て家屋税を課せられる。

課税すべき家屋の種類 はその主たる用途により、左の五種に區分する。

(一) 住 家 寄宿舎を含む。

(二) 店 舗 旅館、料理店及事務所を含む。

(三) 工 場 發電所及變電所を含む。

(四) 倉 庫

(五) 雜種家屋 (一)乃至(四)に屬せざる一切の建物を含む。

(註) 家屋と見るべき建物と、各種の工作物との限界に付ては、往々疑義を生ずる場合がないでもない。例へば高架鐵道下の倉庫、店舗或は競技場のスタンドにして内部が事務所、店舗等に使用し得る設備あるものは

從來より家屋として取扱はれてゐるが、瓦斯タンク、石油タンクの類は、その用途は倉庫に類似するけれども家屋と見るべきではない。要するに、或建物が家屋なりや否やは、その用途、形態、構造等に考へ、また社會通念に照して之を判定すべきである。

非課税家屋 公益上その他の理由により、左に掲ぐる家屋には家屋税を課さない。但し有料借家は之を除く。

(一) 國、北海道、府縣、市町村其他命令を以て指定する公共團體(註)に於て公用又は公共の用に供する家屋

(註) 府縣組合、市町村組合、町村組合及市町村内の區、市町村學校組合、町村學校組合及學區、水利組合、水利組合聯合及北海道土功組合

(二) 神社、寺院又は教會の用に供する家屋

(三) 國寶保存法又は史蹟名勝天然記念物保存法に依り國寶又は史蹟若は名勝として指定せられたる家屋

(四) 私立の幼稚園、中學校、高等女學校、實業學校、專門學校、高等學校及大學並に大藏大臣の指定する其の他の私立學校に於て直接に保育又は教育の用に供する家屋

(五) 其他命令を以て定むる家屋(註)

(註) (一) 耕地整理組合、耕地整理組合聯合會、重要物產同業組合、同聯合會、森林組合、同聯合會、酒造家屋税

組合、同聯合會、同中央會、水産組合、同聯合會、外國領海水産組合、同聯合會、畜産組合、同聯合會、農會、水産會、商工會議所、其の他此等の公共團體に準ずべきものの事務所の用に供する家屋

(二) 社會事業法に依る社會事業、救護法に依る救護施設、少年救護法に依る少年救護院、母子保護法に依る母子保護施設、醫療保護法に依る醫療保護事業又は施設若は附帶事業及司法保護事業法に依る司法保護事業の用に供する家屋

(三) 農業倉庫業者の農業倉庫及聯合農業倉庫業者の聯合農業倉庫

(四) 私立圖書館にして大藏大臣の指定するものに於て直接に其の用に供する家屋

(五) 民法第三十四條の規定に依り設立したる法人其の他營利を目的とせざる法人に於て事務所の用に供し、又は直接に公益の用に供する家屋にして大藏大臣の指定するもの

(六) 一時の使用に供する家屋、例へば或期間の博覽會展覽會等の建物、一時的の見世物小屋、工場、一時的の家屋等の類の如きもの

家屋の整理 家屋には、その所在の異なるに従ひ一個毎に家屋番號を附し、その床面積及賃貸價格を定め、之を家屋臺帳に登録して整理する(尤も家屋税を課さない家屋には賃貸價格を附さない)從て家屋の異動ある毎にそれ〴〵家屋臺帳の整理を要する。(異動のことに付ては後述参照)

一個の家屋、主たる家屋(母屋)に附屬する建物は、主たる家屋と合して、之を一個の家屋と看做す、從つて一個の家屋中家屋税を課する部分と、家屋税を課さない部分とあるとき、又は所有者を異にする部分があるときは、各別に之を一個の家屋と看做すのである。

家屋番號、は恰も土地の地番と同様に、原則としては、市町村内の大字、字又は之に準ずべき地域

毎に起番して、之を定める。尤も、特別の事情あるときは、適當な地域毎に起番する。

家屋の構造區分、家屋の構成材料、屋根の種類及建物の階數により左の如く區分する。尤も之に該當しないものは、その實況により適當に之を區分する。

- (一) 構成材料に依る區分
 - (イ) 鐵骨鐵筋コンクリート造、(ロ) 鐵筋コンクリート造、(ハ) 鐵骨造(鐵骨石造及鐵骨煉瓦造を含む)、(ニ) 石造、(ホ) 煉瓦造、(ヘ) 土藏造、(ト) 木造(木骨造鐵網モルタル塗その他の木骨造塗家を含む)
- (二) 屋根の種類に依る區分
 - (イ) 瓦葺(セメント瓦葺を含む)、(ロ) スレート葺(石綿スレート葺を含む)、(ハ) 亜鉛メッキ鋼板葺、(ニ) 草葺

(三) 階數に依る區分

- (イ) 平屋建、(ロ) 二階建(三階建以上は之に準ずる)

床面積、家屋の床面積は、各階(地階を含む)の床面積の合計額に依る所謂家屋の延坪數である。この場合階段室、昇降機室等は床面積に計算する。床面積は六尺平方を坪、坪の十分の一を合、合の十分の一を勺として之を定め、勺未満の端數は之を切捨てる。

家屋臺帳は(一)家屋の所在、(二)家屋番號、(三)種類、構造及床面積、(四)賃貸價格、(五)

所有者の住所氏名又は名稱、(六) 其他家屋に關する必要事項を登録した帳簿である。所謂臺帳税の典型的なもので、地租の土地臺帳に匹敵する。即ち家屋税賦課の根本を明かにする元帳であると同時に、未登記の家屋に付てはその所有權を公證する貴重なる公簿である。家屋税法の施行により新に設けられたる家屋臺帳は、昭和十七年一日一日現在の家屋に付調製し、課税家屋の全部が之に登録せられてゐる。

家屋臺帳は、之を稅務署に備へ、市町村には、その市町村内の家屋に付、家屋臺帳の副本及家屋所有者毎に整理した家屋税名寄帳を置き、徵税の便に供する。

家屋臺帳の整理 家屋臺帳の登録事項に異動を生じたときは、之を加除整理して、實際と帳簿との齟齬なき様整理せねばならぬ。

新規登録 新に家屋臺帳に登録すべき家屋を生じたとき即ち

(イ) 家屋を建築したとき

(ロ) 非課税家屋が課税すべき家屋となつたとき

(ハ) 國有家屋その他家屋税法の適用なかりし家屋が、課税すべき家屋となつたとき
の如きは新規登録をする。

變更登録 既に家屋臺帳に登録してある事項、即ち家屋の所在、番號、種類、構造、延坪、所有者の表示等に變更を生じた場合は、行政區劃又はその名稱の變更に付ては、所管廳の告示又は通知によ

り變更の登録をなし、その他の事項に付ては、所有權の得喪に關する以外は、家屋所有者の申告により變更の登録をする。

家屋の所有權の得喪(移轉保存消滅)に關する事項は、原則として、登記所よりの通知がなければ、家屋臺帳に之を登録することを得ない。これ等の登記をしたときは登記所よりその旨を所轄稅務署に通知することになつてゐる。その例外として、未登記家屋の收用未登記家屋の相續に付ては、登記所の通知を待つことなく、權利者の申告(權利を證するに足る書面添附を要す)により所有權の移轉を登録する。新規登録の場合及家屋の滅失の場合も亦所有者の申告により登録する。但し既登記の家屋の滅失に付ては、稅務署より之を登記所に通知して登記簿との一致を圖ることとなつてゐる。未登記の建物の所有權の登記は家屋臺帳の謄本により家屋臺帳に所有者として登録せられたることを證する者より之を申請することになつてゐる。

家屋臺帳謄本は之を必要とする家屋所有者その他の者より一枚に付四十錢の手續料を收入印紙を以て納めて、その交付を請求することが出来る。若し特に請求者の申出があつた場合には、謄本には家屋明細の全部又は一部を省略して抄本に相當するものを作成下付し得る取扱になつてゐる。

(註) 謄本送付用の郵便切手を添へ郵送を求め得ることは土地臺帳謄本の例と同様である。

課税標準 家屋税の課税標準は家屋臺帳に登録したる賃貸價格である。

家屋の課税標準としては、賃貸價格の外に時價又は收益が考へられるが、賃貸價格は收益税課税標

準として他の標準に勝る種々の長所があり、また、地租の課税標準が賃貸価格である関係より見ても、家屋税の課税標準を賃貸価格とすることは最適である。これ現行法が従来と同じく賃貸価格を課税標準に採用した所以である。

賃貸価格の評定、家屋税の課税標準たる賃貸価格は、貸主が公課・修繕費其他家屋の維持に必要な経費を負担する条件を以て之を賃貸する場合に於て貸主の收得すべき一年分の金額によつて之を定める。

賃貸価格を判り易く言へば、俗に稱す家賃又は賃貸料のことである。尤も實際の家賃、賃貸料といふ中には、その敷地の賃貸料を含んでゐる。また、賃借者相互間の關係その他の種々の事情により高低區々であり、殊に都會の家賃の如きは、貸主か借主かが代るたびに引上げられる例が多い（この頃では統制令により引上げを停止されてゐる）が、兎に角、實例をそのまま賃貸価格とする譯にはゆかない。そこで多數の實例を參照して、その中庸を得て類似家屋の標準となるべき適當な賃貸料を基準として賃貸価格を評定する。自家用の家屋又は賃貸してゐない家屋の如きも、それ〴〵適當に見積つて、賃貸価格を評定する。（註）

（註）家屋の賃貸価格であるから、土地と共に貸した所謂家賃から敷地の賃貸価格を控除したのが此の『賃貸価格』である。

賃貸価格の一般的改定、家屋の賃貸料は、時勢の變化につれて變動あるを免れないけれども、その

變動の都度個々の家屋の賃貸価格を更正することは、實際上困難であるから、家屋臺帳に登録してある賃貸価格は、五年間は据置とし、五年毎に一般に之を改定することとなつてゐる。この期間は土地賃貸価格の改訂期間十年毎の二分の一である。蓋し家屋は土地と異なり、その耐久性が短いのみならず、經濟事情の變動に適應せしむるため、期間を五年毎に短縮したのである。

家屋税を國税としての最初の賃貸価格の一般的調査は、前述の如く、昭和十五年七月一日現在の家屋に付之を行ひ、それ〴〵の手續を経て同十六年中に之を決定し、同十七年一月一日現在により家屋臺帳に登録し、同十七年分家屋税より徴收することになつてゐるが、この賃貸価格は、やがて、五年後に一般に改訂されねばならぬ。然るにその五年後に當るところの昭和二十二年は、恰も土地賃貸価格第二回の改訂期たる昭和二十三年の調査と競合して、實施上困難であるから、先づ土地賃貸価格の改訂を完了した後に、家屋賃貸価格の改定を行ふこととし、第一回の改訂は、特に昭和二十五年一月一日と定められてある。それ以後は原則に従ひ五年毎に改定することになる。

賃貸価格決定手續、賃貸価格を一般に定むる場合に於ては、その賃貸価格は之を定むる年の前々年四月一日現在の課税すべき家屋に付全國一齊に之を調査し、家屋賃貸価格調査委員會の議に付し、稅務署長之を決定する。

調査期間中の異動、賃貸価格を一般に定める年の前々年四月二日以後、賃貸価格を一般に定める迄の間に於て異動した家屋に付ては、之を家屋賃貸価格調査委員會に付議せず、類似の家屋の既に決

定して家屋臺帳に登録した賃貸価格に比準し、その家屋の状況に應じて、税務署の調査により、税務署長之を決定する。

家屋賃貸価格調査委員会は、賃貸価格を一般に定むる毎に、各税務署所轄内に設置する。但し税務署所轄内の市には特別に委員会を置くことを得る。

賃貸価格調査委員会は之を置くべき区域内の各市町村に於て家屋税を課すべき家屋の所有者より選舉したる調査委員を以て之を組織する。

調査委員の定数は七人を原則とし地方の事情により増減する。選舉人の資格及選舉の方法、調査委員会の開閉及その議事、或は再議の方法等は、所得調査委員会等の例に同じ。

賃貸価格を一般に定むる年の前年十月三十一日迄に賃貸価格調査委員会の決議を了するやう、それより前に、税務署に於て調査原案を提出せねばならぬ。つまり賃貸価格一般改定のためには約二年の日子を見込んである。

賃貸価格の決定通知 賃貸価格調査委員会の決議を経て賃貸価格を決定したときは、税務署長は之を市町村長に通知し、市町村長は之を二十日間關係者の縦覧に供する。

審査・訴願・訴訟 自己所有家屋の賃貸価格に異議ある者は縦覧期間満了の日より二十日以内に不服の事由を具し、税務署長を経由して財務局長に異議の申立をなし得る。財務局長は之を審査の上決定して異議申立人に通知する。この審査決定に對し不服ある者は訴願又は行政訴訟を爲し得る。

異動家屋の賃貸価格 (イ) 家屋を建築したとき、(ロ) 家屋を増築したとき、又は(ハ) 家屋税を課せざる家屋(又はその一部)が家屋税を課する家屋となつたときの賃貸価格は類似の家屋の賃貸価格に比準して、その家屋の状況に應じて之を定める。

従つてこれ等の異動があつたときは家屋所有者より三十日以内に床面積及賃貸価格を税務署長に申告するを要する。申告なきとき又は申告を不相當と認めるときは、税務署長に於て之を決定する。

また、(イ) 一個の家屋が數個の家屋となつたとき、(ロ) 數個の家屋が一個の家屋となつたとき、(ハ) 家屋税を課する家屋の一部が家屋税を課せざるものとなつたとき、(ニ) 家屋の一部が所有者を異にするに至つたときは、各家屋の状況に應じてその家屋の従前の賃貸価格を配分又は合算してその賃貸価格を定める。従つてこれ等の異動は、その家屋所有者より税務署長に申告するを要する。

家屋の異動に因り家屋番號、種類、構造、床面積、又は賃貸価格を家屋臺帳に登録したとき若はその登録を變更したときは家屋所在の市町村を経由して家屋所有者に通知する。

税率 家屋賃貸価格の百分の二・五である。住家たる工場たるその他たるとを問はず均一である。(昭和十九年分より税率改正)

納期 家屋税の納期は毎年七月一日より同月三十一日限である。(昭和十九年改正)。その納期開始の時に於て家屋臺帳に所有者として登録せられたる者より之を徴收する。

尤も同一市町村内に於ける家屋に付納付すべき家屋税額が二百圓を超ゆるときは、その半額につき

納期開始前三十日迄に家屋所在の市町村を經由して、税務署長に申請すれば、四月以内その徴収を猶豫して貰へる。

(註) 家屋税の納期は従来二期制であつたが、昭和十九年の改正で一期制となつた。

徴収区分 家屋の新築増築に依り新に賃貸価格を定めた場合、若は家屋の分合・變更等により賃貸価格を配分合算した場合、又は毀損により賃貸価格を改めた場合は、その後開始する納期より、新賃貸価格により徴収する。之に反して、課税家屋が不課税家屋となつたとき、又は家屋が滅失したときは、その後開始する納期より家屋税を徴収しない。

戦時災害の場合の特例 (イ) 戦時災害に因り毀損した家屋に付ては被害ありたる日の屬する納期分より新に定めたる賃貸価格により家屋税を徴収し、(ロ) 戦時災害に因り滅失したる家屋に付ては被害ありたる日の屬する納期分より家屋税を徴収しない。(ハ) 必要あるときは災害地方に於て納付すべき家屋税並に被害者の納付すべき家屋税の徴収を猶豫することとなつてゐる。(戦時災害國税減免法)

家屋税の徴収は、市町村をして取扱はしめる。従つて家屋の異動その他家屋税徴収に關し必要と認むる事項は、税務署長より市町村に通知する。

市町村に於ては、各納税義務者に付同一市町村内に於ける家屋の賃貸価格の合計金額に依り算出して徴収する。その合計金額が十圓未満なるときは家屋税を徴収しない。

市町村は家屋税の納期開始前十五日迄に賃貸価格及家屋税の總額を税務署長に報告する(前報告後異動がなければ省略してもよい)。その後納期開始迄に報告事項に異動を生ずれば、直に異動額を税務署長に報告する。(異動がなければ報告に及ばぬ)

納税義務者が、其の家屋所在の市町村内に現在しないときは、家屋税に關する事項を處理せしむるため納税管理人を定め市町村長に申告するを要する。これ等の手續は大體地租と同様である。

罰則 家屋税に關する罰則は大體左の如くである。
(一) 詐偽其の他不正の行爲に依り家屋税を遁脱した者は、その遁脱税金の三倍に相當する罰金又は料料に處せられ、税金は直に徴収せられる。但し自首し又は税務署長に申出た者は其の罪を問はない。

(二) 税法により申告を爲すべき義務を有する者、其の申告を爲さざるときは五十圓以下の過料に處せられ、その不足の税金は直に徴収せられる。(一)(二)の場合にはその家屋一個に付税金を算出する。

(三) 正當の事由なくして税務官吏の家屋検査を拒み、妨げ又は忌避したる者は百圓以下の罰金に處せられる。

(四) 賃貸価格の調査、審査の事務又は賃貸価格調査委員會の議事に參加した者がその知得たる秘密を正當の事由なくして漏洩したときは、千圓以下の罰金に處せられる。

(五) 家屋税調査委員の選挙運動に付ての罰則は、所得調査委員の例と同じ。
 施行期日、家屋税法は、法律公布日即ち昭和十五年七月十三日より施行せられたが、家屋税の賦課
 徴収に關する規定は、昭和十七年分家屋税より之を適用される。

地方附加税、家屋税の地方附加税は府縣が本税の百分の百、市町村が本税の百分の二百（即ち合計
 して本税の百分の三百）を普通の標準とする。災害その他特別の事情あるときは各その二割（主務官
 廳の許可あるときは尙その以上）を増加することを得る。

昭和十九年の改正法、は同年四月一日より施行され、改正税率は昭和十九年分から適用される。

家屋税表（昭和十八年一月一日現在）

種別	個數	床面積	賃貸價格	税額
住家	九、九三六	三七四、五三七	一、〇六八、八六五	一八、七〇五
店舖	一、三五二	六七、六四三	五五一、六五八	九、六五四
工場	一六四	四、三〇九	二九五、四六〇	五、一七〇
倉庫	一八六	六、二一一	二五、九三一	五七六
其他	一九五	七、一〇一	四四、一七七	七七三
合計	一一、八三四	四九五、八〇二	一、九九三、〇九二	三四、八七八

一六 有價證券移轉税

有價證券移轉税は、有價證券の移轉に對し課する税である。不動産に對する登録税の課税との均衡
 を圖ると同時に、流通税の整備擴充を圖り、且國庫の増收を目的として昭和十二年に於て創設せられ
 たのである。

有價證券移轉税は、英國、米國、佛國にも實施せられて居り、大抵印紙に依て納付せしめてゐる。
 我國の有價證券移轉税は後に述ぶる如く印紙を以て納付せしむるものと、現金納付のものとのに分れ
 る。

有價證券、といふ語は、法律上廣く權利流通を容易ならしむる證券の謂であつて、手形、小切手の
 類をも總稱するけれども、爰にいふ有價證券はそんな廣い意味の有價證券ではなく、國債證券、地方
 債證券、社債券、産業債券、商工債券、及株券を謂ふのである。内地で發行したものだけではなく、
 外國又は外國法人が發行したものを含むのである。また、甲種國債登録簿（日本銀行に備付けてあ
 る）に登録したる國債、社債等登録法により登録したる社債、地方債又は外國公社債又は會社の社員
 持分の如きは普通には有價證券とは言はないけれども、その登録國債、地方債、社債、外國公社債等
 の名義變更、社員持分の移轉は有價證券の移轉と看做することゝなつてゐる。

有價證券移轉税、は右に述べた證券が移轉——賣買、交換、贈與、遺贈其の他の原因の如何を問は
 ず、有價證券移轉税

す、有價證券の移轉——に課税するのである。(註)

四二〇

(註) 左記の債券は、各當該法律により有價證券移轉税法の適用上國債以外公債に關する規定を準用される。更生債券、恩給債券、庶民債券、住宅債券、交通債券、農地開發債券、戰時金融債券、産業設備債券

非課税、次の有價證券に付ては、有價證券移轉税を納めるを要しない。

(一) 一年内の期限を以て發行する國債證券。

(二) 國債證券、地方債證券、勸業債券及命令を以て指定する社債券——農工債券、興業債券、北海道拓殖債券、貯蓄債券、復興貯蓄債券、報國債券、朝鮮殖産債券、鮮滿拓殖債券——にして其の額面金額三十圓以下のもの。

(註) この外特殊會社が事業の統制上合併する場合の有價證券の移轉には課税せぬ。それは各當該特別法に定められてゐる。

また、次のやうな移轉に付ても有價證券移轉税を納めるを要しない。

(一) 相續、法人の合併又は保險契約の全部を包括的に移轉する場合の有價證券の移轉。

(二) 日本銀行を賣買の當事者とする國債證券の移轉。

(三) 信託の場合に於ける委託者より受託者への有價證券の移轉。

(四) 信託終了の場合に於ける受託者より委託者又は其の相續人への有價證券の移轉。

(五) 消費貸借及其の終了の場合に於ける無記名有價證券の移轉。

(六) 短期清算取引に於ける受渡調節の爲の賣買取引を業とする會員又は取引員の代引に因る有價證券の移轉。

(七) (一) 及 (三) の場合の外、會社が自己の株式を取得する場合の有價證券の移轉。

(八) 賣出の方法に依り發行する場合の有價證券の移轉。

(九) 産業設備營團法第十九條、臨時資金調整法第十條の三及第十四條第三項の規定に依る國債證券その他の有價證券の移轉。

(一〇) 國債、地方債又は社債の總額引受又は委託募集——巨額の公社債を發行する場合證券募集を専門とする銀行、信託會社又は其のシンジケート等に發行すべき公社債の總額を一括して引受けしめ又は其の募集を委託して募集の目的を達する方法——に依る場合の引受けた有價證券の移轉、但し發行の日より一年内に限る。

(一一) 前號の場合の下引受——證券業者が、總額引受又は委託募集の場合の下引受——をする場合の有價證券の移轉。

納税義務者 有價證券を取得した者——法人たると個人たるとを問はず——が納税せねばならぬ。尤も、營利を目的とせざる法人にして、所得税法其他の法律に依り所得税を課せられざる者が、有價證券の取得者である場合には課税しない。

課税標準

有價證券の取得價額を課税標準とする。證券の額面額に依らない。即ち賣買の場合は、有價證券移轉税

四二一

其の賣買價額に依り、其の他の場合には、移轉當時の時價に依る。

税率は取引の方法の異なるに従ひ、又國債と其の他とに依つてそれぞれ税率を異にする。即ち

第一種 有價證券仲買人を買受人とする賣買取引に因る移轉

國債證券 取得價額 萬分の一

其の他の有價證券 同 萬分の一

第二種 第一種以外の移轉

甲 取引所の實物市場に於ける賣買取引に因る移轉

國債證券 取得價額 萬分の一

其の他の有價證券 同 萬分の一

乙 其他

國債證券 取得價額 萬分の一

其の他の有價證券 同 萬分の一

税額は總て一錢以上とする。一錢未満の端數は切上げて一錢として計算する。

納税の手續 有價證券の移轉毎に、各當事者が、有價證券移轉書を作成して、之に印紙を貼用して納める。この場合印紙に消印を忘れぬやう注意を要する。この移轉書には別に印紙税は納めるに及ばぬことになつてゐる。

しかし、有價證券の移轉は頻繁であり、又多數の證券の移轉を取扱ふ仲買人をして、かゝる面倒な方法に依らしむる譯にゆかないから、有價證券仲買人が他人の爲に取扱ふ有價證券の移轉に付ては、右の方法に依らずして、移轉の際に仲買人が其の税金を徴收して取纏めて翌月十日迄に之を稅務署に納めることになつてゐる。この場合、仲買人がその税金の徴收をしなかつたとき、又は其の徴收した税金を納付しないときは、稅務署は、國稅徴收の例に依り、其の仲買人から徴收する。爰に仲買人といふのは、有價證券の賣買又は其の媒介を爲すを業とする者を指すのである。これ等の仲買人の業を營まんとする者は、其の營業所毎に豫め稅務署に申告しなければならぬ。其の營業を廢止せんとする場合も亦申告するを要する。

有價證券仲買人は、營業に關する帳簿を備へ、それら必要事項を記載するを要する。又其の帳簿書類に付、稅務官吏の要求ある際は、之を呈示し又は其の質問に對し、それら返答する義務を負ふのである。

罰則 有價證券移轉税に付ての罰則は、大體次の通りである。

(一) 有價證券移轉書に相當印紙を貼用せず、又は有價證券移轉書を作成せずして脱税した者は、脱税高五倍の罰金又は料料——料料が三圓に満たざるときは三圓とする。

(二) 仲買人が虚偽其他不正行為に因り脱税したときは、脱税高五倍の罰金——二十圓未満のときは二十圓とする——税金は直に之を徴收する。

- (三) 無申告で有價證券仲買人の業を営んだ者には百圓以下の罰金。
- (四) 有價證券移轉書に貼用した印紙に消印しなかつたときは、その印紙額の二倍相當の罰金又は料料——料料額一圓に満たないときは、一圓とする。
- (五) 仲買人が、營業に關する帳簿を備へず、又は虚偽の記載を爲したとき、或は收稅官吏の質問に答辯せず、若くは虚偽の陳述を爲し、又は、其の職務の執行を拒み、妨げ若くは忌避したときは、百圓以下の罰金。

以上の如き違反行爲が、有價證券の移轉當事者または仲買人の代理人、戸主、家族、同居者、雇入
 其の他の從業者の所爲に出た場合でも、責任者たる當事者又は仲買人が處罰せられる。

有價證券移轉稅表 (昭和十七年度)

種別	件數	賣買價格	稅額
第一種 (國債證券)	一、五九六	二、六六六、四五八	六、二七五
第二種 (國債證券)	二、〇〇六	三、三二四、四四八	六、六二五
第三種 (國債證券)	一、三〇二	一、三〇二、一七〇	五、五二九
第四種 (國債證券)	一、三〇二	一、三〇二、一七〇	五、〇〇〇
第五種 (國債證券)	一、三〇二	一、三〇二、一七〇	五、〇〇〇
第六種 (國債證券)	一、三〇二	一、三〇二、一七〇	五、〇〇〇
合計	二、三八一	一、四四六、二九〇	六、二八四

(備考) 一、本表は稅法第十二條第二項の規定に依り有價證券仲買人の取扱に係る現金納付の分である。
 二、この外に收入印紙貼用のもの若干あるも、その額は調査の途がない。

一七 印紙稅

印紙稅も亦、登録稅と同じく流通稅の一つで、財産權の創設・移轉・變更・消滅を證明すべき證書・帳簿及財産權に關する追認・承認を證明すべき證書を作成する者に對して課稅するものである。登録稅は、登記又は登録の際、當該官廳が印紙を以て納稅せしめるものであるから、納稅の適否は當該官廳が之を確認したる上、印紙に消印を施すこととなるけれども、印紙稅は證書又は帳簿の作成者が、相當印紙を證書又は帳簿に貼用し之に紙面と印紙の彩紋とにかけて自己の印章又は署名を以て判明に之を消せば、それで納稅は事畢るのであるから、納稅方法は最も簡單である。が、簡單であるだけ脫稅が多く且つ之を取締ることに困難はある。従つて、印紙稅法違反に對しては、間接國稅犯則者處分法に依つて處分することが出来ることになつて居る。

(註) 現在我國稅務官廳では直稅事務と間稅事務とに分ち、登録稅は直稅課に於て、印紙稅は間稅課に於て取扱ふこととなつて居る。この事務分掌は便宜の區別に過ぎぬ。

印紙稅は、一定の證書、帳簿を指定し、之に一定の定額稅又は記載金高の多寡に應じて、階級定額稅を課する。證書は一通毎に、帳簿は一冊一年以内の附込に對して、稅額を定める。

稅率 印紙稅を納むべき證書又は帳簿の種類とその稅額は次表の通りである。

印紙税率表 (印紙税法第四條)

(其の他の税率は昭和十七年改正)

一	不動産、鐵道、船舶、所有權移轉	記載金高	五	百圓以上	圓	五	百圓以上	圓	五	百圓以上	圓	五	百圓以上	圓
二	車、交通事業、鐵道、船舶、所有權移轉	記載金高	十	百圓以上	圓	十	百圓以上	圓	十	百圓以上	圓	十	百圓以上	圓
三	消費貸借、關スル證書	記載金高	一	千圓以上	圓	一	千圓以上	圓	一	千圓以上	圓	一	千圓以上	圓
四	請負、關スル證書	記載金高	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓
五	運送、關スル證書	記載金高	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓
六	物品切手	記載金高	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓
七	委任狀	記載金高	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓
八	約束手形	記載金高	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓
九	爲替手形	記載金高	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓
十	銀行預金證書、市町村農會、道府縣農會、產	記載金高	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓
十一	業組合、市町村農會、道府縣農會、產	記載金高	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓
十二	市街地信用組合、發スル貯金	記載金高	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓

印紙稅

一	全國農業經濟會、產業組合聯合會、	記載金高	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓
二	製鐵會、道中央水產會、	記載金高	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓
三	農會、中央水產會、	記載金高	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓
四	組合同、聯合會、商會、	記載金高	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓
五	聯合會、商會、	記載金高	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓
六	運送貨物引換證	記載金高	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓
七	倉庫證券	記載金高	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓
八	保庫證券	記載金高	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓
九	株式保險會社ノ發スル基金證券	記載金高	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓
十	株式保險會社ノ發スル基金證券	記載金高	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓
十一	土地債權、永小作權又ハ地役權	記載金高	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓
十二	使用貸借、賃貸借、雇傭、寄託	記載金高	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓
十三	定期金、關スル證書	記載金高	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓
十四	無盡事、關スル證書	記載金高	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓
十五	信託、關スル證書	記載金高	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓
十六	定款又ハ變更、關スル證書	記載金高	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓
十七	權利ノ變認、關スル證書	記載金高	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓
十八	追認、關スル證書	記載金高	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓
十九	受取書又ハ承認、關スル證書	記載金高	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓
二十	質權、關スル證書	記載金高	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓
二十一	質權、關スル證書	記載金高	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓
二十二	預金通帳	記載金高	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓
二十三	前號以外ノ通帳	記載金高	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓
二十四	判取帳	記載金高	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓	一	十圓以上	圓

證書は金高記載なきも、證書面に標記してある價格の單位その他の記載事項等に依つて、その金高を算出することが出来るものは、その總金高を以て記載金高と看做す。たとへば『反物百反代、單價十圓也、右正に受取候也』とあれば記載金高千圓の受取證と看做すのである。

一冊の帳簿を一年以下使用するときには別帳簿を作成したものと看做す。即ち一年毎に納税せねばならぬ。

外國貨幣を以て金高を記載した證書は、内國貨幣に換算して相當印紙を貼用せねばならぬ。

印紙税は原則として相當印紙を證書・帳簿に貼用し、證書・帳簿の紙面と、印紙の彩紋とにかけて證書・帳簿作成者の印章又は署名を以て之を消すことになつてゐるが、印紙貼の代りに、印紙税額に相當する現金を納付し、財務局又は特定の稅務署(註)に申出でて、當該證書又は帳簿に稅印の押捺をして貰ふか、又は所轄稅務署の承認を受けて、當該證書帳簿に大藏大臣の定むる一定の表示をするかの方法をとつてもよい。

(註) 稅印押捺を取扱ふ局署名

- 財務局——札幌、東京、大阪、名古屋、仙臺、廣島、熊本
- 稅務署——函館、小樽、東京、横濱、神戸、長崎、金澤、前橋、川越、宇都宮、甲府、大津、静岡、濱松、姫路、岡山、佐賀、長野、松本、新潟、長岡、足利、四日市(三重縣)、津、岐阜、盛岡、福島、青森、秋田、山形、酒田、米澤、福井、富山、高岡、尾道、下關、松江、高松、高知、徳島、松山、福岡、小倉、大分、宮崎、鹿児島

また、特別當座預金通帳、通知預金通帳等の如き多數の通帳に付ては、一年毎印紙を貼用し消印する煩を省くため、毎年三月十五日迄に申請して、所轄稅務署の承認を受け、其の年三月三十一日現在で、その發行に係る當該帳簿の數量に應じ、一冊五錢の稅率を以て算出した金額を四月二十日迄に稅務署に納付して、一定の表示を爲し印紙税を納めることが許される。(昭和十九年改正)

印紙税を課せざるもの 左に掲ぐる證書・帳簿に關しては、印紙税を納めることを要せぬ。

- 一 官廳又は公署より發する證書・帳簿
- 二 官廳又は公署に職を奉ずる者の職務上發する證書・帳簿
- 三 國庫金の取扱に關し發する證書
- 四 慈善又は公共事業の爲にする寄附に關し官廳若は公署に提出する證書
- 四ノ二 小切手
- 四ノ三 日本銀行の發する出資證券
- 四ノ四 日本證券取引所の發する出資證券
- 五 農地開發營團の發する出資證券
- 五ノ二 食糧營團の發する出資證券及食糧營團債券
- 五ノ三 恩給金庫の發する出資證券又は貸付業務に關する證書・帳簿
- 五ノ四 國民更生金庫の業務に關する證書帳簿及更生債券
- 六 市町村農業會、産業組合、漁業會若は鹽業組合の發する出資證券若は貯金通帳又は住宅組合の發する出資證券
- 六ノ二 庶民金庫の業務に關する證書・帳簿及庶民債券

- 六ノ二ノ二 南方開發金庫の發する債券
- 六ノ三 帝都高速度交通營團の發する出資證券
- 六ノ三ノ二 戰時金融債券及戰時金融金庫の發する出資證券
- 六ノ四 住宅營團の業務に關する證書帳簿及住宅債券
- 六ノ四ノ二 日本醫療團の發する出資證券並に國民醫療法第四十九條第一項第一號の業務に關する證書帳簿
- 六ノ五 産業設備營團の業務に關する證書・帳簿及産業設備債券
- 六ノ六 交易營團の發する出資證券
- 六ノ七 市街地信用組合の發する出資證券・貯金通帳・積金通帳又は積金證書
- 六ノ八 大日本育英會の業務に關する證書・帳簿
- 七 記載金高十圓未満の約束手形及爲替手形
- 八 貯金通帳、積金通帳又は積金證書（貯蓄銀行法第一條の貯金又は積金に付發行するものに限る）
- 九 市町村農業會、道府縣農業會、産業組合又は産業組合聯合會の發する貯金證書にして其の記載金高十圓未満のもの
- 九ノ二 國民貯蓄組合の代表者が組合の業務に關し發する金錢の寄託若は信託行爲に關する證書若は通帳又は委任狀
- 九ノ三 市街地信用組合の發する貯金證書にして其の記載金高十圓未満のもの
- 十 記載金高十圓未満の物品切手
- 十一 賣買仕切書
- 十二 物品又は有價證券の賣買契約證書にして其の記載金高十圓未満又は金高記載なきもの
- 十三 送 狀

- 十四 記載金高十圓未満若は金高記載なき受取書又は營業（利益金又は剩餘金の配當又は分配を爲す市町村農業會産業組合等の特別法人が、その出資者、其他出資の義務なき者に對して爲す事業を含む）に關せざる受取書（註）
 - 十五 主なる債務の證書に併記したる擔保契約書
 - 十六 手形及證券の裏書又は之に併記したる受取書
 - 十七 株券又は債券に記載したる讓渡の證明書
 - 十八 手形の引受及保證
 - 十九 手形又は證券の拒絕證書
 - 二十 手形又は證券の複本及謄本
 - 二十一 農業倉庫證券又は聯合農業倉庫證券
 - 二十二 質札又は質物通帳（質屋營業者の發するものに限る）
 - 二十三 勤務通帳
 - 二十四 乗車券、乗船券又は各種入場券
 - 二十五 税法第四條税率表の一號乃至五號及三十一號の證書にして記載金高十圓未満のもの
- （註）右十四の特別法人とは特別法人税法第二條に掲ぐる法人の外、施設組合、商業小組合、相互會社等を謂ひ、出資の義務なき者とは農業團體法施行令第二十五條及水産業團體法第二十八條の規定に依り出資の義務なき者等を謂ふ。
- 其の他 國稅徵收法その他特別法に於て印紙税を免除する規定がある。
- 罰則 證書・帳簿に相當印紙を貼用せず、税印の押捺を受けず若は一定の表示を爲さず、又は一定

の日に於ける帳簿（通帳）の數量により印紙税を納めない者は、證書・帳簿一箇毎に、脱税高二十倍の罰金又は料料に處せられ、二十倍の金額が五圓に達しないときは五圓の料料に處せられる。營業に關する證書・帳簿にして當該官吏の検査を拒んだときは二圓以上の料料に、消印を爲さざる時は證書・帳簿一箇毎に四圓の料料に處せられる。昭和十九年の改正法は、同年四月一日より施行せられる。

印紙税表（昭和十七年度）

税 印 押 捺	一、四〇〇	千圓							
收 入 印 紙	二一、五六九								
合 計	二二、九六九								

許税、骨牌税、訴訟及非訟事件印紙貼用高、等々の高を除いた金額を印紙税、有價證券移轉税及廣告税と推定するのである。

（註）印紙税、有價證券移轉税及廣告税は、各自が印紙を貼用するものであるから總額何程になるかは調査の途がない。そこで毎年度の印紙賣下高から調査上列明せる登録税、狩獵免許税、骨牌税、訴訟及非訟事件印紙貼用高、等々の高を除いた金額を印紙税、有價證券移轉税及廣告税と推定するのである。

一八 通 行 税

通行税は、日露戦役當時第二次非常特別税として、汽車、電車、汽船の乗客の旅行に對し通行税を課し、明治三十八年一月一日より施行せられ、翌年非常特別税の繼續施行と共に恒久税と化し、明治四十三年税制整理に因り、同年三月法律第五號を以て獨立の通行税法を設けた。

然るに、通行税實施の成績に依れば、通行税收入の大部分は、短距離の通行者——東京市、京都市、大阪市等の電車の乗客、就中、丁稚、店員、薄給のサラリーマン等の如き階級——の負擔に歸するの實情であつた。自動車又は馬車に乗る富豪又は貴顯紳士等は通行税を負擔する機会がないに拘らず、かゝる餘裕を持たぬ下層階級のみが、負擔するが如きは、決して負擔の公平を得たとは云へない。故にこれ等下層階級の負擔を軽減するがため、之を廢止するを適當とするとの理由に因り、政府は大正七年第四十回議會に税制整理案の一として通行税廢止法律案を提出した。當時の衆議院は税制整理は歐洲大戰終了後に讓るを可とするとの理由を以て之を否決したが、その後、大正十五年の税制整理の際、前と同様の理由を以て、遂に通行税を全廢した。その當時の通行税の收入は、千二百五十萬圓に達してゐた。

その後、昭和十三年支那事變軍事費の財源として支那事變特別税法を設くるに際し、通行税を復活同年四月一日より施行、昭和十五年税制改正に於て、支那事變特別税法を廢止し、獨立の税法とした

のである。

通行税は汽車、電車、乗合自動車又は汽船の乗客に對し、その通行につき課税する。爰にいふ汽車とは、蒸汽列車、電氣列車は勿論、ガソリンカー等をも包含する。乗合自動車といふのは、一定の路線を定め、定期又は不定期に運賃を徴して一般旅客を運送する自動車のことをいふ。従つてタキシード、ハイヤーによる旅客には課税しない。また飛行機による旅客にも課税しない。飛行機による運輸事業は、之が發達を保護助長するため課税外に置くといふのである。

通行税は、舊通行税に對する非難に鑑み、改善せられた點が少くない。舊通行税は、蒸汽力に依る汽車、汽船、又は、電力に依る電車の乗客のみに課税し、石油發動機等に依る船車の乗客には課税しなかつたが、新通行税はその範圍を擴大して、蒸汽力、電力のみに限らず、ガソリン又は石油等に依る車船をも包含するものとし、且乗合自動車の乗客をも加へた。

また、舊法は、内地の通行のみに課し、『外國行の汽船に乘じ、外國に赴くとき』は課税しなかつたが、新法は、税法施行地に於て、乗車船賃を拂ひて、乗車船する者には、その旅行先の内外を問はず之に課税することになつてゐる。

税率 通行税は、乗車船の等級に區別し、通行區間の料程に應じて、左の比例税率を課する。但し區間制により運賃を定めたる線路（路線、航路）に付ては、例外として階級定額税を課する。（昭和十九年改正）

(一) 普通乗客 乗車船區間の料程一杆又はその端數に付

一等 二錢五厘 二等 一錢二厘五毛 三等 二厘五毛

但し乗車船區間の料程が千二百杆を超ゆるときは之を千二百杆として右の税率を適用する。

區間制 により運賃を定めたる線路の分（航路に付ては起終點間の料程百杆以下とす）

(イ) 乗車船區間の料程三十杆以下なるとき

一等 五十錢 二等 二十五錢 三等 五錢

(ロ) 乗車船區間の料程三十杆を超ゆるとき

一等 五十錢に三十杆を超ゆる二十杆又はその端數毎に五十錢を加へたる金額

二等 二十五錢に三十杆を超ゆる二十杆又はその端數毎に二十五錢を加へたる金額

三等 五錢に三十杆を超ゆる二十杆又はその端數毎に五錢を加へたる金額

(二) 回数乗客 普通税額その儘

區間制 により運賃を定めたる線路分は、該線路の各區間中最短料程に回数を乘じて算出したる

通行税収入額表

年 度	收 入 額 千圓
明治三十八年度	三、三二一
三十九年度	三、〇三三
四十年 度	四、八七三
大正 二 年 度	六、二七三
三 年 度	九、六〇八
四 年 度	一〇、四八四
五 年 度	一一、二三八
六 年 度	一二、三三八
七 年 度	一三、五五五
八 年 度	一四、三六九
九 年 度	一五、三六九

料程と看做して區間制普通税率を適用する。(但し二十料以下の區間を限り乗車船する三等乗客を除く)

(三) 定期乗客 乗車船區間の料程一料又はその端數に付

(イ) 契約期間一月なるとき 一等 十二錢 二等 六錢

(ロ) 契約期間一月を超ゆるとき (イ)の税額に契約月數を乗じたる金額

* 區間制 により運賃を定めたる線路の分

(イ) 契約期間一月なるとき 區間制による普通税額の五倍

(ロ) 契約期間一月を超ゆるとき (イ)の税額に契約月數を乗じたる金額

(四) 團體乗客 普通税額を團體乗客運賃割引率と同一割合を以て軽減したる金額

(五) 貸切乗客 普通税額に乗客定員數を乗じたる金額

(六) 急行乗客、寢臺乗客 普通の税率の外左の税率により通行税を課する

一等 急行料金又は寢臺料金の百分の六十

二等 同上の百分の四十

三等 同上の百分の二十

(七) 小兒乗客 大人税額の半額 (註) 小兒は十二歳未満

右税額に十錢未満の端數ある場合には、その端數が五錢以上のときは之を五錢とし、五錢未満のと

きは之を切捨てる、但しその全額五錢未満のときはそのまゝ。

等級の區分 車船の等級に付ては、一、二、三等の區分あるものはその區分により、二等級に分ちたるものには、二、三等の税率を、一等の上又は三等の下に更に別等級を設けてあるものには、一等又は三等の税率を、等級の區分なきものには三等の税率を適用する。

料程の計算 (一)往復乗車船の場合は往復各別に計算し、(二)均一制により運賃を定めた場合の區間に付ては該乗車船券により乗車船し得べき最短區間により計算し、(三)右以外のもので運賃を均一に定めた區間を乗車船する場合は該運賃計算の基準となりたる料程により乗車船區間の料程を計算し、(四)連絡運輸の契約をなしたる場合は運輸業者毎に計算し、(五)同一契約により汽車、電車、乗合自動車又は汽船の中二以上に乗車船する場合は、汽車及電車、乗合自動車、汽船各別に料程を計算する。

非課税 乗車船區間二十料以下の三等乗客及定期三等乗客には課税しない。但し急行及寢臺乗客を除く。

納税義務者 汽車、電車、乗合自動車、又は汽船の乗客が、即ち通行税の納税義務者である。尤も乗車船區間二十料以下の三等乗客及定期乗車船の契約に依る三等乗客には課税しない。但し、急行車船又は寢臺車船の契約に對する通行税を除く。又陸海軍の團體としての乗車船(鐵道軍事供用令に依る乗車及軍事上の必要に依り貸切契約の乗船)なるときは課税しない。

納税の手續 通行税は、汽車、電車、乗合自動車又は汽船に依る運輸業者が運賃、急行料金又は寢臺料金(連絡運輸の場合は各運輸業者が自己の取得すべき運賃その他の料金)領收の際、之を徴收し、計算書を附して翌月末日迄に最寄の日本銀行本支店代理店に拂込み政府に納める。

運輸業者が、若し通行税を徴收せず、又は既に徴收したる税金を納付しなかつたときは、國稅徴收の例によりその運輸業者から之を徴收する。

取締規定 運輸業者は通行税の徴收に付、帳簿記載、申告等の義務を課せられる。即ち、先づ運輸業を営まんとする者、又は運輸業者に代つて乗車船券を販賣せんとする者は、豫めその旨を、所轄稅務署長に申告するを要する(廢業のときも同様)。従前よりの業者又は乗車船券販賣者にして、支那事變特別稅法第二十四條の規定により既に申告したものは新法により申告したものと看做されるから別に申告には及ばぬ。

また、これ等の業者は、稅率の區別に従ひ、通行税を課せられた人員、稅額及非課稅人員等を毎日帳簿に記載し、また、艀程運賃の規程その業務に關し必要なる事項を申告しなければならぬ。

更に、收稅官吏は、通行税につき運輸業者又は乗車船券販賣者に對し質問をなし、又はその業務に關する帳簿書類を檢查することが出来る。

罰則 運輸業者又は業者に代つて乗車船券を販賣する者が、右帳簿の記載を怠り若し詐り又は帳簿を隱匿したとき、或は、命ぜられた申告を怠り、又は詐つたときは、百圓以下の罰金又は科料に處せ

られる。收稅官吏の質問に對して答辯せず、若し虚偽の陳述をなし又はその職務の執行を拒み、妨げ、若し忌避したる場合も同様の刑に處せられる。

昭和十九年の改正法 (稅率改正その他) は、同年四月一日より施行せられる。

通行税表(昭和十七年度)

乗客區分	人	稅額
普 通	千員	千圓
回 數	四七、七四七	七、四六三
團 體	六九	七九
急 行	二二	二
鐵 道		六八、三六五
省 線		四二
追 徴		七五、九五二
拂 戻		
差 額		
計		

一九 入場税

四四〇

入場税(入場税及特別入場税)は昭和十三年支那事變特別税法に依り設けられた新税の一つである。昭和十五年の税制改正で獨立の入場税法を設けられた。

入場税は、支那事變のために要する巨額の軍事費の財源の一部に充てる爲設けられたことと言ふ迄もないが、一面には娛樂、慰安、運動等のため一定場所に入場する者又はその設備を利用する者に負擔力あるといふ點と、わが國の租税としては、從來直接消費する必需品又は奢侈的物品を對象とする消費税は存するけれども、娛樂・運動等のための支出に對する課税がないといふ點とが、本税の制定を促したものと云つていい。尤も、從來でも地方税として入場税に類似する觀覽税があり、また興行税がある。從來の興行税は、觀覽税と營業税との混合したものであるから、國税として入場税を設けられた以上は、この種の税をその儘殘す譯にはゆかないから之を廢止し、其の代償として稅收の一部を分與税として地方に交付することとした。昭和十六年、同十八年及同十九年に稅率の引上を行つた。入場税は普通の入場税と特別入場税とに分れる。

入場税

課税の範圍 入場税は、娛樂・慰安・運動等の場所への入場(第一種)又はその場所の設備の利用

(第二種)に對して課する。その課税すべき範圍は左の如くである。

第一種

(一) 演劇、映畫、演藝又は觀物(相撲、野球、拳闘、その他の競技にして公衆の觀覽に供することを目的とするものを含む)を催す場所

(二) 競馬場

(三) 其他一定の催物又は設備を爲し公衆の觀覽又は遊戯に供する場所、例へば博覽會、展覽會場、遊園地、鍛鍊馬場の如きもの

第二種

(一) 麻雀場、撞球場

(二) ゴルフ場、スケート場

(三) 卓球場、釣堀場其他一定の設備を爲し公衆の遊技又は之に類する行爲の用に供する場所。

例へば射的場、半弓場、ベビー撞球場、ローラスケート場、その他之に類する遊技場、貸ボート場、貸船(釣網船を含む)場等

第一種と第二種とに區別した理由は、第一種は、入場に對して一定の對價即ち料金を徴するに反し、第二種は、入場してその設備の利用に對して一定の對價即ち料金を徴するといふ差異があるからである。

課税標準・税率 入場税は、入場料を課税標準として、料金の多寡に応じて左の税率を課する。
 (昭和十九年税率改正)

第一種の場所

入場料が一人一回五十銭未満のもの	入場料の百分の三十
同 一人一回一圓未満のもの	同 百分の六十
同 一人一回三圓未満のもの	同 百分の百
同 一人一回五圓未満のもの	同 百分の百五十
同 一人一回五圓以上のもの	同 百分の二百
回数・定期又は貸切にて入場の契約を爲したるもの	
入場料が一人一回一圓未満のもの	入場料の百分の百
同 一人一回一圓以上のもの	同 百分の百五十

第二種の場所

撞球場・スケート場、第二種第三號の場所	入場料の百分の四十
麻雀場	同 百分の八十
ゴルフ場	同 百分の百五十

ここに、入場料といふのは、その名義の何たるを問はず、第一種の催物若は設備の主催者若は經營者、又は第二種の場所の經營者が、第一種の場所に入場し、又は第二種の場所の設備を利用する者より、その入場又は設備の利用に付取得すべき金額をいふ。

入場料額	税額
第一種	千圓 千圓
第二種	千圓 千圓
計	千圓 千圓
特別入場税	千圓 千圓
合計	千圓 千圓

料金の計算方法 第一種の場所の入場料に付ては、或は、観覧料といつても、座席料、仲銭、下足料、敷物料といつても、名義の何たるを問はず、兎に角主催者又は經營者が入場者よりその入場に付取得する金額である(主催者、經營者以外の他の商人等が敷物を提供して、希望者から料金をとる場合の料金は入場料に計算せぬ)但し入場料一人一回十九銭未満の場合は入場税を課さぬ。尤も回数・定期・貸切入場契約の場合を除く。

また、第二種の場所の入場料に付ては、入場料と言はずして、競技料、遊技料、貸船料、船頭料といつても、また會費等と稱しても、名義の何たるを問はず、兎に角經營者がその場所の設備利用に付設備利用者より取得する金額を計算する。

- (イ) 回数・定期又は貸切にて入場の契約をした場合の一人一回の入場料の計算方は
- (ロ) 回数に付てはその契約金額を入場し得べき最少回数にて除して得たる金額
- (ハ) 定期に付ては、その契約金額をその契約期間内に於ける催物の通常の交替回数又は設備の通

入場税

常の利用回数にて除した得たる金額

(ハ) 貸切に付ては、各等級の契約金額を各等級の入場し得べき通常の人員にて除して得たる金額に依つて定める。

納税義務者 入場税は、第一種の催物若は設備の主催者若は經營者、又は第二種の場所の經營者より之を徴収する。即ちこれ等の主催者又は經營者が税法上の納税義務者である——實際の負擔者はそれ等の場所へ入場する者又は設備を利用する者であるが……

納税の手續 第一種の催物若は設備の主催者若は經營者、又は第二種の場所の經營者は、毎月分の入場料金を催物又は設備の種類毎に税率の區別に従ひ區分して記載したる申告書を、納税證紙の貼用を命ぜられた者は毎月貼用した納税證紙の枚數をその種類毎に區分記載したる申告書を翌月十日迄に所轄稅務署に提出するを要する。但し第一種の催物若は設備の開催若は經營、又は第二種の場所の經營を廢止した場合には、直に申告書を提出せねばならぬ。

この申告書の提出なきとき、又はその申告を不相當と認めるときは、稅務署長に於てその課稅標準額を決定する。

入場税は、原則として毎月分を翌月末日迄に納付する。但し第一種又は第二種の場所の主催者若は經營者が、その經營を廢止した場合は、直に納付するのである。

免稅 第一種の場所に於ける催物(演劇、映畫、演藝、觀物、競馬、その他の催物)若は、設備の

主催者若は經營者又は第二種の場所の經營者が、其の入場料又は収益の總額を、慈善事業、又は傷病兵出征軍人遺家族の慰問及その他の軍事援護、兵器、艦船又は國防費の献納、陸海軍人の慰恤等の目的に充つる場合は入場税を免除する(豫め所轄稅務署に申請し承認を受け置くこと)。

取締規定 第一種の催物若は設備を開催し又は經營し、若は第二種の場所を經營せんとする者は、その旨を豫め所轄稅務署に申告しねばならぬ(廢止のときも同様)。

入場券の發行 第一種の主催者若は經營者は、入場料領收の際入場稅額を表示する入場券を發行せねばならぬ。入場券の書式に關しては稅務署長の承認を受けることになつてゐる。

納税證紙の貼用 第一種又は第二種の主催者若は經營者は稅務署長の命令により、入場料を領收したとき料金領收書を支拂者に交付し、その寫を保存しておく、またその料金領收書に當該入場料に對する入場税に相當する金額を表示する納税證紙を貼用せねばならぬ。この場合に於ける入場税に付ては領收書一通毎に算出した稅額に十錢未満の端數を生ずるときは、五錢以上は之を五錢とし、五錢未満は之を切捨てる。

納税證紙 は、政府で發行し、稅務署長から業者の團體を通じて各業者に交付することになつてゐる。納税證紙を貼用したときは、領收書の紙面と納税證紙の彩紋とにかけて、自己の印章又は署名を以て判明に消さねばならぬ。この納税證紙の受入拂出は嚴重にする若し業者が納税證紙を亡失した場合は、災害その他已むことを得ない事由に因り亡失したことを證明せざる限り、直にその納税證紙に

表示せられた税金相當額の入場税を徴収される。

また、これ等の主催者、經營者等は、毎日の入場人員、入場券の受拂、入場料總額、入場税額等又は料金領收書用紙の調製、交付の年月日及枚數、或は納税證紙の種類毎に受入、貼用の年月日及枚數等を帳簿に記載し、また、その業務に關し、場所催物又は設備の種類、各等級別觀客定員及入場料、その他命ぜられたる必要事項を申告しなければならぬ。

收税官吏は入場税に付、主催者、經營者に對し質問をなし、又は、その業務に關する帳簿その他の物件を検査することが出来る。若し犯則の嫌疑ある者に對しては夜間でも、營業時間内は、臨檢搜索又は差押をもなし得る。

罰則 (一) 詐偽其の他不正の行爲に依り入場税を逋脱し又は逋脱せんとした者は、その逋脱し又は逋脱せんとしたる税金の五倍に相當する罰金(二十圓に滿たないときは二十圓とする)に處せられる。また、犯則者に對しては、その情狀に因り五年以下の懲役若はその逋脱し又は逋脱せんとしたる税金の五倍を超え十倍以下に相當する罰金に處し、又は懲役及罰金を併科することもある。これ等の場合には直にその税金を徴収される。

(二) 入場税の課税標準額の申告を怠り又は詐りたる者、若は、政府に申告せずして、第一種の催物を開催し、若はその設備を經營し、又は、第二種の場所を經營した者、或は入場券又は料金領收書の發行納税證紙の貼用その他取締命令に違反した者は、千圓以下の罰金又は科料に處せられ、その未

納の入場税は直に徴収される。

(三) 業務に關する事項に付、帳簿の記載を怠り、若は詐り、又は帳簿を隠匿したる者、或は、政府の命じた必要事項の申告を怠り、又は詐つた者は、五百圓以下の罰金又は科料に處せられる。收税官吏の質問に對して、答辯せず、若は虚偽の陳述をなし、又はその職務の執行を拒み、妨げ、忌避したる場合も同様の刑に處せられる。

(四) 以上の違反行爲が、法人の代表者、代理人、使用人、その他の従業者の所爲であつても、主催者又は經營者が處罰せられる外、行爲者も處罰される。但し情狀に因り行爲者はその刑を免除せられることがある。

地方附加税 道府縣市町村その他の公共團體は、入場税の課税標準たる入場料に對して、地方税を課することを禁ぜられて居る。

徴收補助團體 政府は第一種の催物若は設備の主催者若は經營者又は第二種の場所の經營者の組織する團體(例へば興行組合等)に對し、徴税に必要なる施設を爲し、又は徴收事務の補助を爲すべきことを命じ得る。この場合に於ては、當該團體に對し一定の交付金を交付することになつてゐる。

徴收補助を命ぜられた團體の代表者は、團體員の毎月分の申告書を取纏めて税務署に提出し、また、團體員の納付すべき入場税額、納期日、納付場所等を税務署長の告知に應じて、之を團體員に通知し、更にその納期間に拂込を了せざる團體員の住所氏名、税額等を税務署に報告する等徴收事務に

協力すると共に、一定の帳簿を備へ必要事項を記載し、その事蹟を明かにしておかねばならぬ、團體の代表者の違反行為には嚴重な制裁規定が設けられてゐる。

昭和十九年の改正法は同年四月一日より施行せられ、税率の改正規定は、同年二月十六日より施行せられる。

(註) 改正法の規定により新に課税せられる第二種第三號の場所(卓球場、釣堀等)を經營する者は改正規定施行後一月以内(三月十五日以内)にその旨を申告するを要する。

特別入場税

特別入場税は、學生生徒又は該競技を爲すことを業とせざる者の行ふ運動競技觀覽のため、競技場に入場する者より料金を徴する場合にその入場者に課する。税の性質は、入場税と同じ。たゞその異なる所は、一般の營利的興行でなく、學生、生徒その他の所謂アマチュアの運動競技に限られる點にある。

従來地方税に關して、スポーツ課税問題が、往々世間を騒がしたことがあるが、特別入場税は諸競技を觀覽する入場者に課税するを目的とする。スポーツそのものに課税するものではない。従つて、普通の入場税に包含せしめて課税するも何等差支はない。ただ運動競技そのものを普通の興行と同じ視しないことを明かにするため、特別入場税として別種としたのである。

納税義務者 特別入場税は、運動競技の主備者より之を徴収する。即ち運動競技の主備者が税法上の納税義務者である。實際は入場觀覽者が負擔するのであるが……

ここで、運動競技といふのは、學生、生徒又はその競技をなすことを業とせざる者の行ふものに限る。

課税標準・税率 特別入場税は、特別入場料を課税標準として、左の税率を課する。但し入場料が一人一回十九錢未満のものには課税しない。(昭和十八年税率改正)

特別入場料が一人一回一圓未満のもの	特別入場料の百分の二十
同	同
回数・定期又は貸切にて入場の契約をなしたるもの	百分の四十
同	同
ここに、特別入場料といふのは、その名義が何であらうとも、	百分の四十

主備者が該競技場に入場する者よりその入場に付取得すべき金額をいふのである。その料金の計算法は入場税の例に準ずる。

納税の手續 運動競技の主備者は、該競技終了後、直にその特別入場料金を税率の區別に従ひ區分して記載したる申告書を所轄稅務署に提出する。但し、運動競技の期間が、一月以上に亙るとき、又は、入場券を開催期日一月前から發賣するときは、翌月十日迄に提出する。この申告書の提出なきとき、又は申告を不相當と認めるときは稅務署長がその課税標準額を決定する。

特別入場税は、運動競技終了の後二十日以内に納付する。但し前項但書の場合には翌月末迄に納付する。

四五〇

免税 慈善事業、恤兵、國防献金その他の場合に、特別入場税を免除することは、入場税と同じである。

その他、申告、帳簿の記載等の取締規定及罰則に關することも、大體入場税と同様である。

地方附加税 特別入場税の課税標準たる入場税に對しては地方税を課することを禁ぜられてゐる。

昭和十八年改正法 は同年三月一日より施行される。但し、改正法施行前に徴收し又は徴收すべかりし入場税又は特別入場税に關しては仍従前の例に依る。

二〇 消費税概説

わが國で、消費税を課して居るのは、酒類、清涼飲料、砂糖、織物（綿織物を除く）、骨牌税、物品税、電気瓦斯税、遊興飲食税及特別行爲税の九種である。關税も亦大體消費税である。その外これ等消費税と同じく間接に國民一般の負擔に歸するものとしては煙草、酒精、その他の專賣により政府の收入する專賣益金も亦一種の消費税といふことが出来る。これら消費税の收入は、昭和十九年度國稅總額に對して、三〇・五%に當り、專賣益金を加へれば三八・九%となる。即ち收入として國家財政の方面から考へても、また、負擔として國民經濟の上から謂つても極めて重要な地位を占める。殊に直接税が資産階級の負擔であるに對し、消費税は大體國民各階級が平等に負擔するもので、擔税力の上から見て、無産階級に重き負擔となる傾向があるから、社會政策的に考へて極めて重要視せねばならぬ。従つて消費税は出来るだけ少くすることが理想であるけれども、一面には、負擔が國民全般に行き渡り、消費の機會に於て其人の所得を測定する事が出来、而も負擔者が苦痛を感じる程度が直接税の如く痛切でなく、且徵税上の費用も比較的少い等種々の特徴があり、國の財政上の必要等の關係もあるから、之を全然廢止することは出来ぬ。唯、それが爲めには出来るだけ、國民の生活上の必需品を避け、贅澤品の消費に重き課税をすると同時に同一の品物でも上流中流の消費する優良品には下流の人々の消費する下等品よりも高率の課税をする方針を採るべきである。殊に戰時下に於ては、

臨時軍事費その他の経費の膨脹に伴ひ、一面、政府資金撒布の増大に因る悪性インフレーションを回避するため、國民一般の購買力の吸収と、不急消費の抑制を圖る目的を以て、消費税の増税を行ふ必要がある。支那事變以來行はれた間接税の増税の如きは、よく這般の消息を語るものと言ふべきである。

消費税の地位(昭和十九年度豫算)(單位千圓)

國稅總額(印紙納付を含む)	10,955,076	100.0%	1%
同(專賣益金を含む)	3,438,540		
酒稅	1,076,153	9.9	8.7
砂糖消費稅	1,355,565	1.2	1.1
織物消費稅	1,207,733	1.1	1.0
物品稅	1,005,333	9.2	8.1
清涼飲料稅	27,896		
電氣料稅	13,330		
特別瓦斯稅	93,077		
骨牌稅	8,460		
關稅	10,066		
遊興飲食稅	768,107	7.0	6.3
消費稅合計	3,337,705	30.5	26.8
專賣益金	1,503,464		13.1
消費稅合計	4,841,169		36.9

二一 酒 稅

酒稅は、わが國の消費稅のうちでは最も古い稅であり、またそのうち最も重要な地位を占めて居る。否單に消費稅中の大宗であるばかりでなく、之を國稅全體から見ても、その稅額は、直接稅の中樞であるところの所得稅に亞ぎて、法人稅の稅額の次に位してゐる。

(註) 所得稅の改正前に於ては、所得稅の稅額と酒稅の稅額とは相匹敵して、わが國租稅中の兩大關と云ふ地位にあつたのである。従つて從來屢々増稅計畫の主要財源とされたが、最近にも昭和十六年、同十八年及同十九年と相次で相當大幅の増稅が行はれた。

(註) 從來酒稅に關する基本法規は、酒造稅法、酒精及酒精含有飲料稅法、麥酒稅法に分れ酒類を清酒、濁酒、白酒、味淋、燒酎の五種に限定して之を酒造稅法の支配に置き、酒精及酒精含有飲料と麥酒とはそれ〴〵各別の稅法を設けて酒造稅と區別し、その外に酒母、醪及麴取締法、工業用酒精其の他酒精含有飲料戻稅法及酒類其の他酒精を含有する飲料輸出入下戻金に關する法律、酒精造石稅徵收猶豫及免除に關する法律等があり、尙臨時租稅増徴法、支那事變特別稅法等により酒稅の増徴と、酒類に物品稅を課せられつゝあつたが、昭和十五年の稅制改正の際これ等法規を酒稅法に統一した。昭和十六年及十八年の増稅は造石稅を据置き庫出稅のみの引上を行つたが、同十九年の増稅に際し從來の造石稅と庫出稅との二本建を改めて庫出稅一本建とした。

酒稅 酒稅は酒類に課する。酒類の製造場より移出せられる石數又は保稅地域より引取らるゝ石數を課稅標準とする。そして、酒類の種別、品質等により、その課稅率に差等を設けられてゐる。

酒類 酒税を課する酒類とは、アルコール分一度以上の飲料を謂ふ(註)尤もアルコール専賣法の適用を受けるアルコール(アルコール分九十度以上)を除く。

(註) アルコール分とは、攝氏十五度の時に於て、原容量百分中に含有する〇・七九四七の比重を有するアルコールの容量を謂ふのである。(酒税法第一條、第二條)

酒類を分ちて、清酒、合成清酒、濁酒、白酒、味淋、焼酎、麥酒、果實酒及雜酒の九種とする(法第三條)。これ等酒類はその原料と製造方法を異にし、その香味、色澤その他の性状を異にする。従つて酒類の種別は、之を嚴格にし、税法に各種の定義を掲げて居る。つまり税法で定めた方法で、製造したものでなければ、清酒でもなく、焼酎でもなく酒類とも言はれぬことになる。

かゝる理由からして、酒税上の酒類の定義は最も嚴格である。依て左に法文のまゝを掲げる。

清酒(第四條) 本法ニ於テ清酒トハ左ニ掲クルモノヲ謂フ。
一、米、米麴及水ヲ原料トシテ醱酵セシメ之ヲ濾過シタルモノ
二、米、水及命令ヲ以テ定ムル物品ニシテ其ノ重量ガ米(麴米ヲ含ム)ノ重量ヲ超エザルモノヲ原料トシテ醱酵セシメ之ヲ濾過シタルモノ

清酒ヲ清酒粕ニテ粕漉シタルモノハ之ヲ清酒ト看做ス命令ノ定ムル所ニ依リ清酒ニアルコール其ノ他命令ヲ以テ定ムル物品ヲ加ヘタルモノ亦同シ(註)

(註) 第一項第二號の規定に依る清酒の原料は

- (一) 麥、粟、玉蜀黍、高粱、稗若は燕麥、此等の麴若は米麴又は清酒粕。
- (二) 特殊の醸造方法に依り製造する地方的慣行あるものは(一)の物品の外に焼酎。
- (三) 税務署の承認を受けた醸造方法により製造するものは(一)の物品の外にアルコール又は連続式蒸餾機に依り製造したる焼酎。

(註) 第二項後段の規定に依り清酒に加ふる原料は

- (一) 連続式蒸餾機に依り製造したる焼酎
 - (二) 大藏大臣の指定する香味料
- 酒類製造者が税務署の承認を受け製造若は移入したるアルコール若は右(一)の焼酎又は(二)の香味料を清酒に加へたもので當該アルコール又は焼酎のアルコール分の總量が當該清酒のアルコール分の總量を超えざるものは酒税法第四條第二項後段の規定に依り之を清酒と看做す。

合成清 (第五條) 本法ニ於テ合成清酒トハアルコール、焼酎又ハ清酒ト他ノ物品トヲ混和シテ製造シタル酒類ニシテ其ノ香味、色澤其ノ他ノ性状ガ清酒ニ類似スルモノヲ謂フ。

濁酒(第六條) 本法ニ於テ濁酒トハ左ニ掲クルモノヲ謂フ。

- 一、米、麴及水ヲ原料トシテ醱酵セシメ之ヲ濾過セザルモノ
- 二、米、水及命令ヲ以テ定ムル物品ヲ原料トシテ醱酵セシメ之ヲ濾過セザルモノ

酒 税

酒造年度	造石數(千石)
明治 三	四、三八一
大正 七	五、〇八五
昭和 三	五、四四九
昭和 八	四、六六八
昭和 一〇	四、〇二二
昭和 二〇	三、七八四
昭和 二二	三、九八三
昭和 二三	四、〇六九
昭和 二三	三、六八九
昭和 二四	二、二八一
昭和 二五	三、四五七
昭和 二六	一、九三八
昭和 二七	一、五二六

(註) 命令を以て定むる原料は、麥、粟、玉蜀黍、高粱若は稗、此等の麴若は米麴又は清酒粕。

白酒(第七條) 本法ニ於テ白酒トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

- 一、米又ハ米麴ト清酒、濁酒、味淋、燒酎又ハアルコールトヲ混和シテ碾碎シタルモノ
- 二、前號ニ掲グル原料ノ外水ヲ混和シテ碾碎シタルモノ

味淋(第八條) 本法ニ於テ味淋トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

- 一、米及米麴ト燒酎又ハアルコールトヲ混和シテ濾過シタルモノ
- 二、前號ニ掲グル原料ノ外、味淋、味淋粕又ハ水ヲ混和シ濾過シタルモノ

味淋ヲ味淋粕ニテ粕濾シタルモノハ之ヲ味淋ト看做ス

燒酎(第九條) 本法ニ於テ燒酎トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

- 一、清酒粕、合成清酒粕、味淋粕、清酒、合成清酒、濁酒、白酒又ハ味淋ヲ蒸餾シタルモノ
 - 二、命令ヲ以テ定ムル物品及水ヲ原料トシテ醱酵セシメタルモノヲ蒸餾シタルモノ(註)
- 燒酎ヲ蒸餾シタルモノハ之ヲ燒酎ト看做ス命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケ酒類製造ノ原料タルアルコールヲ水ニテ稀釋シタルモノ亦同ジ

(註) 命令を以て定むる原料は、米、麥、粟、黍、稗、玉蜀黍、高粱、馬鈴薯、甘藷、菊芋、穀斗果、枳の實、蘇鐵の實、此等の麴、清酒粕、合成清酒粕、味淋粕、糖蜜。

麥酒(第十條) 本法ニ於テ麥酒トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

- 一、麥芽、ホップ及水ヲ原料トシテ醱酵セシメタルモノ
- 二、麥芽、水及命令ヲ以テ定ムル物品ニシテ其ノ重量ガ麥芽ノ重量ノ十分ノ五ヲ超エザルモノヲ原料トシテ醱酵セシメタルモノ

(註) 命令を以て定むる原料は、米、玉蜀黍、高粱、馬鈴薯、澱粉、砂糖、* ヲブ又は大藏大臣の指定する苦味料若は着色料。

果實酒(第十一條) 本法ニ於テ果實酒トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

- 一 果實ヲ原料トシテ醱酵セシメタルモノ
- 二 果實ニ命令ノ定ムル所ニ依リ糖類ヲ加ヘテ醱酵セシメタルモノ

(註一)

- 三 果實又ハ果實ニ命令ノ定ムル所ニ依リ糖類ヲ加ヘタルモノニ水又ハ命令ヲ以テ定ムル除酸劑ヲ加ヘテ醱酵セシメタルモノ(註二)

(註二) 第二號、第三號砂糖及葡萄糖の添加量は汁液一石に付三十斤を越ゆることを得ない。

(註三) 除酸劑は炭酸石灰とす。

雜酒(第十二條) 本法ニ於テ雜酒トハ清酒、合成清酒、濁酒、白酒、味淋、燒酎、麥酒及果實酒以外ノ酒類ヲ謂フ

年度	石高
昭和六	七九七
七	七九七
八	九五九
九	九八〇
一〇	一、〇四七
一一	一、三二二
一二	一、二七五
一三	一、四七二
一四	一、七三三
一五	一、一〇〇
一六	一、三三四
一七	一、二六二

以上、甚だ面倒でやかましい文句のやうであるが、勿論その根本は、常識的に見た酒類に外ならぬので、それを法文の上に表したに過ぎない。唯、かくの如く一定しておかないと、何酒として何程の税率を以て課税するかと云ふことに疑點が生じて、課税すべき物件の限界が分らなくなるからである。従て製造石數檢定後に於て、酒類に種類の異なる酒類又は水以外の物品を混和したときは、新に酒類を製造したものと看做される。尤も次の如き場合には新なる製造とはならない。

- (一) 稅務署長の承認を受けて清酒と合成清酒とを混和するとき
- (二) 稅務署長の承認を受けて、酒類保存のため必要ある場合に、酒類に燒酎若はアルコール又は水以外の物品を混和するとき

稅率 各酒類に課すべき酒稅の稅率は左の如くである。(昭和十九年改正)

(一) 清 酒 一石に付

第一級 九百九十五圓

第二級 六百二十圓

第三級 三百四十圓

◇加算又は輕減稅額

(甲) 超度加算稅

大藏大臣指定のアルコール分にアルコール分二度を加へたるアルコール分を超えアルコール分五十度を超えざるものには左の金額を加ふる。(註甲)

大藏大臣指定のアルコール分を越ゆる一度毎に

(11) 合成清酒 一石に付

第一級 四百四十五圓

第二級 三百十圓

(12) 濁 酒 一石に付

二百圓

(13) 白 酒 一石に付

六百圓

(14) 味 淋 一石に付

四百二十五圓

(15) 燒 酎 一石に付

三百四十圓

アルコール分二十五度を越ゆる一度毎に二十圓を加ふ

(16) 麥 酒 一石に付

二百八十圓

(1) 清 酒

第一級 七十五圓

第二級 四十七圓

第三級 二十八圓

第一級 三十四圓

第二級 二十五圓

(2) 合成清酒

第一級 二百四十圓

(3) 濁 酒

第一級 四十七圓

(4) 白 酒

第一級 百五十圓

(5) 味 淋

第一級 四十三圓

(6) 果實酒

第一級 二百圓

(7) 雜 酒

第一級 百二十圓

第二級 七十二圓

第三級 四十八圓

(乙) 從價加算稅

左の酒類には一定の販賣價格に應じて所定の稅額に左の金額を加算する(註乙)

(1) 果實酒

第一級 一定の販賣價格の百分の百

(八) 果實酒 一石に付

- 第一級 四百十圓
- 第二級 三百圓
- 第三級 二百五十圓

(一) 雜酒

- 第一級 一定の販賣價格の百分の三百
- 第二級 同 百分の百

(九) 雜酒 一石に付

- 第一級 千圓
- 第二級 六百圓

(二) 清酒 第三級

一石に付 百二十五圓に
 (大臣所定のアルコール分を越ゆる
 一度毎に二十八圓を加へたる金額)

第三級 六百圓

(二) 合成清酒 第二級

一石に付 百二十圓に
 (同上 一度毎に二十五圓を加へたる
 金額)

第四級 四百圓

(三) 燒酎

一石に付 百三十圓に
 (アルコール分二十五度を越ゆる一
 度毎に二十圓を加へたる金額)

(四) 麥酒 一石に付 九十七圓

(一〇) 各酒類 (麥酒を除く)

アルコール分五十を越ゆるもの
 一石に付 三十九圓
 アルコール分 一度毎に 三十六圓

(丁) 特殊味淋加算税

大蔵大臣が指定する特殊の味淋 (従前の第一級の級別に該當するもの) には一石に付四百三十五圓を加算する。

酒類の級別、酒類の級別は、各酒類に付各一定の成分規格を有し、その品質に付中央酒類委員會 (清酒第二級に限り地方酒類委員會) の認定を経て大蔵大臣 (清酒第二級は財務局長) が之を定めることになつてゐる。(昭和十八年四月一日大蔵省告示第一三五號参照)

(註甲) 大蔵大臣の指定するアルコール分 (昭和十九年三月三十一日大蔵省告示第一二五號)

酒類	第一級	第二級	第三級	第四級
清酒	一六度	一六度	一五度	一五度
合成清酒	一六度	一五度	一五度	一五度
果實酒	一〇度	一〇度	七度	七度
雜酒	四三度	四三度	四〇度	四〇度
濁酒	一〇度	(其他種々)	(其他種々)	(其他種々)
味淋	特酒二二度	其の他は一一度	其の他は六度	
白酒	特酒八・五度	其の他は六度		

(註乙) 一定の販賣價格とは公定價格に於ける小賣業者販賣價格 (酒税加算相當額を含まないもの) を主務官廳が指定するものをいふ。

酒税

(註丙) 産業用價格特配酒とは、特定の工場事業場等の勞務者又は農林畜水産業勞務者等の内、大藏大臣に於て當該酒類の供給を必要と認むる者の用に供するものをいふ。所轄稅務署に於て酒類の種類、級別、數量、包裝、移入場所、その他必要ある事項を指定して移出せしむる。

價格特配酒は所轄稅務署の承認を受けた場合の外は、その用途の變更を許さぬ、稅務署の承認を受けずその用途を變更した場合はその輕減稅額を徵收する。また普通酒を價格特配酒に轉換した場合は、その輕減稅額に相當する金額を交付せられる。

東京府小笠原島及伊豆七島の特例 これ等地方に於て製造する清酒及燒酎(アルコール分五十度を超えざるもの)の酒稅は當分の内左の稅率に依り課稅する。

- 一、清酒 一石に付二百八十五圓 命令所定のアルコール分を越ゆる一度毎に二十四圓を加ふ
- 二、燒酎 一石に付二百八十五圓 特殊の用途に充つるものに對しては、一石に付百二十圓(超度分加算)を輕減す。

右酒類は之を内地の他の地方、朝鮮、臺灣、又は南洋群島に移出することを禁ずる。若し本規定に違反し酒類を移出したときは、その移出した酒類に付内地清酒第三級又は燒酎の稅率に依り算出した稅額と前記特例稅率により算出した稅額との差額の五倍に相當する罰金(二十圓を下らず)に處せられ、その酒類及容器は沒收せられる。

沖繩縣の特例 沖繩縣に於て製造する燒酎の酒稅は當分の内左の稅率に依り課稅する。

燒酎 アルコール分五十度を超えざるもの

一石に付 三百二十八圓

アルコール分二十五度を越ゆるときはアルコール分二十五度を越ゆる一度毎に十九圓五十錢を加ふ

(特殊の用途に充つるものに對しては、一石に付百三十圓(超度分加算)を輕減す)

右燒酎を内地の他の地方、朝鮮、臺灣、又は南洋群島に移出するときは、その燒酎に付内地の稅率に依り算出した稅額と沖繩縣特例稅率に依り算出した稅額との差額に相當する出港稅を課する。

(註) 昭和十七年度の沖繩縣出港稅は、移出石高燒酎四千二百餘石、稅額六萬八千餘圓である。

酒類製造者 酒稅の實際の負擔者は、酒類を消費する者であるが、稅法上の納稅義務者は酒類の製造者である。

製造免許 酒類を製造するには、製造場一ヶ所毎に稅務署長の免許を受けねばならぬ。たとへ自家用だけにつくるのも無免許では製造されぬ。免許を受けずに酒類を製造したものは一萬圓以下の罰金に處せられる。唯神社に於て古例に依り明治十三年以前から引續き製造して居るときは、一年の製造石數一石以下の場合に限り當分酒稅を課さない。

酒類を製造したいものは、製造すべき酒類の各種類に付製造場一箇所毎に稅務署長に「免許申請書」を出す。稅務署長は製造場が非常に不便な場所にあるときとか、資力が不充であるとか、本人なり家族雇人等のうちに稅法に違反したことがあつたりその他不適當だと認める事情があれば免許を與へない。

製造制限石數 前述の如き事情はなくても、一酒造年度の製造高が清酒と合成清酒は各三百石、濁酒

酒は百石、白酒、味淋、焼酎は各五十石、麥酒は一萬石、果實酒と雜酒は各十石以上を製造する者でなくては免許を與へない、之を制限石數と云ふ。尤もそのうち清酒の製造免許を受けた者には濁酒、白酒、味淋又は焼酎に對する制限を適用しない。焼酎の製造免許を受けた者には白酒又は味淋に對する制限を適用しない。清酒と合成清酒を合計して三百石以上製造する者には制限石數の規定に拘らず免許を與へることが出来る。

試験の爲に製造する酒類に付ては期間を指定して、制限石數の規定に拘らず製造の免許を與ふることが出来る。

免許取消 酒類製造者が酒税法違反で處罰又は處分せられとき、或は三年以上引續き酒類の製造を休んだとき、或は三酒造年度以上引續き制限石數に達しなかつたとき、或は納税擔保の提供又は酒類の保存を命ぜられた場合に之に應じなかつた等ときは、免許を取消することになつてゐる。

酒造年度 其の年十月一日から翌年九月三十日までを酒造年度と云ふ。たとへば昭和二十年十月一日から昭和二十一年九月三十日までを昭和二十酒造年度と云ふが如きである。

酒造年度は、酒類殊に清酒が主として冬季に醸造せられる關係上、普通の一月から十二月までとか、會計年度たる四月から三月までと云ふ風に打切つたのでは恰も醸造期間中に年度が中断せられることになるので特別に定められたものであるが、すべての規則は大體之に依つて取扱はれて行く。

即ち酒類製造者は毎年度の始めに於て、税務署長に製造見込高、製造方法等の申告書を提出し、そ

の他税務署長の指示する命令を守らねばならぬ。また原料、製品等の出入受拂は明確に帳簿に記載せねばならぬ。税務官吏は常に製造場に臨檢して、製造中の物件を檢査し又帳簿書類等を檢閲することが出来る。

その檢査を拒んだり、免れたり、或は帳簿の記載を怠つたり、偽つたりするときはそれ〴〵處罰される規定がある。

檢定 酒類が出来上つた時（之を製成と云ふ）容器の容量により一容器毎に之を實測してその石數及アルコール分を檢査する。之を檢定と云ふ。製造石數やアルコール分をきめて置かねば移出する石數を調べる上にも税率を適用する上にも、きまりがつかぬからである。従て、この檢定前にはその酒類を處分し又は製造場より移出することを禁ぜられてゐる。

課税標準額の申告・決定 酒類の製造者は、毎月製造場より移出したる酒類の種類級別及一定のアルコール分毎に石數（加算税を課すべきものに付ては數量及價格）を重要産業勞務者消費等の特殊用途に供する酒類と、其の他の酒類とに區分記載したる申告書を翌月十日迄に税務署に提出するを要する。但し、酒類製造の免許を取消されたるとき又は酒類が公賣若は競賣せられたるとき又は破産手續に於て換價せられたときには、直にその移出（又は移出と看做されたる）酒類に付申告書を提出するを要する（酒類を保稅地域より引取る者は引取の際前記と同様の申告書を提出するを要する。）

申告書の提出なきとき又は申告を不相當と認むるときは、税務署長は相當と認める石數（加算税を

課すべき酒類に付ては數量及價格を決定する。(保税地域より引取る酒類に付ては、海運局長に於て引取石數を決定する)

(註) 酒類が、(イ)製造場にて飲用せられたとき、(ロ)酒類製造の免許を取消された場合に製造場に現存するとき(税務署に申請して承認を取った場合を除く)、(ハ)製造場に現存する酒類が公賣若は競賣せられたとき又は破産手續に於て換價せられたときは、酒類を製造場より移出したものと看做される。

納期、酒税は製造場より移出した酒類に付ては毎月分を翌月末迄に納付する、保税地域より引取る酒類に付ては、引取の際に之を納付せねばならぬ。尤も税額に相當する擔保を提供したときは、一月以内その徴收を猶豫して貰へる。

酒類製造の免許を取消された場合、公賣、競賣等の場合は、直に酒税を徴收することになつてゐる。未納税移出、税務署の承認を受けて、他の製造場又は藏置場に移入する目的を以て製造場より移出し、又は保税地域より引取る酒類に付ては酒税徴收の規定を適用しない。尤もその酒類を指定期間内に移出先に移入したことの證明なきものは、災害その他已むことを得ざる事由に因り亡失したことを税務署で承認せざる限り、移出先又は引取先を製造場と看做し、移出先又は引取先の營業者を製造者と看做して、該製造者又は取引人よりその酒税を徴收することになつてゐる。

右の未納税移出又は引取の承認を受けた酒類に付ては、税務當局が必要ありと認めるときは、その酒税額に相當する擔保の提供を命ずる。

戻入・移入、製造場より移出した酒類を同一製造場に戻入し又は酒類を製造場外より移入(未納税移出の承認を受け移入したものを除く)した場合に、戻入、移入の事實を證明して税務署の承認を受けたものは、再び之を製造場より移出すると更に酒税を徴收されない。これは重複課税を避ける趣旨に出たものである。

従つて、戻入又は移入酒類を再び移出する際に、當該酒類の品質が戻移入當時に比し級別を低下した場合には、移出した月分以降の酒税額より、前後兩級の酒税の差額に相當する金額を控除することになつてゐる。

酒税の減免、(一)アルコール等を原料として製造した酒類に付ては、(イ)税務署の承認を受けて專賣アルコール又は移入アルコールを原料として製造した清酒又は合成清酒に付ては、アルコール分に應じて一定割合により酒税を軽減される。(ロ)税務署の承認を受けた醸造方法により製造する清酒の原料としたアルコール若は焼酎、特殊の地方的慣行ある醸造方法により清酒の原料として製造したアルコール若は焼酎、焼酎の原料として製造したアルコールに付ては、その製造石數中使用した原料アルコールのアルコール分に應じて一定割合により酒税を軽減される。

(二)輸出する目的を以て税務署の承認を受け製造場より移出する酒類に付ては、酒税を免除する。尤も指定期間内に輸出したことの證明なきときは、直にその酒税を徴收される。(註)

(註) 輸向酒類を内地、朝鮮、臺灣、南洋群島に於て消費し又は消費の目的を以て讓渡することは禁ぜられ

てゐる。税務署の承認を受け目的を變更した場合、直にその酒税を徴収される。

四六八

(三) 未納税移出又は引取の酒類に付ては、その移出先又は引取先に於て災害その他已むことをさる事由に因り亡失したもものにつき、税務署の承認を受けた場合は、その酒税を免除される。

(註) 輸出免税に關する規定は昭和十八年四月一日以後當分停止さる。

納税擔保 酒税の徴收猶豫を受けるために提供する擔保の種類は金錢及國債に限る。

未納税移出又は引取の承認を受けた酒類に付、その酒税に相當する擔保の提供を命ぜられて、提供する擔保の種類も亦金錢及國債に限る。

税務署長が酒税保全上必要ありと認めるときは、酒類製造者に對し金額及期間を指定し、酒税に付擔保を提供すべきこと又は納税の擔保として酒類を保存すべきことを命ずることになつてゐるが、前者の場合に提供すべき擔保の種類は(イ)金錢、(ロ)國債(ハ)土地(ニ)火災保險に附した建物(ホ)税務署長に於て確實と認める保證人の保證(ヘ)酒造組合の納税の保證の何れかの方法に依らねばならぬ。

酒母・醪・麴 酒類だけに限らず、酒類製造原料たる酒母、醪、麴を製造せんとする者は製造場一個所毎に税務署長の免許を受けねばならぬ。無免許で製造すると千圓以下の罰金に處せられる。尤も酒類製造の免許又はアルコール製造の特許許可若は委託を受け酒類又はアルコールの製造場に於て製造する者、自己又は家族の用にのみ供する麴を製造する者は免許を受けるには及ばない。

酒母・醪は勝手に之を處分し又は製造場から移出することは出来ない。尤も税務署の承認を受けて一定の場合に酒類製造者が酒類製造用に供する場合又は税務署の交付した酒母讓受許可書を有する者に讓渡す場合は差支ないが、その醪は之を濁酒と看做してその製造者から直に酒税を徴収する。尤も税務署の承認を受けて酒類として飲用することの出来ない處置を施した場合には酒税を徴収しない。酒類の販賣、酒類の販賣業(販賣の仲介業を含む)を爲さんとする者は、販賣場一個所毎に税務署の免許を受けねばならぬ。無免許で販賣すると千圓以下の罰金に處せられる。尤も酒類製造者がその製造場で販賣する場合又は料理店酒場その他専ら自己の營業場で飲料に供する業者は免許を受けるに及ばない。

酒税保全の爲にする統制 酒類の生産、配給及價格等は、酒税に關する行政と密接不可分の關係にある。そこで、大藏大臣は、酒税保全上必要ありと認めるときは、酒類、酒母、醪、麴の製造者又は酒類の販賣業者に對し次の如き命令を發動せしめ得る。

- (一) 酒類等の製造、貯藏、讓渡、讓受及移動に關する命令
- (二) 酒類等の製造、貯藏又は販賣等の設備に關する命令
- (三) 酒類等の製造、貯藏又は販賣等の設備の使用その他設備の異動に關する命令
- (四) 酒類の價格に關する命令

これ等の事務の一部は大藏大臣の定むる所により財務局長又は税務署長をして取扱はしめる。

酒類業團體、酒類の生産、配給及價格の統制上之一環となす業者の團體の自治的統制機構を強化し、統制運営を圓滑ならしむるため、製造業者及販賣業者を以て組織する酒造組合、酒販組合等の團體を認め、之に一定の國家目的を附與した法人として國策の遂行に協力せしむる。

酒造組合、と云ふのは、稅務署管内を一區域とする酒造業者の組合で、酒類業團體法に依つて成立したものである。酒造組合は道府縣を區域として酒造組合聯合會を設け、更に全國を通じて酒造組合中央會を設ける、また、從來の酒造業者を以て組織する酒造組合の外に、等しく酒税法の適用を受けれる合成清酒（新式蒸餾機によるもの）麥酒、果實酒、雜酒の四種類に付ては全國的組合を設ける。これ等の團體は酒類製造業の整備發達及統制運営を圖り且當該事業に關する國策の遂行に協力することを目的として活動するのである。

大藏大臣は酒造組合中央會に對し又稅務署長は酒造組合に對し、徵稅上に必要な設備を爲し又は徵稅事務の補助又は酒稅保全上必要なる措置を爲すことを命ずることが出来る。この場合には酒造組合に對しては毎酒造年度その附屬組合員が檢定を受けたる酒類の製造石數に應じ一定割合を以て計算した交付金を、酒造組合中央會に對しては一定額を交付する。（註）

（註）昭和十七年度の酒造組合交付金支出額は二三一十圓、酒造組合中央會に對する交付金は十萬圓である。酒販組合、稅務署管内を一區域とする酒類販賣業者の組合で、酒類業團體法に依つて成立したものである。道府縣を區域として酒販組合聯合會、全國を通じて全國酒販組合聯合會及酒販組合中央會を

設ける。これ等の團體は酒類販賣業の整備發達を圖り以て酒類の配給部門に於ける國策の遂行に協力するを目的として活動するのである。

大藏大臣は酒販組合中央會及全國酒販組合聯合會に、稅務署長は酒販組合に對し、酒稅保全上必要なる措置を爲すべきことを命ずることが出来る。この場合には、該團體に對し一定の交付金を交付する。

罰則 (一) 無免許製造の所罰に付ては前に述べた（一萬圓以下の罰金、酒類及機械器具容器沒收）通りであるが、尙 (イ) 詐偽その他不正の行爲に依り酒稅の免除を得又は得んとした者、(ロ) 無免許又は (イ) の外詐偽その他不正の行爲に依り酒稅を遁脱し、又は遁脱せんとした者、(ハ) 稅務署の無承認のまま價格特配酒をその用途以外の用途に使用、消費若は讓渡し又は詐偽その他不正の行爲に依り特配酒に普通酒を轉用して差稅額の交付を受け又は受けんとした者は、酒稅（輕減稅額又は交付金額）五倍に相當する罰金に處し、その犯罪者の情狀に因つては、五年以下の懲役若は酒稅（輕減稅額又は交付金額）の五倍以上十倍以下に相當する罰金に處し又は懲役及罰金を併科される。これ等の場合の酒稅（輕減額又は交付金額）はそれ／＼直に違反者より徵收することになつてゐる。

(二) 酒類、酒母、醪若は麴の製造者又は酒類販賣業者が、製造、貯藏、讓渡、讓受、移動、設備又は價格に關して酒税法第五十二條に依る官廳よりの命令又は處分等に違反した者は、三年以下の懲役又は五萬圓以下の罰金（情狀に因り懲役及罰金併科）に處せられる。

(三) 酒類業團體の證票若は検査證を不正に使用したる者、行使の目的を以て證票若は検査證を偽造若は變造したる者、又は偽造、變造の證票、検査證を使用した者は三年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處せられる。

(四) 酒類業團體の役員、清算人若は使用人又は検査員がその職務に關し賄賂を收受し、又は之を要求し若は約束したときは、三年以下の懲役に處せられ、賄賂に因て不正の行爲を爲し、又は相當の行爲を爲さざるときは七年以下の懲役に處せられる。また、團體の役員その他の職員たらんとする者その擔當すべき職務に關し請託を受け賄賂を收受し又は之を要求若は約束したときは、その役員その他の職員と爲りたる場合二年以下の懲役に處せられる。その他生産配給消費の統制等に關する秘密を漏洩し又は窃用したときは五年以下の懲役に處する等嚴重な罰則が設けられてゐる。

昭和十九年の改正法 は同年四月一日より施行せらる。

経過規定 (一) 改正法施行前果實酒の製造免許を受けた者には、三年度以上引續きその製造石數が法定の制限石數に達せざる場合でも、免許取消の規定は當分の内之を適用しない。

(二) 昭和十八年十月一日以後に査定せられた清酒、濁酒、白酒、味淋又は焼酎にして、改正税法施行の際製造場に現存するものに付ては、酒類造石税は之を免除する。

(三) 右(二)の酒類造石税を除くの外、従前の規定に依り賦課し又は賦課すべかりし酒類造石税、酒類庫出税及出港税に關しては、仍従前の例に依る、但し昭和十八年十月一日以後に査定せられた濁酒、白酒、味淋及焼酎の酒類造石税に付ては、特例を認め、その税額を四分して、第一期昭和十九年七月中、第二期同年十月中、第三

期昭和二十年二月中、第四期同年三月中に徴收する。

(四) 昭和十八年九月三十日以前に査定を受けた清酒、濁酒、白酒、味淋、焼酎又は改正法施行前に査定を受けた合成清酒若は雜酒にして改正法施行の際製造場に現存するものに課すべき酒税に付ては、従前の規定に依る酒類造石税に相當する金額より洋引及貯蔵減量控除並に割水等の關係を考慮し一定の標準に依り計算したる造石税負擔額に相當する金額を控除する。(昭和十九年三月三十一日大藏省告示第一二六號參照)

(五) 右改正法施行の際に、酒類製造者又は販賣業者等が、製造場又は保税地域以外の場所に於て各種類を通じて合計四斗以上の酒類を所持する場合及その所持する酒類が合計四斗に滿なくとも、特定の高級酒類が合計一斗以上なる場合に於ては、その場所を以て製造場、その所持者を以て製造者と看做し、改正法施行の日に於て、その酒類を製造場より移出したものと看做して、その所持する酒類に對し酒税を課する。この場合には改正税率により算出した金額と従前の税率により算出した金額との差額(特殊の高級酒にはその販賣價格に法定割合を乗じた金額を加算したもの)を以てその税額として、その税額の多寡に應じて左の區分により各月に等分して各月末日限り徴收する。即ち、

税額千圓以下なるとき	昭和十九年五月及六月
税額千圓を越ゆるとき	同 五月乃至七月
税額二千圓を越ゆるとき	同 五月乃至八月
税額五千圓を越ゆるとき	同 五月乃至九月

尤も、改正法施行の際現存する酒類で、戻入又は移入したものは、實際之を移出したときに持越品課税の場合と同一の差増税率により酒税を徴收することになつてゐる。

従つて製造者又は販賣業者は其の所持する酒類の種類及級別毎に數量、價格及貯蔵の場所を十九年四月中に、酒類の所在地所轄稅務署に申告するを要する。

酒類造石税表

(其一)(清酒其他)(昭和十七酒造年度)

種別	査定石高 千石	税 千圓額
清酒	一、五五六	六、三四二
濁酒	六	二、九二
白酒	二	一、一八
味酒	四	一、九三
焼酎	二、九四	一、三五六
合計	一、八六三	八、九六〇

(其二)(合成清酒及雑酒)(昭和十七年度)

種別	課税石高 千石	税 千圓額
合成清酒	四	三〇、六一
雑酒	七	七、六四六
合計	四、九	三八、〇七

酒類産出税表 (昭和十七年度)

種別	課税石数 千石	税 千圓額
清酒	二、三三	二九、二〇
合成清酒	四、九四	二七、二七
濁酒	九	一、一
白酒	三	一、九〇
味酒	三、九〇	一六、四九四
焼酎	三、〇一	一〇、八三
麥酒	七	三、九〇
果酒	七	九、三三
雑酒	四、六三	三〇、一七
合計	二、六三	一〇、一七

三三三 清涼飲料税

清涼飲料税は大正十五年に創設せられたものである。税制整理の結果醤油、綿織物等生活必需品の消費税を廢し、それらの歳入の缺陷を補ふ爲めに、酒、麥酒等の増税をしたのであるが、酒税就中麥酒税が増率せられると共に之と負擔の均衡を圖るべく、即ち清涼飲料税の創設を見るに到つたのである。

清涼飲料 税法に於て清涼飲料と稱するは、炭酸瓦斯を含有する飲料を謂ふのである。但し全重量の萬分の五以下の炭酸瓦斯を含有するもの、及び全容量の百分の一以上の純酒精を含有するもの(即ち酒精分一度以上のもの)は除外する。蓋し前者は炭酸瓦斯の含有量が餘りに稀薄で之に課税する程度に達しないものであり、後者は酒税法の支配を受くべきものであるからである。

- 税率 清涼飲料税は左の區別に依つて課税する。(昭和十九年税率改正)
- 第一種 玉ラムネ壘詰のもの 一石に付 七十圓
 - 第二種 其の他の壘詰のもの 一石に付 百六十圓
 - 第三種 壘詰以外のもの 炭酸瓦斯使用量一疋に付 五十圓
- 納税手續 税金は、製造場から移出した石數(第三種は移出したものに使用した炭酸瓦斯の量)に應じて、製造者に課する。尤も、清涼飲料を製造しても、その製造場から移出せねば課税しない。云

清涼飲料税

は、庫出税である。

さうして酒類は原則として製造のとき税務官吏が検定することになつてゐるが、清涼飲料に付ては毎月その製造場から移出した高——課税標準額の申告を製造者から税務署長に提出し、それに依つて課税することになつて居る。尤も申告書を提出しないとき又は税務署長に於て申告を不相当と認めるときは、税務署長の認める所に依つて課税する。

仍ほ、申告を怠り又は之を詐つたときは、千圓以下の罰金に處せられる。

納期 は毎月分を翌月末日迄に納めることになつて居るが、仍ほ製造者が税法違反により處罰又は處分せられたとき、税金の滞納處分を受けたとき、税金の逋脱を圖る行為ありと認められたときは、税務署長は、一ケ年の製造見込高に對する税金の四分の一に相當する納税擔保を提供させることが出来る。

取締規定 清涼飲料を製造せむとする者は、製造場一箇所毎に税務署長の許可を受けねばならぬ。免許を受けず製造したものは、三千圓以下の罰金に處せられ、その清涼飲料並その容器器具器械は沒收され、且その製造した數量に對する清涼飲料税は直に徴收される。

清涼飲料の製造者又は販賣者は、その製造出入に關する事實を詳細明瞭に帳簿に記載しておかねばならぬ。また毎年二月中に其の年三月一日から翌年二月末日迄に製造すべき見込石數を申告し、製造に着手せむとするとき、一月以上製造を休止するときにもその旨申告することになつて居る。之等の帳簿の記載又は申告を怠り又は詐つたときは處罰の規定がある。

又、税務官吏の検査監督を受けることも、酒税同様で、之が検査を拒む等の場合の制裁も亦同様である。

詐偽又は不正の行為を以て税金を逋脱し又は逋脱を圖つた者は税金の五倍（但し二十圓を下らず）相當の罰金に處せられ、犯罪者の情狀に因つては五年以下の懲役若は脱税金の十倍以下の罰金、又は懲役罰金を併科される。これ等の場合の税金は直に徴收される。その他の罰則は酒税と同様である。自家用、自己又は其の家族の用に供する清涼飲料のみを製造する者には税法を適用しない。昭和十九年の改正法、は同年四月一日より施行される。

経過規定 右改正法施行の際、製造場以外の場所に於て、同一人が一石以上の第一種又は第二種の清涼飲料を所持する場合は、その數量及貯藏場所を四月中に貯藏場所の所轄税務署に申告し、第一種の清涼飲料に付ては、一石に付五十圓第二種の清涼飲料に付ては一石に付九十五圓の割合により算出したる金額をその税額として、税額百圓以下は昭和十九年五月末日限、税額百圓を超ゆるときは同年五月及六月の二回に、税額千圓を超ゆるときは同年五月乃至七月の三回に、税額二千圓を超ゆるときは同年五月乃至八月の四回に、税額五千圓を超ゆるときは同年五月乃至九月の五回に等分して各月末日限に納付するを要する。

清涼飲料税表（昭和十七年度）

種別	移出石高	税額
第一種	千石	二、九二五
第二種	千石	一、三、五八二
計	(九千石)	一、七、一五〇

清涼飲料税

一三三 砂糖消費税

砂糖消費税は内地消費の目的を以て、製造場又は保税地域より引取られる砂糖、糖蜜、糖水（甘蔗又は甜菜を原料として製造したる糖汁を含む）に課する消費税である。何が故に内地消費と云ふか、之は説明するまでもなく内地に於て消費するものに課税する爲めである。

元來消費税は、國民の消費に對して課するのが目的であるから、たとへば清酒にしても麥酒にしても、或は砂糖、織物等でも外國に輸出する場合には消費税を課さない。之は外國に輸出するものに對して消費税を課したのでは、租税轉嫁の目的が達せられぬことが多く、結局國內の生産者にそれだけ過重の負擔を命ずる結果を來すからである。

保税地域と云ふのは、後に關稅の項に於て詳説する如く、稅法施行地外から稅法施行地内に輸入又は移入するに際し、その輸移入手續をするため或はそれに適當な包装加工をするため、特定された場所（即ち海運局構内、指定せられた保税倉庫の如き）を云ふので、結局輸移入品は、保税地域に在る間はまだ輸移入せざるの取扱ひを受け、保税地域から他の日本内地に入るとき始めて輸移入したものである。

（註）内地移入糖は稅務署長の指定した移入場に移入すべきものとなつてゐるが、緊急已むことを得ざる場合に、所轄稅務署の承認を受け移入場以外の場所に内地移入糖を藏置したときは、當該移入糖に付ては、その

藏置場を以て移入場と看做すことになつてゐる。

課稅方法、砂糖消費税は、明治三十四年創稅當時本邦の糖業未だ十分に發達せず需要の大部分を外國糖の輸入に仰いだ關係等により、和蘭標本により砂糖の色相を甄別する所謂色相課稅制度を採用し來つたが、本邦殊に臺灣糖の發達により最早輸入に仰ぐ必要なきに至つた實情及之に伴ふ取引關係等に鑑み、昭和十五年以來色相課稅を廢して製造方法課稅制度を採用し、砂糖の種別を分蜜操作を施したものと舊式製糖法によつたもので分蜜操作を施さない含蜜糖とに大別して課稅することとなつた。そして昭和十八年以來家庭用以外の特殊の用途（菓子、清涼飲料その他の加工用又は料理店、飲食店旅館等にて消費する所謂業務用）に供する砂糖、糖蜜、糖水には普通の消費税の外に、特別消費税を附加することとなつた。

納稅義務者、砂糖等を製造場又は保税地域より引取る者が納稅義務者である。實際の擔稅者は之を消費する者であることは言ふ迄もないが、……

稅率、砂糖消費税の稅率は左の如くである（昭和十九年改正）

一、砂糖

第一種 分蜜せざる砂糖

甲 樽入黒糖及樽入白下糖但し黒糖及白下糖以外の砂糖に加工して製造したるもの並に全部又

は一部の新式機械に依り製造したるものを除く

砂糖消費税

百斤に付 八圓七十錢

乙 其の他のもの

四八〇

百斤に付 十一 圓

第二種 其の他の砂糖但し氷砂糖、角砂糖、棒砂糖其の他類似のものを除く

甲 蔗糖の重量全重量の百分の八十六を超えざるもの

百斤に付 十二 圓

乙 其の他のもの

第三種 氷砂糖、角砂糖、棒砂糖其の他類似のもの

百斤に付 十七圓五十錢

甲 氷砂糖

百斤に付 二十二圓

消費税を課せられたる第二種乙の砂糖を以て製造したるものに在りては

乙 其の他のもの

百斤に付 三圓八十錢

消費税を課せられたる第二種乙の砂糖を以て製造したるものに在りては

百斤に付 二十三圓

二、糖 蜜

百斤に付 五圓五十錢

第一種 氷砂糖を製造するときに生ずる糖蜜

百斤に付 十二 圓

第二種 其の他の糖蜜

百斤に付 七 圓

三、糖 水

百斤に付 十五 圓

特別消費税の税率

一、砂 糖

第一種

百斤に付 十 圓

第二種及第三種

百斤に付 二十 圓

二、糖 蜜

百斤に付 十 圓

三、糖 水

百斤に付 二十 圓

(註) 第一種中の樽入黒糖及樽入白下糖の樽に付ては資材關係上税務署長の承認を受けて樽以外の罐箱等を使用しても差支ない(臨時租税措置法第二十一條)

消費税の免除 税務署長の承認を受け、製造場又は保税地域より引取らるる砂糖、糖蜜、又は糖水にして、(一)砂糖、糖蜜、糖水の製造の用に供するもの(二)アルコールの製造の用に供するもの

(三)煉乳又は外國に輸出する菓子、糖果、果實蜜及之に類する砂糖、(四)ブチアルコール又はグリセリンの製造の用に供するものには消費税を免除する。尤も(一)の場合に引取後六月以内にその用途に供したことの證明がないとき、(三)の場合に指定期間内に外國に輸出したことの證明がないときは、天災その他不得已事由により亡失したもので税務署の承認を受けた場合の外は、直に税金を徴收される。

また税務署の承認を受け飲食すべからざる處置を施し製造場等より引取つた糖蜜には、消費税を課せらる。

砂糖消費税は、原料に課税して、その製品には課税しない建前であるから、一旦課税せられた砂糖、糖蜜、糖水を原料として製造した砂糖（第三種を除く）、糖蜜、糖水を製造場から引取るも消費税の徴収を爲さぬ。

特別消費税の免除 業務用加工用の砂糖等を前記消費税免除と同一条件の場合には特別消費税を免除する。また、（一）軍用に供する爲軍用切符で陸海軍の購入するもの（二）試験又は研究の用に供するもの（三）機械用又は工業用に供するもの（但し食品の製造用のものを除く）には特別消費税を免除する。その他（一）官内省発行の購入票で納入するもの（二）乳児用又は冠婚葬祭用のもの等は、家庭用に準ずるもの又は薬品として特別消費税を課さないことに取扱はれてゐる。

輸出糖原料糖 外國輸出の目的を以て製造場等より引取られる砂糖等には消費税を課さない。また消費税及特別消費税を課せられた砂糖を原料として煉乳又は外國輸出用の菓子、糖果、果實蜜並にブチアルコール又はグリセリン等を製造した者には、その原料として使用した砂糖に課せられた消費税及特別消費税相当額以下の交付金を交付される。

（註）輸出免税又は交付金交付に關する規定は昭和十八年四月一日以後當分の適用を停止せられてゐる。

納税手續 砂糖消費税の納税義務者は引取者である。即ち製造場又は保税地域から砂糖等を引取る者である。但し特別消費税の場合は、砂糖等の販賣者である。

普通の消費税は引取の都度徴収する。尤も相當の擔保を提供して、三月以内徴収の猶豫を受けること

とが出来る。大藏大臣の指定する者が、製造場又は保税地域より引取る場合は、擔保を提供しないと

きでも、引取つた月の翌月末日迄その徴収を猶豫される。
特別消費税は、之を課すべき砂糖、糖蜜又は糖水を特別の用途に供する者に販賣する者より徴収する。製造者又は販賣者が自ら特別用途に供したるときは、之を特別用途に供する者に販賣したものと看做し課税される。

右特別用途に供する砂糖等の販賣者は毎月、その販賣したる砂糖、糖蜜、又は糖水の種類毎に斤數を記載したる申告書を翌月十日迄に所轄稅務署に提出する。但し販賣を廢止した場合は翌月を待たず直に提出する。この申告により課税標準額及稅額がきめられる、従つて、この申告書の提出なきとき又は申告を不相當と認めるときは、稅務署に於てその課税標準額を決定する。

特別消費税は、毎月分を翌月末日迄に納付する。但し販賣廢止の場合は直に納付せねばならぬ。
徴收補助團體 特別消費税徴收の便宜上、稅務署は販賣業團體に對し徴税に必要なる施設を爲し、又は徴收事務の補助を爲すべきことを命じ得る。この場合に於ては、政府は右團體に對し一定の交付金を交付する。

徴收補助團體の違反行爲に付ては、その代表者に對し嚴重な罰則が設けられてゐる。

取締規定 砂糖、糖蜜、糖水を製造又は販賣（若は製造販賣を廢止）せむとする者は、稅務署長に申告せねばならぬ。酒類や清涼飲料の製造には免許が必要であるが、砂糖等の製造又は販賣は只申告

だけすればよろし。

仍ほ、砂糖に加工して、他物を混和し、その種別を上昇させて數量を増加するが如き行爲は、之も砂糖の製造として取扱はれる。従つて申告せずして之を爲すことは出来ぬ。

製造者又は販賣者は、その製造出入の事實を帳簿に明記すること、税務官吏は書類、帳簿、器具、器械、建物、材料等の物件を検査し又は監督上必要の處分を爲し得ること、之等は全體他の消費税法と同様である。

罰則 正當税金を納付せず砂糖、糖蜜、糖水を引取り、又は税務署長に申告せずして製造し、或は輸出目的の砂糖等を内地で消費し又はその目的で譲渡したとき或は詐偽その他不正の行爲を以て税金を遁脱し又は遁脱せんとした者は税金五倍（但し二十圓を下らず）の罰金に處せられ、直にその消費税を徴収される。特別消費税を遁脱し又は遁脱せんとした者に對する所罰も亦同様である。その犯罪者の情狀に因つては五年以下の懲役若は税金五倍以上十倍以下に相當する罰金、又は懲役及罰金を併科される。法人の代表者、法人若は人の代理人、使用人その他従業者の違反行爲に付ても業主又は法人を所罰するの外行爲者を處罰する。

尙特別消費税に付ては、無申告のまゝ業者用、加工用途に販賣し、又は販賣數量の申告を怠り又は詐つた者は千圓以下の罰金又は科料に處せられ、直にその特別消費税を徴収される。

その他、帳簿の記載、事實の申告を怠り、又は詐つた場合、税務官吏の職務執行を拒否した場合等

に制裁規定のあることも他の消費税法と同様である。

昭和十九年の改正法 は同年四月一日より施行せられる。

経過規定 右改正法施行に伴ひ課税の衡平を期するため左の経過的措置が講ぜられてゐる。即ち

(一) 課税済原料糖使用製品 改正前の税率により課税せられたる砂糖、糖蜜又は糖水を原料として製造したる砂糖、(第三種の砂糖を除く)糖蜜又は糖水を改正法施行後製造場より引取らるるものに付ては、舊税率により算出した税額と改正税率により算出した税額との差額を徴収する。尤も、第二種乙の砂糖を以て製造した第三種の砂糖に付ては、氷砂糖の税率百斤に付三圓八十錢は之を六圓九十錢とし、その他のものの税率百斤に付五圓五十錢は之を八圓五十錢として計算する。これは原料たる第二種乙の砂糖の税率が引上げられたためである。

(二) 持越品 改正法施行の際製造場又は保税地域以外の場所に於て、同一人が各種類を通じ合計二千斤以上の砂糖、糖蜜又は糖水を持する場合に於ては、その所持者が改正法施行の日に於て之を製造場より引取つたものと看做して、新舊税率による算出金額の差額(第三種の砂糖に在つては、百斤に付四圓の割合で算出した金額)を以て、その税額として徴収する。

(三) 業務用持越品 改正法施行の際、製造者及販賣者以外の者が、特別消費税を課すべき砂糖、糖蜜、糖水の各種類を通じ合計千斤以上を所持する場合は、その所持者を以て販賣者と看做し、改正法施行の日に於て之を販賣したものと看做し特別消費税の舊税率により算出した税額と改正税率により算出した税額との差額を以てその税額として徴収する。

右(一)(二)(三)の砂糖、糖蜜、糖水の所持者は、その種別、數量及貯藏の場所を十九年五月中に貯藏場所の所轄税務署に申告して、その砂糖消費税又は特別消費税の税額百圓以下なるときは、十九年五月底に、税額千圓以下なるときは同年五月乃至六月の二回に、税額千圓を超ゆるときは同年五月乃至七月の三

四八六
 同に、税額二千圓を超えるときは同年五月乃至八月の四回に、税額五千圓を超えるときは同年五月乃至九月の五回に等分して各月末日限に徴収される。

砂糖消費 (昭和十七年度)

種別	内地糖 百萬斤	臺灣糖 百萬斤	外國糖 百萬斤	合計 百萬斤	税額 千圓
砂糖	100	90	10	190	1,100
糖蜜	7	1	1	9	46
糖水	1	1	1	3	3
總計	108	92	12	212	1,150

(註) 日本の砂糖の殆んど全部は臺灣から移入される。外國(主としてジャワ)から輸入されるものは此頃は無い。日本内地の産額は極めて少い。尤もそのうち原料のまま輸移入されて、内地で精製せられるものはかなり多いが……。

砂糖消費税累年表

年度	收入額 千圓	年度	收入額 千圓	年度	收入額 千圓
明治 三三	六三	昭和 六	七、三六	昭和 一三	一四、八二
大正 元	一三、五七	昭和 九	七、九七	昭和 一四	一三、〇三
昭和 元	五、九六	昭和 二〇	八、八七	昭和 一五	一四、四七
	八、四四	昭和 二二	八、六一	昭和 一六	一四、八三
		昭和 二三	九、三九	昭和 一七	一四、八四

二四 織物消費税

織物消費税は、明治三十七年日露開戦當時第一次非常特別税として創設せられた。當初毛織物のみに従價百分の十五を課税したが、翌三十八年第二次非常特別税の際、他の總ての織物に従價百分の十を課税することゝなつた。戦後明治四十三年の税制整理に於て非常特別税法を脱して、獨立の織物消費税法を制定し、總ての織物の税率を従價百分の十に統一した。大正十五年の税制整理の際、綿織物は國民生活の必需品たるの故を以て免税し、また、昭和六年ロンドン條約の結果による剩餘財源を以て、税率を百分の九に引下げ、昭和十三年臨時租税措置法に依り免税綿織物の範圍を擴大し、更に同十五年之に改正を加へ、更に同十七年税率を引上げ、同十九年免税織物の範圍を縮小した。消費税を課すべき織物、は綿絲のみを以て組織する織物その他全重量百分中五十以上の綿とステールファイバーとの混紡絲のみを以て組織する織物又は全重量百分中五十以上の綿とステールファイバーとの織物を除いた總ての織物である。

(註) 從來課税外に置かれた下級麻織物(綿と麻とを以て組織する蚊帳疊縁の類)及下級毛織物(綿又は麻と毛との混用混紡のもの)の如きは、その組成原料の供給と、生産消費の實情の變化に鑑み昭和十七年以後之を課税品としたが、昭和十九年の改正により從來課税外に置かれた芭蕉、黄麻等特定(十二種)の原料を以て組成する織物等をも課税範圍に入れたのである。

織物消費税

納税義務者 織物も砂糖と同じく引取課税であつて、納税義務者は引取人である。……實際は消費者が税を負担する結果にはなるけれども……。

納税の手続 織物消費税は製造場又は保税地域から織物を引取るとき引取人より徴收する。尤も相當の擔保を提供して、三ヶ月以内の徴收猶豫を受けることが出来る。また、税務署長の承認を得て印紙を以て納税することも出来る。この場合は、製造者に於て織物の包紙にその価格を表記して、消費税相當の印紙を貼用して納税に代へるのである。(印紙貼用の場合は税額一錢未満の端数は總で一錢として計算する)

課税標準・税率 織物消費税は、織物の価格を課税標準として税率の百分の十五即ち從價一割五分を課する。

(註) (一)従來人造絹織物及更生絲織物にして大藏大臣の指定するもの (二)調帯地及ホース地等は臨時租稅措置法第二十一條の二の規定により昭和十七年改正以前の税率(從價一割)を課してゐたが、昭和十九年の改正によつて之を廢止された。

この織物の價格即ち課稅價格は、引取の際引取人が税務官吏に申告するのであるが、その申告を爲さざるとき、又は之を不相當と認めるときは税務官吏はその課稅價格を評定する。

引取人がその評定價格に不服があれば即時異議の申立をすることが出来る。この申立があつたときには税務署長は二人以上の鑑定人を選定し、その意見を徴して價格を決定する。

申立價格と決定價格との差が、評定價格と決定價格との差より大なる場合は、鑑定に關する費用は申立人の負擔とする。

免稅 織物のまゝ外國に輸出するもの又は製品として外國に輸出するに使用する織物に付ては、引取の際所轄税務署の承認を受けて、免稅の申請をすることが出来、既に消費税を納付した織物又はそれを以て製造した物品を外國に輸出したときは消費税に相當する金額の交付を受けることが出来る。

自己又は其の家族の用に供するため自ら製造した織物は税務署の承認を受ければ免稅される。

取締規定 納稅濟又は擔保提供濟の織物に對しては、納稅濟證印の押捺又は納稅濟證の貼付を求めることが出来る。

織物を製造する者又は販賣する者は税務署長に申告せねばならぬ。但し自家用織物のみを製造する者は申告を要しない。

織物は、消費税を納付せずして(又は擔保を提供せずして)製造場等から引取るとは出来ぬが、所轄税務署の承認を受けて(一)他の製造場又は藏置場に送るため、(二)染色、捺染、刺繡等の加工のため、(三)一定の納稅場所に送るため等の場合は未納稅のまま引取

織物消費税累年表

年 度	收入額 千圓
明治	4,434
大正	19,125
昭和	20,127
	21,127
	22,127
	23,127
	24,127
	25,127
	26,127
	27,127
	28,127
	29,127
	30,127
	31,127
	32,127
	33,127
	34,127
	35,127
	36,127
	37,127
	38,127
	39,127
	40,127
	41,127
	42,127
	43,127
	44,127
	45,127
	46,127
	47,127
	48,127
	49,127
	50,127
	51,127
	52,127
	53,127
	54,127
	55,127
	56,127
	57,127
	58,127
	59,127
	60,127
	61,127
	62,127
	63,127
	64,127
	65,127
	66,127
	67,127
	68,127
	69,127
	70,127
	71,127
	72,127
	73,127
	74,127
	75,127
	76,127
	77,127
	78,127
	79,127
	80,127
	81,127
	82,127
	83,127
	84,127
	85,127
	86,127
	87,127
	88,127
	89,127
	90,127
	91,127
	92,127
	93,127
	94,127
	95,127
	96,127
	97,127
	98,127
	99,127
	100,127

ることが出来る。

罰則 申告せずに織物を製造し又は正當の手續をせずに未納税織物を引取るとか輸出向免税の織物等を内地で消費し又はその目的で譲渡したとき、納税前に織物を消費したとき、詐偽その他不正の行為を以て消費税を遁脱し、又は遁脱せんとした等の場合には、税金五倍（但し二十圓を下らず）の罰金に處せられる。その犯罪者の情狀に因つては五年以下の懲役若は消費税五倍以上十倍以下の罰金又は懲役及罰金を併科される。法人の代表者又は法人若は個人業者の代理人、其他の従業者の違反行為に付ても嚴重に處罰すること砂糖消費税等の場合と同様である。その他、製造又は販賣者は帳簿整理を爲すべきこと、税務官吏は隨時検査監督及必要な處分を爲し得ること等及之等の規定に違反した場合には制裁規定の定められて居ることは總て他の消費税と同様である。

織物の製造業と販賣業又は織物を原料とする製品の製造業との兼業は禁ぜられてゐる。その違反者には五百圓以下の罰金又は科料に處せられる。

徴收補助團體 織物の製造者又は販賣者の組織する團體に對し税務署長は徴税に必要なる施設を爲し又は徴税事務の補助を爲すべきことを命じ得る。この場合團體に對して一定の交付金を交付する。徴收補助團體の代表者の違反行為に付ては嚴重な處罰の規定が設けられてゐる。

(註) 織物組合は重要物産同業組合等に依つて設立組織したものを謂ふのである。昭和十七年度に於ける織物組合交付金支出額は、一、二五七千圓である。

昭和十九年の改正法は同年四月一日より施行せられる。

種類	課税高 千圓	税額 千圓
絹織物	六六、八九〇	一一四、九八七
絹交織物	三四、四六九	五、一六八
人造絹織物	八八、二一七	一一、二一四
人造絹交織物	二〇三、七七五	三〇、二三八
麻織物	〇三、六六六	一四、三〇七
毛織物	一〇八、〇一八	一六、二〇二
毛交織物	五四、四九八	八、一七四
其他	一五、三六六	二、三〇四
計	一、三七四、九〇三	二〇三、五九六

二五 物品税

四九二

物品税は、昭和十二年の北支事件特別税法に依り、同年八月十二日から翌十三年三月末日迄の特別税として奢侈的物品に對して課税したが、昭和十三年支那事變特別税法に依り、更にその課税物品の範圍を擴大して課税し、昭和十四年再び課税範圍を擴張した。昭和十五年の税制改正により獨立の物品税法を設け、課税品目を追加し、一部の税率を引上げたが、同十六年更に課税範圍の擴張と税率の引上げを行ひ、同十七年燐寸税率の引上げを行ひ、同十八年更に課税範圍の擴張と税率の引上げを行ひ、且つ課税最低限價格の引下をも行つた。同十九年税率の引上、課税範圍の擴張、生産者課税の擴張、免税點の引下又は撤廢等を行つた。

物品税は、所謂消費税に屬する。その納税義務者は、物品の小賣業者又は製造者であつても、その税は課税物品の價格の一部として、結局消費者が負擔することになる。

課税物品 物品税を課すべき物品は、大體に於て奢侈的傾向を有するものが少なくないが、あらゆる奢侈品を網羅した譯ではない、と同時に他の消費税との權衡上補充的に課税する必要上日用品をも包含する。その課税物品は左の如く、

- 第一種 甲類(七種目)、乙類(十四種目)、丙類(六種目)、丁類(二種目)(合計二十九種目)
- 第二種 甲類(十五種目)、乙類(二十三種目)、丙類(二十一種目)、丁類(十二種目)(合計七十一種目)

目)

第三種 燐寸、飴、葡萄糖及麥芽糖、サツカリン及蜂蜜

であつて、その品名は別表に掲げたものに限られてゐる。(別表課税物品表参照)

同一物品にして、第一種及第二種に該當するものは、之を第二種とし、甲類に該當する物品にして乙類、丙類又は丁類の何れかに該當するものは之を甲類とし、乙類に該當する物品にして丙類又は丁類の何れかに該當するものは之を乙類とし、同一物品にして丙類及丁類に該當するものは之を丙類とする。

自家用物品製造 自己又はその家族の用にのみ供する第二種の物品又は飴若しくは蜂蜜を製造する者は、當該物品に付物品税法を適用されない。

課税標準 物品税の課税標準は、第一種の物品に付ては、小賣業者の販賣價格(物品税を含みぬ價格)を、第二種の物品に付ては、製造場より移出する時の價格即ち多くは卸賣價格(製造者が自己の販賣機關へ移出する場合は正常の卸賣價格を基準として評定する價格)を、第三種の物品に付ては、製造場より移出する數量を課税標準とする。但し保税地域より引取らるゝ第一種又は第二種の物品にして引取人より税金を徴収するものゝ價格は、引取の際に於ける價格(輸入の際に於ける到着價格に當該物品に課せらるべき織物消費税及關税を加へたる金額)を課税標準とする。

税率 物品税の税率は左の通りである。(昭和十九年改正)

第一種 甲類

物品價格の百分の百二十

四九四

乙類

同 百分の六十

* 特定の物品に付ては その價格の百分の八十

丙類

同 百分の四十

** 特定の物品に付ては その價格の百分の八十

丁類

同 百分の二十

同 百分の二十

第二種

甲類

同 百分の百二十

* 特定の物品に付ては その價格の百分の八十

乙類

同 百分の六十

丙類

同 百分の四十

丁類

同 百分の二十

第三種

一、燐 寸

千本に付 二十五錢

二、飴、葡萄糖及麥芽糖

百斤に付 十二圓

三、サツカリ

一疋に付 五十圓

四、蜂 蜜

百斤に付 十二圓

特定の物品、第一種乙類及丙類並に第二種乙類の物品中左記の品目に付ての稅率は其の價格の百分の八十

(一) 書畫及骨董にして

一個又は一組の價格二百圓以上のもの

(二) 室内裝飾用品にして

一個又は一組の價格五十圓以上のもの

(三) 圍碁及將棋用具にして

一個又は一組の價格百圓以上のもの

(四) 盆栽、盆石及鉢植類にして

一個の價格五十圓以上のもの

(五) 鐵瓶並に茶道、香道及華道用具にして

一個又は一組の價格五十圓以上のもの

(六) 家具

イ、箆笥(幅及高さ九十五糎未滿のものに限る)、机及卓子類(高さ三十五糎未滿のものに限る)、棚類(茶箆笥及飾棚に限る)、盆類、衣裳籃、脇息、鏡類、鏡臺類、椅子、火鉢、屏風、衝立(和風衝立に限る)、几帳並に衣桁にして

一個又は一組の價格八十圓以上のもの

ロ、其の他のもの(表面積二平方米以上の机、卓子類及臺類、幅又は高さ二米以上の棚類並に流し及浴槽を除く)にして

一個又は一組の價格百五十圓以上のもの

(七) 織物、メリヤス、レース、フェルト及同製品並に組物

イ、洋服及國民服(一組のものに限る)、外套並にトンビにして

一個又は一組の價格百十圓以上のもの

ロ、其の他のもの(蚊帳、日除、登山用のテント、グラントシート、スリーピングバッグ、旗及

物品稅

四九五

機類を除く)にして

四九六

一個又は一組の価格五十圓(蒲團に付ては六十圓)以上のもの

(八) 飾物及玩具にして

一個又は一組の価格五十圓以上のもの

(九) 第二種第三十一號に掲ぐる漆器、陶磁器(衛生陶磁器を除く)及硝子製器具にして

一個又は一組の価格五十圓以上のもの

・特定の物品 第一種丙類第二十五號織物中一反の価格十五圓未滿の着尺地、裏地及夜具にして、大藏大臣の指定するものに付ての税率は、その價格の百分の二十

(註) 昭和十九年二月十五日大藏省告示第四十九號參照

納稅義務者 物品税は、第一種の物品に付ては小賣業者より徴收し、第二種又は第三種の物品に付ては製造者より徴收する。その保税地域より引取られる物品に付ては引取人より徴收する(但し第一種の物品の販賣者又は製造者が引取る場合を除く)。尤も、第一種第九號書畫及骨董品が入札その他競争の方法により賣買せらるゝ場合(強制競買又は之に準すべき場合を除く)はその札元又は之に準すべき者を小賣業者として當該物品を販賣する者と看做して課稅する。

看做製造 製造場以外の場所に於て販賣のため、化粧品その他特定の物品(註)を容器に充填し、又は改裝するときは、その物品を新に製造したものと看做される。(該當の場合はその移出高を申告するを要する)

(註) 特定の物品とは、薰物類、線香類、シャンプー、洗粉、紅茶、珈琲、同代用物、ココア、同代用物、嗜好飲料、調味料、齒磨、ジャム、食品加工料、ハム、ベーコン、ソーセージ、靴塗料類、滋養強壯劑、口中劑、防虫劑、殺虫劑、防臭劑及海苔をいふ。

看做移出 第二種又は第三種の物品が、製造場内に於て(一)飲用又は食用に供せられたとき(但し綠茶又は蜂蜜が飲用又は食用に供せられたときを除く)(二)第二種若は第三種の物品以外の物品又は特定の第二種の物品(註)の原料として使用せられたときは、之を製造場より移出したものと看做される(該當の場合はその移出高を申告するを要する)

(註) 特定の物品とは、(イ)文房具の製造の用に供せられた紙、(ロ)嗜好飲料の製造用に供せられた調味料、食品加工料、餡、葡萄酒、麥芽糖又は蜂蜜、(ハ)菓子製造の用に供せられたバター、同代用物、クリーム、同代用物、チーズ、同代用物、食品加工料、寒天、餡、葡萄酒、麥芽糖又は蜂蜜

納稅の手續 納稅義務者即ち第一種の物品の小賣業者は毎月其の販賣した物品に付、第二種又は第三種の物品の製造者は毎月その製造場より移出した物品に付各その品名毎に數量及價格(第三種物品は數量だけ)を記載した申告書を翌月十日迄に稅務者に提出し、毎月分の税金を翌月末、日迄に納付しなければならぬ。但し保税地域より引取る物品に付、引取人が納稅義務者たる場合には、輸入免許を受け、引取と同時に前記の申告書を提出して、直に納付することになつてゐる。尤も第二種、第三種の物品に付ては、相當の擔保(國債又は金銭)を提供して一月内徴收を猶豫することが出来る。

右の申告書を提出せざるとき、又はその申告を不相當と認めるときは、稅務署長は適當にその課稅

標準額を決定して、その税金を徴収する。

免税 左記の用途に供する物品に付ては、その用途の性質に鑑み物品税を免除する。但し税務署の承認を要する。

- (一) 輸出するもの
- (二) 學術研究用に供するもの
- (三) その他次の如き用途に供するもの
 - (イ) 醫療用に供するもの但し第三種の物品を除く。
 - (ロ) 機械用又は工業用に供するもの但し燐寸、酒類又は酢の製造以外の用に供する酒類粕、並に食料品の製造の用に供するココア、同代用物、嗜好飲料、調味料、バター、同代用物、クリーム、同代用物、ジャム、食品加工料、寒天、海苔、餡、葡萄酒、麦芽糖、サツカリン及蜂蜜を除く。
 - (ハ) 神社、寺院又は佛堂、教會等に於て、式典用又は禮拜用に供するもの但し第三種の物品を除く。
 - (ニ) 教育用に供するもの但し中等學校、青年學校、國民學校に於て使用する生徒用又は兒童用の机、椅子及腰掛並に寫眞機、映寫機、寫眞用フィルム、蓄音器、蓄音器用レコード、ピアノ、オルガン、箏、三絃、ラヂオ聴取機、マイクホン、擴聲用增幅器、擴聲器、幻灯機及實物投影機に限る。
 - (ホ) 軍用に供するもの(一定の品目に限る)
 - (ヘ) 通信用に供するもの(一定の品目に限る)
 - (ト) 非常用に供するもの但し官廳の指示命令に依り製造場より移出する経節及確詰に限る。
 - (チ) 教科用圖書にして文部省に於て著作権を有し又は検定を爲したるものの用に供する紙

(リ) その他大蔵大臣の指定するもの

- (一) 軍隊教育用圖書檢閱規則により檢閲を受けたる文書、圖書の用に供する紙
- (二) 帝國教育會の編纂に依る國民學校指導用學習帳の用に供する紙
- (三) 國民學校兒童又は勞務者の保健用に供する滋養強壯劑但し國民學校又は大日本產業報國會の購入するものに限る。

原料免税 原料免税の趣旨を以て、豫め税務署の承認を受けて、製造場より移出し又は保税地域より引取る物品にして、左の用途に供するものには物品税を免除する。

(一) 第二種又は第三種の物品の製造の用に供する第二種又は第三種の物品但し特定の物品(註)を除く。

(註) (イ) 第二種の物品(紙を除く)の製造の用に供する板硝子及紙、(ロ) 嗜好飲料の製造の用に供する調味料、食品加工料、餡、葡萄酒、麦芽糖及蜂蜜(ハ) 菓子の製造の用に供するバター、同代用物、チーズ同代用物、クリーム、同代用物、食品加工料、寒天、餡、葡萄酒、麦芽糖及蜂蜜。

(二) 輸出する菓子、糖果、果實蜜及之に類するものの製造の用に供する餡、葡萄酒又は麦芽糖尤も、右(一)の物品を移出先(又は引取先)に移入後その用途を變更した場合、又は(二)の物品を指定期間内に輸出したことを證明せざる場合は、天災その他已むことを得ざる事由に因り滅失したものに付税務署の承認を受けざる限り、移出先(又は引取先)の營業者が、その場所に於て製造したものと看做して直にその物品税を徴収される。

物品税を課せられたる飴、葡萄酒又は麥芽糖を原料として製造したる菓子、糖果又は果實蜜を輸出したるときは物品税相當額以下の交付金を交付せられる。(註)

(註) 輸出品に對する免税又は交付金交付に關する規定は昭和十八年四月以後當分停止される。

返還・戻入 小賣業者がその販賣した第一種物品の返還を受けた場合、又は、製造場から移出した第二種物品を同一製造場内に戻入した場合は、その月以降の税額より、その物品に課せられた税金相當額を控除する。

また、製造場より移出した第三種物品を同一製造場内に戻入した場合は、その物品を製造場より移出しても、更に物品税を徴收しない。以上の場合はいづれも同一物品に對する二重課税を避くるにある。

未納税移出 第二種又は第三種物品に付ては命令の定むる條件に依り税務署の承認を受け、他の製造場又は蔵置場に移入する目的を以て未納税のまま製造場より移出し又は保税地域より引取ることが出来る。この場合は、移出先又は引取先及その營業者が、製造場又は製造者と看做され、再びその場所から移出する際課税される。従つて指定期間内に移出先又は引取先に移入せられた證明なきものは製造者又は引取人より直にその税金を徴收する。但し災害その他不得已事由に因り滅失したもので、税務署の承認を受けたときは免税することになる。

取締規定 第一種の物品の小賣業者、又は第二種若は第三種の物品の製造業者は、その開業(又は

廢業)を税務署に申告しなければならぬ。

右の製造者又は販賣者は命令の定むる所に依り、其の製造、貯藏又は販賣に關する事實を帳簿に記載するを要し、また、政府の命ずる事項を申告する義務をもつ。

受取書の發行 小賣業者又は製造者は税務署長の承認する書式の受取書を發行して、その販賣又は移出した物品の代價を受取つたときに、支拂者に交付し、その寫を手許に保存して置くを要する。

納税證紙の貼用 物品に相當する金額を表示する納税證紙を貼用せねばならぬ。この場合の物品税に付ては、受取書一通毎に算出した税額二十錢未満の端數を生ずる場合は、五錢以上は之を五錢とし五錢未満は之を切捨てる。

納税證紙は、政府で之を發行し、税務署長から業者の團體を通じて各業者に交付することになつてゐる。納税證紙を貼用したときは、領收書の紙面と納税證紙の彩紋とにかけて、自己の印章又は署名を以て判明に消さねばならぬ。この納税證紙を貼用した枚數はその種類毎に區分して毎月の物品税に關する申告書と同時に、税務署に申告するを要する。若し、小賣業者又は製造者が納税證紙を亡失した場合は災害その他已むことを得ざる事甲に因り亡失したことを證明せざる限り直にその納税證紙に表示せられた税金相當額の物品税を徴收される。

收税官吏は、物品税に付、物品の製造者、販賣者に對し、質問をなし又は製品材料等につき検査をなし、若し監督上必要の處分をなし、若し犯則の嫌疑あるときは、臨檢、搜索又は差押をなし得る。

徴收補助團體 政府は第一種物品の小賣業者又は第二種若は第三種の物品の製造者の組織する團體に對し、徴税に必要なる施設を爲し、又は徴收事務の補助を爲すべきことを命じ得る。この場合に於ては、その團體に對して政府より交付金を交付する。

徴收補助を命ぜられた團體の代表者は、團體員の毎月分の申告書を取纏めて税務署に提出し、また團體員の納付すべき物品税額、納期日、納付場所等を税務署長の告知に應じて之を團體員に通知し、更にその納期内に拂込を了せざる團體員の住所、氏名、税額等を税務署に報告する等徴收事務に協力すると共に、一定の帳簿を備へ必要事項を記載しその事蹟を明かにしておかねばならぬ。團體の代表者の業務に關する違反行爲には嚴重な制裁規定が設けられてゐる。

罰則 (一) 詐偽その他不正行爲に依り、物品税を遁脱し、又は遁脱せんとした者は、その遁脱し又は遁脱せんとした税金五倍相當の罰金（但し罰金額が二十圓に満たないときは之を二十圓とする）に處し直にその税金を徴收される。その犯罪者の情狀に因つては、五年以下の懲役若は税金の五倍を超え十倍以下の罰金又は懲役及罰金を併科する。

(二) 課税標準の申告を怠り又は詐つた者、並に開業申告をなさずして第一種物品の小賣業を営み又は第二種若は第三種物品を製造した者、受取書の發行、納税證紙の貼用、その他取締上必要なる事項の命令に違反した者は千圓以下の罰金又は科料に處し、且その物品税は直に徴收される。

(三) 販賣、製造に關する帳簿の記載を怠り若は詐り又は帳簿を隠匿した者、取締上命ぜられたる

一定の申告を怠り又は詐つた者、收税官吏の質問に對し答辯をなさず若は虚偽の陳述をなし又はその職務の執行を拒み、妨げ、若は忌避した者は五百圓以下の罰金又は科料に處せられる。

(四) 法人の代表者又は法人若は人の代理人、使用人その他の従業者がその業務に關し(一)乃至(三)の違反行爲をしたときは、その法人又は人に對し各本條の罰金又は科料刑を科する外行爲者を處罰する。但し行爲者の情狀に因つては刑を免除することもある。

(五) 徴收補助團體の違反行爲に付てはその事犯により代表者を五百圓以下又は三百圓以下の過料に處せらる。

昭和十九年の改正法 は同年二月十六日より施行せらる。但し同年三月十五日以前の輸出に係る菓子、糖果又は果實蜜及之に類するものの交付金に付ては仍ほ従前の例に依る。

改正前の第一種各號の物品にして、改正後の第二種に組換へられたものに對し、従前の規定に依り賦課し又は賦課すべかりし物品税に關しては仍従前の例に依る。

経過規定 (一) 改正法により新に物品税を課することとなつた第一種物品の小賣業者又は第二種の物品の製造者は改正法施行前より引續き營業せる事實を併せ記載して改正法施行後一月以内にその旨を所轄税務署に申告するを要する。

(二) 改正法による第二種若は第三種の物品の製造者若は販賣者又は第二種の物品を使用する仕事の請負を爲す業を營む者、又は第二種若は第三種の物品を使用する物品の製造者若は販賣を爲す業を營む者が、改正法施行の際の手持品に課税する。即ち改正法施行の際、製造場又は保税地域以外の場所に於て、(イ) 第二種の物品

に付ては法第一條各款に掲ぐる品目毎に價格五百圓以上のもの、(ロ)三十萬本以上の樽、(ハ)餡、葡萄酒又は麥芽糖に付ては合計五百斤以上のもの、(ニ)一疋以上のサツカリン、(ホ)五百斤以上の蜂蜜を所持する場合に於ては、その場所を以て製造場、その所持者を以て製造者と看做して、改正法施行の日にその物品を製造場より移出したものと看做して改正税率に依り課税する。尤も従前よりの課税物品に付ては、舊税率に依り課せられた税額に相當する金額を控除した金額即ち増率となつた差額を以てその税額とする。但し第二種物品中大蔵大臣の指定する法令(奢侈品等製造販賣制限規則、農産罐詰の販賣制限に關する件及水産物罐詰販賣制限規則)に依り販賣を禁止せられ又は販賣に當り行政官廳の許可を要するもの又は特別の事由に因り稅務署の承認を受けたものに付ては、他日當該物品の貯藏の場所より移出したるときその物品税を徵收することができ。この規定の適用を受けんとする者は該物品の數量、價格及貯藏場所等の申告と同時にその旨を所轄稅務署長に申請して承認を受け置き、該物品をその貯藏場所より移出せんとするときその品名、數量、價格等を申告するを要する。

(三) 手持品に對する物品税の納期 その税額百圓以下のものは昭和十九年四月末日限に、税額百圓を越ゆるときは、同年四月及五月の二回に、税額五百圓を越ゆるときは同年四月乃至六月の三回に、税額千圓を越ゆるときは同年四月乃至七月の四回に、税額二千圓を越ゆるときは同年四月乃至八月の五回に、税額五千圓を越ゆるときは、同年四月乃至九月の六回に等分して、各月末日限に徵收することになつてゐる。従つて手持品課税を受くべき製造者又は販賣者等は第二種の物品に付ては、その品名毎に數量價格及貯藏の場所を、餡、葡萄酒、麥芽糖、サツカリン又は蜂蜜に付ては、その品名毎に數量及貯藏の場所を、改正法施行後一月以内に貯藏場所の所轄稅務署に申告するを要する。

(別表) 課税物品表

第一種 (小賣課税の方法に依る物品)

課税最低限
單位・價格

甲 類 (税率) 小賣價格の百分の百二十

一、貴石若は半貴石又は之を用ひたる製品、但し理化學用のものを除く。

(イ) 貴石、半貴石

ダイヤモンド、ルビー、サファイヤ、アレキサンドライト、クリソベリール、トパーズ、スピネル、エメラルド、アクアマリン、ペリール、トールマリン、ジルコン、クリソライト、ガーネット、パール、翡翠、水晶、瑪瑙、猫眼石、虎眼石、孔雀石、土耳其玉、月長石、青金石、クンツァイト、ブラッドストーン及ヘマタイト

(ロ) 貴石又は半貴石を用ひたる製品

二、眞珠又は眞珠を用ひたる製品

三、貴金屬製品又は金若は白金を用ひたる製品、但し理化學用のもの又は醫療用のものを除く。

(イ) 貴金屬製品但し金ペンを除く

(ロ) 金側又は白金側の時計但し金を鍍し又は張りたるものを除く

(ハ) 金屏風、金衝立

(ニ) 其の他金又は白金を用ひたる製品但し金箔、金絲、金粉又は金液を用ひたるもの及金を鍍し又は張りたるものを除く

四、藍甲製品

物品税

五、珊瑚製品、琥珀製品、象牙製品及七寶製品

五〇六

(イ) 珊瑚製品

(ロ) 琥珀製品但し電氣絶縁用のものを除く

(ハ) 象牙製品但し骨牌税を課せらるゝ骨牌を除く

(ニ) 七寶製品

六、毛皮又は毛皮製品、但し第八號に掲ぐるものを除く

七、羽毛・羽毛製品又は羽毛を用ひたる製品

(イ) 羽毛

(ロ) 羽毛製品

百匁 一圓

(ハ) 羽毛を用ひたる製品

(一) 蒲團及座蒲團(鶏のみの羽毛を用ひたるもの及大藏大臣の指定するものを除く)

(二) クッション、枕及被服類

乙 類

(税率) 小賣價格の百分の六十(特定の物品は百分の八十)

八、犬毛皮、兎毛皮、及同製品

九、書畫及骨董

(注意) 八割課税を要する書畫及骨董

十、室内裝飾用品

一個又は一組 二百圓

置物、置物臺、花器、花器臺、香器、香器臺、風鏡、額縁、柱掛其の他の壁面裝飾用品

(注意) 八割課税を要する室内裝飾用品

十一、圍碁及將棋用具

一個又は一組 五十圓

碁盤、碁石、碁筒、將棋盤、將棋駒、駒箱、駒臺及盤覆

(注意) 八割課税を要する圍碁及將棋用具

一個又は一組 百圓

十二、貴金屬を鍍し又は張りたる製品にして別號に掲げざるもの

十三、皮革製品にして別號に掲げざるもの

手袋、座蒲團、クッション及被服類

十四、盆栽、盆石及鉢植類(盆栽、盆景、盆石、鉢植及之に類するもの)

(注意) 八割課税を要する盆栽、盆石、鉢植類

一個 五十圓

十五、愛玩用動物及同用品

(イ) 愛玩用動物

(一) 犬、猫及猿

(二) 金魚、熱帯魚、觀賞用鯉及河鹿

(三)

みかどすずめ、べにすずめ、ひのまるてう、さくらすずめ、かのこすずめ、こもんてう、こきんてう、きんばら、じうしまつ、ぶんでう、きんくわてう、きんせいてう、きんらんでう、ほりこてう、かへでてう、そうしてう、こうくわんでう、かなりや、いかる、ひわ、あをじ、のじこ、ほほじろ、しまごま、かやくぐり、きんけい、ぎんけい、はくかん、ほろほろてう、きうかんでう、あうむ、ようむ、いんこ及孔雀鳩並に狩獵法施行規則第十一條の二に掲ぐる鳥、即ちをしどり、くわくこう、ほととぎす、かはせみ、みみずく、ふくろう、きつつき、ありすひ、ひばり、せきれい、びんずい、たひばり、ひたき、るり、とらつぐみ、くるつぐみ、あかはら、まみじろ、いそひよどり、あかひげ、こまどり、のごま、よしきり、せつか、うぐひす、めぼそ、きくいだき、みそさざい、れんじやく、もず、ごじふがら、しじふがら、やまがら、ひがら、

物品税

五〇七

こがら、えなが、ほしからす、るりかけす、をなが、むくどり、めじろ

(ロ) 愛玩用動物用品

- 犬舎、鳥籠、金魚又は熱帯魚の容器及之に類する愛玩用動物用容器、頭輪、鎖並に紐類
- 十六、庭木竝に庭園用の石材及石工品
- 十七、籠、釣燈籠及提灯類〔提灯（油引のものを除く）及行燈類〕
- 十八、鐵瓶竝に茶道、香道及華道用具
- 〔注意〕八割課税を要する鐵瓶竝に茶道、香道及華道用具
- 十九、花、花輪及花束類
- 生花の切花及枝物類、造花、花輪、楠玉竝に花束類

一個又は一組 五十圓

- 二十、釣用具類但し漁業用のものを除く（釣用具及釣用具入）
- 二十一、銘竹木

丙 類 (税率) 小賣價格の百分の四十(特定の物品は百分の八十又は百分の二十)

- 二十二、帽子、杖、鞭、傘
- (イ) 國民學校兒童用學帽
- (ロ) 其の他の帽子但し鑛山作業帽子を除く
- (ハ) 杖、鞭
- (ニ) 洋傘(ビーチパラソルを含む)
- (ホ) 其の他の傘
- 二十三、履物
- 二十四、家具

一個 三圓

一個 二圓

一個 五圓

一個 二圓

一足 二圓

(イ) 幅又は高さ九十五種以上の箆筒

(注意) 八割課税を要する箆筒

幅又は高さ九十五種未満のもの

一個又は一組 三十圓

一個又は一組 八十圓

同 百五十圓

(ロ) 机及卓子類

(注意) 八割課税を要する机及卓子類

高さ三十五種未満のもの 一個 十圓

高さ三十五種以上のものにして表面積二平方米未満のもの 一個 八十圓

一個 百五十圓

(ハ) イ號以外の箆筒、棚類、箱類、盆類、衣裳籠、脇息、寢臺、鏡及鏡臺類、椅子及腰掛類(座椅子を含む) 火鉢、臺類、屏風、衝立、几帳、衣桁、帽子掛、傘立、仕立板、張板、流し、蠅帳、浴槽、浴槽用釜、炬燵櫓、手拭掛、茶櫃、炭取、靴洗滌器

一個又は一組 三圓

一個又は一組 八十圓

一個又は一組 百五十圓

二十五、織物、メリヤス、レース、フェルト及同製品並に組物

(注意) 本號物品中の下段に課税最低限の價格を掲げたるものうち、一個又は一組の價格五十圓以上のものに對して八割課税(四九六頁参照)

(イ) 織物但し帶地及敷物地を除く

(二) 着尺地、羽尺地、裏地、襦袢地、袴地及夜具地類

一反 十二圓

(注意) 大藏大臣の指定するも、一反の價格十五圓未満の着尺地、裏地、夜具地にして大藏大臣の指定するものに付ての税率はその價格の百分の二十

物品税

(二) 座蒲團地

五帖分 十 圓

(三) 羽裏地、和服用コート裏地、裾廻地及袖地
羽裏地及和服用コート裏地

其他

一枚又は一組 七 圓

(四) 其他 幅四十六種未満のもの

幅四十六種以上百三十種未満のもの

幅百三十種以上のもの

(ロ) メリヤス、レース及フェルトにして布帛状のもの、但し敷物地を除く

一枚又は一組 五 圓
一米 一圓二十錢
一米 二圓五十錢
一米 六 圓

(ハ) 織物、メリヤス、レース及フェルトの製品竝に組物

(一) 着物、羽織、袴及之に類するもの

一平方米 二 圓

單衣

其他

(二) 袴

一個 十四 圓
一個 二十 圓
一個 十四 圓
一個 十二 圓

(三) 帶(帶地を含む)

一組のもの(三つ揃のもの但し國民服に付ては上衣、中衣及袴より成るもの)

男子用のもの

上衣

チヨツキ及國民服の中衣

ズボン及國民服の袴

一組 五十 圓
一個 二十五 圓
一個 八 圓
一個 十七 圓

女子用のもの

上衣

スカート(ズボンを含む)

一組又は一個 二十七 圓

(注意) 八割課税を要するもの

洋服及國民服

一組として販賣せざる場合

一個 十五 圓
一個 十二 圓
一組 百十 圓
一個 五十 圓

(五) 外套、和服用コート、トンビ、ケープ及之に類するもの

男子用のもの 國民外套

其他

一個 五十 圓
一個 四十 圓
一個 二十五 圓
一個 百十 圓
一個 五十 圓

(注意) 八割課税を要するもの

外套、トンビ

其他

一個 十五 圓
一個 八 圓
一個 百十 圓
一個 五十 圓

(六) 其他の被服類

文化コート及ジャンパー(ジャンパースカートを除く)

袖無、羽織下及之に類するもの

シャツ、ズボン下、スウェーター、運動用の上衣又はパンツ、ボレロ、パジャマ、ローブ、ガウン、

(七) 服飾附屬品

襟卷

帶揚、扱帶、伊達巻、伊達締、帶締及腰紐

半襟

一個 三 圓
一個 一 圓
一個 一 圓

物品税

五二一

手柄・ネクタイ

手袋

婦人用長靴下

其の他の靴下、足袋（地下足袋を除く）及之に類するもの

ネツカチーフ

手拭及タオル

手巾

(八) 毛布、膝掛、蚊帳及蒲團類

毛布及膝掛

蚊帳

蒲團カバー及敷布

蒲團側

蒲團袋

蒲團類
のを含む)

枕

座蒲團（鶏のみの羽毛を用ひたるもの、座蒲團側及座蒲團カバーを含む）、クツシヨシヨシカパーを含む）、クツシヨシヨシカパーを含む）、クツシヨシヨシカパーを含む）、クツシヨシヨシカパーを含む）

(注意) 八割課税を要するもの
蒲團
蒲團蚊帳以外のもの

一対 一圓
一足 二圓
一足 一圓五十錢

一個 五十錢
一個 四十錢

一枚 十圓
一個 二十圓

一個 六圓
一個 十二圓

一個 十圓

一個 二十圓
一個 二圓

一個 六十圓
一個 五十圓

(九) 風呂敷

(十) 窓掛、日除、間仕切布、卓子掛(センターピースを含む)、ナフキン、皿敷、樂器覆(樂器袋を含む)

(十一) 敷物類(敷物地を含む)

(十二) 登山用又は海濱用のテント、グラントシート、スリーピングバック

(注意) 八割課税を要するもの、海濱用のテント

(十三) 化粧廻

(十四) 緞帳及之に類するもの

(十五) 旗(國旗を除く)及幟類

二十六、印章及印判類

二十七、果物

(イ)

メロン、パイヤ、鳳梨、茂木枇杷、レモン、ポンカン、タンカン、ネーブルオレンジ、パレシヤオレンジ、福原オレンジ、グレイプフルーツ、ネクタリン、櫻桃、フームサ、申州大巴且杏、温室、葡萄、莓

(ロ) 箱、籠其の他類似の容器に入れたるもの、但し通常小賣に用ひざる容器に入れたるものを除く

容器入一個 一圓

丁 類 (税率) 小賣價格の百分の二十

二十八、靴

二十九、箱、樽、其の他類似の容器(通常小賣に用ひざる容器を除く)に入れたる食料品、但し蔬菜類、果物

物品税

一足 十二圓

五二三

類、肉類又は魚介藻類の漬物、煉製物、乾燥物、燻製物、焼物又は煮物に限る
五二四

容器入一個 一 圖

第二種 (製造場移出課税の方法に依る物品)
甲 類 (税率) 移出價格の百分の百二十

(イ) 寫眞機、寫眞引伸機、映寫機、同部分品及附屬品並に現像焼付用器具

(ロ) 寫眞機但し航空機用のもの及顯微鏡用のものを除く

(ハ) 寫眞引伸機

(ニ) 映寫機

(三) 寫眞機部分品及附屬品

レンズ(シャッター附のものを含む)、暗函(蛇腹の有無を別たず)、アダッチメント、シャッター
フィルムパツクホルダー、マガジン、取枠、ファイナダー、三脚臺、フィルムター、レンズフード、
セルフタイマー、露出計、リリース、距離計、自動焦點裝置、雲臺、閃光器、閃光電球、反射器及
寫眞機用又は三脚臺用ケース

(ホ) 寫眞引伸器部分品

暗函、コンデンサー、レンズ及支持臺

(ヘ) 映寫機部分品及附屬品

コンデンサー、レンズ、フィルムリール、ランプハウス、映寫機用ランプ、ヘッドマシ、映寫機
用モーター、發聲裝置、フィルム巻取機、カラスクリン及映寫機用ケース

(ト) 現像焼付用器具

現像タンク、現像バット、修整臺、焼付器、露出器及暗室ランプ

二、寫眞用の乾板、フィルム及感光紙

(イ) 寫眞用乾板但し航空機用のもの及エックス線用のものを除く

(ロ) 寫眞用フィルム但し航空機用のもの及エックス線用のものを除く

(ハ) 寫眞用感光紙但しエックス線用のものを除く

三、蓄音器及同部分品

(イ) 蓄音器(ラヂオ聴取裝置を附したるものを含む)

(ロ) 蓄音器部分品

蓄音器匣、サウンドボックス、移動腕金、ピツクアップ、蓄音器用モーター、回轉盤、動力用ゼン

マイ及蓄音器用針

四、蓄音器用レコード但し六吋以下の紙製のものを除く

五、樂器、同部分品及附屬品

(イ) 樂器

ピアノ、オルガン、アコーディオン、バンドニオン、ハーモニカ、ヴァイオリン、ヴァイオラ、セロ、
コントラバス、マンドリン、マンドラ、マンドリラ、マンドセロ、マンドローネ、ギター、ギタロ
ーネ、バラライカ、ウクレレ、バンジョー、フリニート、ピッコロ、クラリネット、オーボ、バズ
ーン、ホルネット、トランペット、トロンボーン、アルト、バリトン、チェンバ、サクソフフォン、
スザフフォン、ホルン、バイラフフォン、喇叭(信號喇叭を除く)、木琴、鐵琴、ハーブ、リ、
等、三絃、琵琶、明笛、尺八、鼓、ドラム類、タンボリン及シンバル

(ロ) 樂器部分品及附屬品

物品 稅

絃樂器用の絃、弓及撥並に樂器用ケース

六、雙眼鏡、雙眼鏡及同ケース

七、銃及同部分品

(イ) 銃(獵銃、拳銃及空氣銃)

(ロ) 銃部分品(銃身及銃床)

八、藥莢(裝藥したるものを含む)及彈丸但し獵銃、拳銃又は空氣銃用のものに限る。

九、ゴルフ用具、同部分品及附屬品

(イ) ゴルフクラブ及ゴルフボール

(ロ) ゴルフクラブのヘッド及シャフト

(ハ) ゴルフクラブ用のバッグ、ケース及ヘッドカバー

十、娛樂用のモーターボート、スカール及ヨット

十一、撞球用具

撞球臺、キュー、球及チヨーク

十二、ネオン管及同變壓器

十三、喫煙用ライター及電氣マツチ

十四、乗用自動車但し普通乗用自動車にして輪距二百八十九釐を超えるものに限る。

十五、化粧品

香水、香紙、香袋、白粉、紅、化粧品、クリーム、化粧下、化粧水、化粧粉、頭髮用の香水、油及煉油、整髮料、染毛料、養毛料、美爪料、脱毛料、脂取料

乙 類 (稅率) 移出價格の百分の六十(特定の物品は百分の八十)

十六、扇風機及同部分品

(イ) 扇風機

(ロ) 扇風機部分品(扇風機用の羽根及モーター)

十七、暖房用の電氣、瓦斯又は礦油ストーブ

十八、冷蔵庫及同部分品

(イ) 冷蔵庫

(ロ) 冷蔵庫部分品(冷蔵庫用冷凍機)

十九、金庫及鋼鐵製家具

(イ) 金庫(手提金庫を含む)

(ロ) 鋼鐵製家具(筆筒、棚類、箱類、机及卓子類、椅子及腰掛類)

二十、時計及同部分品

(イ) 懐中時計、腕時計、置時計、掛時計、電氣時計、ストップウォッチ及ウォッチマンスクロック

(ロ) 時計側、ムーウメント、文字板、時計用硝子、同代用物及指針

二十一、照明器具

スタンド、シャンデリヤ、ペンダント、ブラケット、バルベット、シーリングライト、ポーターライト、

グローブ、シェード及之に類するもの

二十二、電氣器具及瓦斯器具

湯沸器(珈琲沸器及牛乳沸器を含む)タオル蒸器、調理用器具(七輪、竈及炊飯器を除く)アイロン、
鍋(半田鍋を除く)、鍋焼器、毛髪乾燥器、炬燵、行火、火鉢(電氣炭を含む)、足温器及蒲團類、パーマ
メントウエーブ機及同附屬ドライヤー、洗濯機、掃除機、暖房用ラヂエーター、ルームクーラー、温水槽

並に調理臺

二十三、大理石、大理石に類する裝飾用石材及之を原料とする擬石並に陶磁器製タイル

(イ) 大理石及之に類する裝飾用石材但し建築用のものに限る

(ロ) 大理石及之に類するものを原料とする擬石

(ハ) 硬質陶器製タイル、磁器製タイル及モザイクタイル

(ニ) ハ以外の施釉タイル

二十四、文房具

万年筆、万年筆用ペン先、万年筆軸、硯箱、手箱、文箱、料紙箱、書類箱、書類籠、色紙箱、短冊箱、スケッチ箱、書架、シャープペンシル、シャープペンシル替芯、インキ入(インキスタンドを含む)硯、パレット、パレットナイフ、ペーパーナイフ、筆立、矢立、硯用蓋、墨置臺、肉池、水入、ペン立、ペン皿、文鎮、色紙、短冊、アルバム、人名簿、集印帖、畫帖、芳名録、本立(ブックエンドを含む)

二十五、身邊用細貨類及化粧用具

(イ) 指輪、腕環、耳飾、頸飾、ペンダント、櫛、櫛入、笄、簪、頭髮用ピン、ハットピン、ヘヤーネット、結ビリボン、飾花、ネクタイピン、ネクタイ止、襟止、帶止、帶當、帶揚枕、帶揚止、バックル、鎖、カフス釦、カラ止、根付、腰提、メダル、メダルバンド、腕時計用バンド、時計下グ紐靴下留、靴籠、バンド、ズボン吊、コルセット、乳バンド、羽織紐、眼鏡縁、眼鏡入、鏡入、携帶用楊枝入、鍵入、珠數入、万年筆入、印章入、御守入、御守袋、小道具入、印籠、懐中薬入、ハンコバック、撥入、手提袋、財布、懐中用書狀入、名刺入、定期券入、宮迫、シース及衣服用刷子
(ロ) 化粧用刷子(頭髮用のものを含む)、コンパクト、パフ、香水噴、剃刀、毛抜、爪切、頭髮用鏡、懐中鏡、手鏡、立鏡、掛鏡、姫鏡、髻、髻、石鹼入、白粉入其の他の化粧品容器、化粧具匣(折疊

式のものを含む)及其の他の化粧用具セット

二十六、喫煙用具

煙管、パイプ類及同ケース、煙草入、灰皿、煙草セット、煙草盆並に燗寸ケース

二十七、扇子及團扇但し遮團扇を除く

二十八、鞆及トランク類並に行李

(イ) 鞆、トランク、信玄袋、リツクサツク及バスケット類但し價格一個に付二圓に満たざるものを除く

(ロ) 行李但し價格一個に付四圓に満たざるものを除く

二十九、飾物、玩具、遊戲具、搖籃及乳母車類

人形、人形ケース、羽子板、節句飾物其の他の飾物、玩具(國民學校教材用及航空青少年隊用の模型航空機材料を除く)、遊戲具、搖籃及乳母車類

(注意) 飾物及玩具にして一個又は一組の價格五十圓以上のものに付ては八割課税。

三十、運動具

野球、庭球、卓球其の他の球技、陸上競技、スキー、スケート、登山、水泳、拳闘及フェンシング用具但し第一種第二十五號及第二種第二十八號に掲ぐるものを除く

三十一、漆器、陶磁器及硝子製器具にして第一種又は第二種の各號に掲げざるもの但し理化學用のもの、醫療用のもの、電気絶縁用のもの、土木建築用のもの、農業用のもの、漁業用のもの及神佛具を除く

(注意) 漆器、陶磁器(衛生陶磁器を除く)及硝子製器具にして一個又は一組の價格五十圓以上のものに付ては八割課税。

(イ) 茶器、酒器、菓子器、食器其の他の食卓用品但し價格一個に付五十錢(漆器に付ては一個に付六十錢)に満たざるものを除く

物品税

- (ロ) 其の他のもの但し七輪、竈及炊飯器竝に價格一個に付一圓五十錢に満たざるものを除く
- 三十二、煙火類
- 三十三、薰物及線香類但し價格四匁に付五錢に満たざるものを除く
- 三十四、シャンプー及洗粉
- 三十五、紅茶、烏龍茶、包種茶、珈琲、ココア及其の代用物、玉露竝に碾茶
- 紅茶、烏龍茶、包種茶、マーテ、珈琲、チコリー、ココア及其の代用物、玉露竝に碾茶
- 三十六、嗜好飲料但し酒類及清涼飲料を除く
- (イ) 牛乳又は乳製品を原料とする酸性飲料
- (ロ) 果實汁、果實蜜、珈琲シロップ、紅茶シロップ及之に類するもの
- (ハ) 甘酒及之に類するもの
- 三十七、菓子

- (イ) 和洋生菓子、干菓子及チョコレート但し價格十貫に付四十圓に満たざるものを除く
- (ロ) 箱、罐、罎、籠其の他類似の容器に入れたるもの(通常小賣に用ひざる容器に入れたるものを除く)但し容器入一個に付價格一圓に満たざるものを除く
- 三十八、グルタミン酸ソーダを主成分とする調味料

丙 類 (税率) 移出價格の百分の四十

- 三十九、ラヂオ聴取機及同部分品
- (イ) ラヂオ聴取機但し真空管を使用せざるもの及大藏大臣の指定するものを除く
- (ロ) ラヂオ聴取機部分品
- ラヂオ聴取機匣、トランスフォーマー、チヨークコイル、コンデンサー、抵抗器、ダイヤル及シャシ

- 四十、受信用真空管、マイクロホン、擴聲用增幅器及擴聲器
- 四十一、電球類及電氣配線用品
- (イ) 電球類但し漁業用、嶺山安全燈用、色燈信號用、通信用、測定用、測定器用、抵抗用、耐爆安全用
- 電話用、航空機用、保健用及燈火管制用電球並に豆電球以外の集光型纖維電球を除く
- (ロ) 電氣配線用品但し嶺山用、通信用、航空機用、船舶用及農業用のものを除く
- 點滅器、接續器、ハトメ、シールドホルダー、プレート及コード
- 四十二、携行用の電燈、同ケース及電池
- 四十三、魔法瓶、水筒類及同部分品
- (イ) 魔法瓶(ケースを附したるものを含む)及水筒類
- (ロ) 魔法瓶ケース
- 四十四、計算機
- 四十五、タイプライター、同部分品及附屬品
- (イ) タイプライター但し電信用のものを除く
- (ロ) タイプライター部分品及附屬品
- 原稿臺、臺机、カバー、リボン、パッド、活字、活字貯藏箱及複式金額タイプライター用印書動輪
- 四十六、謄寫器及同附屬品
- (イ) 謄寫器
- (ロ) 謄寫器附屬品
- カバー、スクリーン、インキ布、ローラー、ローラー把手、インキ煉盤、鍍(枠を附したるものを含む)及鍍枠

- 四十七 金銀登録機
- 四十八 タイムスタンプ、タイムレコーダ及同附屬品
 - (イ) タイムスタンプ及タイムレコーダ
 - (ロ) タイムスタンプ及タイムレコーダの附屬品
- 四十九 マスタークロック、繼電器、カード格納箱、カバー及リボン
 ミシン及同部分品並にミシン用針
 - (イ) ミシン
 - (ロ) ミシン部分品(頭部、脚部及臺)
 - (ハ) ミシン用針
- 五十、幻燈機、實物投影機及同ケース
- 五十一、安全剃刃
- 五十二、カレンダー、繪葉書並に觀賞用の寫眞及印刷物類
 - (イ) カレンダー(臺を含む)
 - (ロ) 繪葉書、繪カード及枝折類
 - (ハ) プロマイド其の他の觀賞用寫眞
 - (ニ) 印刷したる額繪、畫集、法帖其の他の觀賞用印刷物但し版畫及拓本を除く
- 五十三、齒磨但し粉齒磨を除く
- 五十四、バター、チーズ、クリーム及其の代用物並にジャム
- 五十五、綠茶但し焙茶、香茶及價格一貫に付七圓に満たざるものを除く
- 五十六、酒類但し清酒、合成清酒及味淋の粕に限る

五十七、食品加工料

- 五十八、火腿、ベーコン、ソーセージ其の他燻製の肉類及魚類
- 五十九、寒天

丁 類 (税率) 移出價格の百分の二十

六十、事務用器具及事務用品

- (イ) 番號器、日附器、紙綴器、パンチ類、手形印字器、手形打抜器、證券抹消器、手形打出器及之に類するもの、銀貨掛、印架、印箱、印列立、スタンプ臺、デスクパッド、簿記棒、定規、算盤、計算尺、キャツシナイリ並に數取器
- (ロ) ペン先、ペン軸(ペン先を附したるものを含む)、筆、筆入、筆巻、紙挾、書類挾及鉛筆削器
- (ハ) 墨、繪具、繪具油、インキ(印刷用のものを除く)、墨汁、朱墨液、インキ消液、糊、朱肉、黒肉及之に類するもの

六十一、電話機、電話交換機、同部分品及附屬品

- (イ) 電話機(携帯型及防爆型のものを除く)及電話交換機(局線中繼臺を含む)
- (ロ) 電話機及電話交換機の部分品並に附屬品
 - 送話器、受話器、胸掛電話器、磁石電鈴、轉換器、ダイヤル、背面板、電池、蓄電器、繼電器、接續紐
 - 回路、回路用機器取付鐵板、交換機用ランプ、電鍵、回路用ジャック及ランプジャック
- 六十二、板硝子(波型硝子を含む)但し普通板硝子にして厚さ一・六耗以下のもの、強化硝子、合せ硝子、防弾硝子及有機硝子を除く
- 六十三、數物類但し第一種第二十五號に掲ぐるものを除く

六十四、紙及セロファン但し紙幣、銀行券、國債證券、郵便切手、郵便葉書又は收入印紙用のもの及政府に於て製造し政府の用に供するもの並に煙草用巻紙を除く

(イ) 紙但し價格手渡のものに付ては一封度四十錢其の他のものに付ては一封度十三錢(塵紙に付ては一

封度四十錢)に満たざるものを除く

(ロ) セロファン

六十五、靴塗料類(靴クリーム、光澤劑其の他の靴塗料類)

六十六、折箱、割箸、祝箸及爪楊枝類

(イ) 折箱但し汽車辨當のものを除く

(ロ) 割箸、祝箸及爪楊枝類

六十七、滋養強壯劑及口中劑但し専ら醫師の使用するものを除く

(イ) ビタミン劑、ホルモン劑、人蔘製劑其の他類似の滋養強壯劑

(ロ) 口中劑

六十八、防蟲劑、殺蟲劑及防臭劑但し農業藥劑及専ら消毒の用に供するものを除く

精製ナフタリン、精製樟腦、パラチクロルベンゾール製劑、除蟲菊製劑(蚊取線香を含む)其の他防蟲

劑、殺蟲劑及防臭劑

六十九、調味料

(イ) 魚介藻類又は植物類の煮出液を主原料とする液體調味料

(ロ) カレー粉、胡椒粉、辛子粉、山葵粉、山椒粉、唐辛子粉其の他之に類するもの

(ハ) 即席カレー其の他之に類するもの

(ニ) ケチャップ及ソース類(マヨネーズソースを含む)

(ホ) 經節

七十、罐、罎、壺其の他類似の容器(通常小賣に用ひざる容器を除く)に入れたる食料品但し酒類、清涼飲料、砂糖、糖水、味噌、醬油、酢、油脂、鹽、牛乳、乳製品、卵製品、乳兒用品及第二種又は第三種の各號に掲ぐるものを除く

七十一、海苔

乾海苔、焼海苔(味付焼海苔を含む)及青海苔

第三種 (數量課税の方法に依る物品)

一、燐寸 (税率 千本に付二十五錢)

二、飴、葡萄及麥芽糖 (税率 百斤に付十二圓)

三、サツカリン (税率 一疋に付五十圓)

四、蜂蜜 (税率 百斤に付十二圓)

物品 稅表 (昭和十七年度) (單位千圓)

種別	甲類	乙類	丙類	丁類	課税高計	稅額
第一種	五、三六	一、四四、九五九	四一、〇七三	一	一、四八九、三八九	二九四、六五四
第二種	一四一、五五	九六、四六九	三五、四五四	三八八	五九三、八三七	一三四、四〇八
第三種	燐寸二〇五、八七六萬本、サツカリン三六千疋、飴其の他九七五萬斤					三、六八四
計						四〇〇、七四七

二六 遊興飲食税

五二六

遊興飲食税は、昭和十四年の増税の際、建築税と共に支那事變特別税として新設せられたのである。本税の創設と同時に従来地方税たる遊興税は廢止された。

遊興飲食税は、支那事變のために要する巨額の軍事費の財源の一部に充てる必要から設けられたことと言ふ迄もないが、大體、一定金額以上の遊興飲食には相當の擔保力が認められると同時に、事變下に於て、この種消費の抑制に資する趣旨から設けられたのである。尤も遊興税は、従来地方税として相當長い年間施行されて来たものであるが、之を國税として全國統一的に課税するとともに、飲食をも加へて課税するところに意義がある。従つて本税の創設に因りて生ずる地方團體の歳入缺陷に對しては財政補給金の形に於て國庫より補填してゐたが、昭和十五年の税制改正により獨立の税法を設け永久税とすると共に、その徵收額中の半額を地方團體に分與することとした。その後、昭和十六年には免稅點の引下げと、大幅の増徴を行ひ且新たに旅館の宿泊に對しても課税することとし、昭和十八年に於て、再び大幅の税率引上げを行ふと共に、宿泊料課税最低限の引下げ、その他課税範圍の擴張等を行つた。同十九年更に税率の引上その他の改正を行つた。

課税の範圍 遊興飲食税は、料理店、貸席、旅館その他命令を以て定むる類似の場所、即ち貸座敷、引手茶屋に於ける遊興、飲食及宿泊に對して課する税である。(税法第一條第一項)

また、前項の場所以外の場所に於て飲食する場合に於ても、その飲食物が、料理店又は旅館よりの仕出し料理なるときは、その飲食は仕出し料理を供給した料理店又は旅館に於ける飲食と看做される。(税法第一條第二項)

尙、料理店、旅館以外の場所に於て遊興飲食する場合に、藝妓若は藝妓に類する者が料理店、貸席を経ずして、藝妓置屋若は之に類する場所(接待婦置屋を含む)より派出され、又は飲食物が料理店、旅館以外の仕出し屋その他飲食物を調理して販賣することを業とする場所より供給されるときは、該藝妓置屋若は之に類する場所又は仕出し屋若は飲食物調理販賣業の場所を料理店と看做し、その遊興飲食は料理店に於ける遊興飲食と看做される。(税法第一條第三項)

課税標準 遊興飲食税の課税標準は、遊興、飲食及宿泊の料金である。之に對する税率は左の如くである(昭和十九年改正)

- (一) 藝妓の花代 料金の百分の三百
- (二) 其他の花代(娼妓の揚代、藝妓に類する者の花代其他之に類するもの) 料金の百分の百二十
- (三) 藝妓の花代又は其他の花代を伴ふ遊興飲食の料金(但し花代を除く) 料金の百分の百

(四) 特殊料理店(洋風の設備を有し婦女が客席に侍して接待するカフェー、バー、其他の料理店) 遊興飲食税 料金の百分の百

五二七

店に於ける遊興飲食の料金（但し花代を除く）

五二八

料金の百分の百二十

(五) 前各號以外の遊興飲食の料金

- イ、一人一回二圓五十錢未満のもの
- ロ、一人一回五圓未満のもの
- ハ、一人一回五圓以上のもの

料金の百分の三十
料金の百分の五十
料金の百分の八十

(六)

特定の料理店（通常一人一回の料金五圓に満たざる飲食のみを爲さしむる料理店にして税務署長の指定するもの）に於ける遊興飲食の料金にして一人一回五圓に満たざるものは、左の定額税を課する。

- イ、一人一回二圓未満のもの
- ロ、一人一回二圓五十錢未満のもの
- ハ、一人一回三圓未満のもの
- ニ、一人一回四圓未満のもの
- ホ、一人一回五圓未満のもの

一人一回に付 四十五錢
一人一回に付 六十錢
一人一回に付 一圓二十五錢
一人一回に付 一圓五十錢
一人一回に付 二圓

(七)

旅館に於ける宿泊の料金

- イ、一人一泊五圓未満のもの
- ロ、一人一泊十圓未満のもの
- ハ、一人一泊十圓以上のもの

料金の百分の二十
料金の百分の四十
料金の百分の七十

遊興飲食の料金とは、花代、揚代、飲食料、席料その他名義の何たるを問はず、料理店、貸席、旅館等の經營者が、遊興又は飲食をなした者より、その遊興又は飲食に付領收すべき金額の合計額を謂ふのである。客が任意に提供する茶代、チップ等は含まない。又自動車賃とか、煙草代とかの立替金の如きも含まない。

宿泊の料金とは、宿泊料、旅館料、室料、その他名義の何たるを問はず、旅館の經營者が宿泊を爲した者より、その宿泊に付領收すべき金額の合計額より遊興飲食の料金を控除した金額を謂ふのである。客が任意に提供する茶代は含まない。

免稅點

遊興飲食の料金が、一人一回一圓五十錢に満たない場合、及旅館に於ける宿泊の料金が、一人一泊三圓に満たない場合には、遊興飲食税を課さない。尤も（イ）藝妓又は娼妓其の他の花代、

（ロ）藝妓又は娼妓其の他の花代を伴ふ遊興飲食の料金、（ハ）婦女が客席に侍して接待するカフェ、（ニ）其の他特殊の料理店に於ける遊興飲食の料金に付ては一圓五十錢未満の場合でも課税する。料金の計算方法 一人一回の料金の計算に付ては（一）二人以上共同して遊興又は飲食した場合に、總料金を遊興又は飲食した總人員で割つた金額を以て一人一回の料金とする。（二）同一場所で連続して遊興又は飲食した場合は最初から最終まで之を通算する。（三）仕出し料理を供給した場合、人数が不明であるから一回の供給毎に通常一人前と認められる飲食物の料金額に依ることになつてゐる。尤も數回に互る供給であつても一回に飲食したものは合算して計算する。（四）仕出し料理

遊興飲食税

五二九

と共に藝妓又は藝妓に類する者を供給した場合は、花代を伴ふものとして免税點なく課税されることになる。(五)二人以上共同して旅館に宿泊した場合は、總人員で割つた金額を以て一人一泊の料金とする。(註)

(註) 旅館の所謂宿泊代が、室料と食料とを含む場合は、(イ)宿泊代が夕、朝の二食附であれば、宿泊代の六割を宿泊の料金、三割を夕食、一割を朝食の料金とする。(ロ)宿泊代が三食附であれば、宿泊代の五割を宿泊の料金、二割五分を夕食、一割を朝食、一割五分を晝食の料金とする。(ハ)所謂半泊りの場合は通常の宿代の六割を宿泊の料金とし、それと半泊り代との差額を以て朝食の料金とする。

納税義務者 遊興飲食税は、料理店、貸席、貸座敷、引手茶屋及旅館等の經營者より之を徴収する。即ちそれ等場所の經營者が納税義務者である。……勿論本税の負擔は、結局遊興飲食を爲す者又は宿泊者に歸するのであるが……

納税の手續 料理店、貸席、貸座敷、引手茶屋及旅館等の經營者は、毎月分の遊興飲食又は宿泊の料金を、料金の種類別に、税率の區別に従ひ區分記載した申告書を、毎月十日迄に稅務署長に提出するを要する。この申告に基き稅務署は税金を徴収するのであるが、申告書の提出なきとき又は申告を不相當と認めるときは、稅務署長に於て、其の課税標準額を決定して税金を徴収することになる。

遊興飲食税は、かくの如く、毎月分を翌月末日迄に納付するのが原則であるが、地方の慣習等に依り又はお得意筋に對しては、遊興飲食代金を盆と暮の二回に領收する向もあるから、その月に領收し

ないものに對する税金は、稅務署長の承認を受けて之を領收した月の翌月末日迄に納付する例外を認める。若し貸倒れとなつた場合は、稅務署長に申請して、遊興飲食税の免税を受け得る救済規定が設けられてゐる。旅館の宿泊料の未收又は貸倒れの場合も同様である。

取締規定 料理店、貸席、旅館等の經營者は、本税の納税義務者であるから、新規開業又は廢業の場合には、其の旨を豫め稅務署長に申告するを要し、經營を廢した場合には、直に其の月分の料金の申告書を提出すると共に、その税金をも納付しなければならぬ。その新規開業の場合は、經營する場所の種類名稱並に所在地は勿論、從業者の種類及員數、カフェー、バー等の特殊の料理店にあつては、客席に待して接待する婦女の常時の員數等をも記載するを要し、旅館にあつては各等級毎の宿泊料、旅籠料、室料、食料その他の料金等をも申告するを要する。

また、これ等の經營者又經營者と取引關係ある者——例へば、料理店と藝妓置屋との如き——は、其の業務に關する事項を帳簿に記載するを要し、稅務署長の要求に應じて、必要事項を申告するを要する。收稅官吏は、かかる經營者又は取引關係者に對し、質問を爲し又はその業務に關する帳簿書類を檢査することを得る。そして、經營者の帳簿には、一回の遊興飲食毎に、又は一泊の宿泊毎に、その年月日、人數、料金の種類、税率の區別に従ひ區分した金額及その領收年月日を、また、仕出し料理供給の場合に於ては、一人一回の飲食料金等の必要事項を漏れなく記載するを要する。

料理店、旅館等の經營者は、その經營者に販賣したる毎月分の飲食物の品名、數量及價格を買受人
遊興飲食税

毎に区分記載した申告書を翌月十日迄に、また、藝妓、娼妓の抱主又はその仲介を爲す者は、その出先の場所毎に区分記載した申告書を翌月十日迄に所轄税務署に提出せねばならぬ。

料金領收書の發行 料理店、旅館その他の經營者は、遊興飲食又は宿泊した客に對して、その料金の領收書（一定の書式に従ひ複寫式とし原符を客に交付し、寫を業者の手許に保存し置くもの）を交付せねばならぬ。尤も立食鮎屋等の如き領收書作成を不便とする業者、又は一人一回の料金が課税要件に達しない少額の飲食店の如きは、税務署の承認を受けて、領收書交付の免除を受けることが出来る。尤も特定の料理店の經營者は料金領收書に代へて、後述の納税切符を使用すればよい。領收書の調製、交付の年月日及枚數等は必ず記帳しておく。

納税證紙の貼用 料理店旅館等の經營者は、料金領收書に當該料金に對する遊興飲食税額に相當する金額を表示する納税證紙を貼用（領收書と證紙の彩紋にかけて消印）して之を支拂者に交付せねばならぬ。この場合に料金領收書一通毎に算出し税額に十錢未満の端數を生ずる場合は之を切捨てる。

納税切符の使用 特定の料理店（一人一回五圓未満の飲食のみを爲さしむるもので税務署長の指定するもの）の經營者が、一人一回五圓未満の料金を領收したときは、料金領收書に代へ、當該料金に對する遊興飲食税額に相當する金額を表示する納税切符を使用（納税切符とその控とに消印を要す）し、之を支拂者に交付し、その控を業者の手許に保存せねばならぬ。

前述の納税證紙や納税切符は政府が之を作成したものを、税務署長から業者の團體を通じて各經營

者に交付することになつてゐるが、この證紙や切符は、税務署の承認なくしては、他人に譲渡してはならぬ。

また、この證紙や切符の受入、使用等のその年月日、及枚數等を種類毎に記帳しおき、且つ毎月の料金等の申告書と同時に、それ／＼申告するを要する。若し業者が證紙や切符を亡失した場合は、災害その他已むを得ざる事由に因ることを證明し得ざる限り、直にその證紙又は切符に表示せらるる税金相當額の遊興飲食税を徴收されるのである。

質問、検査 收稅務官吏は、料理店・旅館等の業者、又は遊興飲食税の徴收補助團體の代表者に對し、その業務に關し質問を爲し、又は帳簿書類その他の物件を検査することが出来る。その犯則嫌疑ある者に對しては夜間でも營業時間内は、臨檢、搜索又は差押をも爲し得る。

罰則 遊興飲食税に限らず、物品税などでも、従來業者が消費者から料金と共に税金を領收して居りながら之を國庫に拂込まずにごまかしてゐるとの兎角の非難があつた。かゝる行爲は所謂横領に等しき惡質なものであるから、昭和十九年の改正により一面納税證紙等の方法で豫防すると共に、他面罰則は次の如く從來に比し著しく強化されたのである。

(一) 詐偽其他不正の行爲に依り、遊興飲食税を逋脱し、又は逋脱せんとした者は、その逋脱し、又は逋脱せんとしたる税金の五倍（但し罰金額が二十圓未満のときは之を二十圓とする）に相當する罰金に處せられ其の税金は直に徴收される。尙犯罪者の情狀に因つては五年以下の懲役若し逋脱税金

の五倍を超え十倍以下に相當する罰金に處し又は懲役及罰金を併科される。

(二) 毎月分の遊興飲食料金の申告を怠り又は詐りたる者、若は稅務署に申告せずして料理店、貸席等の場所を經營した者、或は領收書の發行納稅證紙の貼用、納稅切符の使用その他取締命令に違反した者、又は納稅證紙や納稅切符を無斷で他に讓渡した者は、千圓以下の罰金又は科料に處せられ其の稅金は直に徵收される。

(三) 經營者及取引關係者が帳簿の記載を怠り若は詐り又は帳簿を隱匿した場合、或は政府から命ぜられた必要事項の申告を怠り又は詐つた場合、或は收稅官吏の質問に答辯を爲さず若は虚偽の陳述を爲し、又は其の職務の執行を拒み、妨げ、若は忌避した場合は、五百圓以下の罰金又は科料に處せられる。

(四) 前記の如き違反行爲が、法人の代表者又は法人若は人の代理人、使用人その他の従業者の所爲であつても、其の法人又は名義人に對して罰金又は科料刑を科するの外情狀に因りその行爲者をも處罰される。

(五) 行使の目的を以て納稅證紙若は納稅切符を偽造し、變造し、若はその消印を除去した者、又は行使の目的を以て偽造し、變造し若は消印を除去した納稅證紙若は納稅切符を人に交付した者は三年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處せられる。

(六) 徵收補助團體の代表者の違反行爲に付ても、その事犯により五百圓以下、又は三百圓以下の

過料に處せられる。

徵收補助團體 政府は本稅施行の圓滑と適正を期するため、料理店、貸席、旅館等の經營者の組織する團體——料理屋組合、藝妓屋組合の如き——に對し、遊興飲食稅に付徵稅上必要な設備を爲し、又は徵收事務の補助を爲すべきことを命じ得る。この場合には、その團體に對して、一定の交付金を交付する。

徵收補助を命ぜられた團體の代表者は團體員の毎月分の申告書を取纏めて稅務署に提出し、また、團體員の納付すべき遊興飲食稅額、納期日及納付場所等を稅務署長の告知に應じて之を團體員に通知し、更に、その納期内に拂込を了せざる團體員の住所、氏名、稅額等を稅務署に報告する等徵收事務に協力すると共に、一定の帳簿を備へ必要事項を記載し、その事蹟を明かにしておかねばならぬ。その違反行爲に付ては、前記の如き嚴重なる所罰がある。

地方附加稅 遊興飲食稅には、地方團體の附加稅を禁ぜられてゐる。

昭和十九年の改正法 同年二月十六日より施行せられる。但し特定料理店、納稅證紙、納稅切符等の改正規定は六月一日より施行。

x x x x x x

遊興飲食税表(昭和十七年度)

料 理 店	場 敷	花 代		計	税
		千圓	代 外 料 金		
料 理 店	一五、四九	二七、五八	六三、〇二	八九、五七	二八、九三
旅 館	六、七三	六、九七	五、四二	一三、四〇	八、二八
食 座	三三、六三	六、〇九	八四、七五	一〇六、八八	三九、七八
引 手 茶 屋	七、六一	一、五二	三、九六	一六、五七	八、五八
計	四〇	三、三三	一〇三	三三	二九
(兼業)	一九三、〇六七	三四、五元	八七一、三三	一、三二、七四	四八三、六八
(内宿泊料)	五、七二	一六、〇五			

二七 骨 牌 税

骨牌とは『かるた』のことである。現在課税されつゝある主なるものは、麻雀(マージャン)、花札、トランプ、株札等である。尤も『いろはがるた』『歌がるた』その他認可を得た『かるた』には課税しない。

わが國の骨牌税の創設は明治三十五年であるが、元來有閑階級の娯樂品であるから、大正十五年の税制整理に際しては、從來の税率一組二十錢を五十錢に引上げ、仍ほ新に麻雀を三圓と定めた。(それ迄は製造場一ヶ所毎に免許料年額六十圓を課して居つたが、之は廢止した)昭和十五年の税制改正で税率を引上げ、更に同十六年及同十九年に之を引上げ、且特定の骨牌に課税することとした。

税率 麻雀一組二十圓、その他一組三圓、特定の骨牌(註)一組五十錢

(註) 特定の骨牌とは、外國に輸出する四色牌、白牌及紙製ドミノ
納税 骨牌税は印紙で納める。即ち一組毎に包装しその包装箇所に所定の印紙を貼付消印を施し、印紙を破毀するに非ざれば骨牌を取出すことの出来ぬやうな装置をすることになつて居る。
従つて歳入豫算の中には『印紙收入』のうちに包含せられ、租税收入の中には骨牌税と云ふ科目は無し。

取締規定 骨牌税の納税方法はかくの如く極めて簡單であるが、取締は甚だ嚴重である。

先づ骨牌を製造又は販賣する者は製造所又は販賣所一ヶ所毎に税務署長の免許を受けねばならぬ。しかも製造免許は税務署の所在地以外では許さない。

さうして製造した骨牌は製造後二十四時間以内に印紙を貼らねばならぬ。輸入したものは保税地域から引取るときに貼らねばならぬことは勿論である。

また骨牌の製造者或は販賣者は相當印紙の貼用なき骨牌、完全に包装せざる骨牌及印紙に消印なき骨牌を所持することを許されぬ。要するに、見付かつてから『これから貼ります』と云ふ言ひ逃れを許さない趣旨である。

その他、營業者の帳簿整理の義務、税務官吏の検査監督の職權等については他の税と同様である。

罰則 免許を受けずに製造した者は三千圓以下の罰金、免許を受けずに販賣した者は千圓以下の罰金。その所持に係る骨牌は沒收。その犯罪者の情狀に因り五年以下の懲役、若はその製造に係る骨牌に對する骨牌税二十倍の金額が三千圓を超ゆるときは、三千圓を超え税金二十倍以下の罰金に處し又は懲役及罰金を併科。税法施行地外にて製造した骨牌を移入した者も無免許製造と同様の處罰。

相當印紙の貼用なき骨牌を讓渡した者は、脱税高二十倍（但し二十圓を下らず）の罰金。骨牌は沒收。犯罪者の情狀に因り、五年以上の懲役に處し、又は懲役及罰金を併科。

製造者又は販賣者が印紙の貼用なき骨牌を所持して居つたときは千圓以下、包装不完全又は消印なき骨牌を所持して居つたときは五百圓以下の罰金に處し、その骨牌は沒收。

帳簿の記載を怠り又は詐つたときは百圓以下の罰金又は科料。

税務官吏の職務執行を妨げた者も亦同上。

法人の代表者、代理人、使用人その他の從業者の違反行爲は、その法人又は名義本人に對し夫々の刑を科する外その情狀に因り行爲者をも處罰される。

免稅 外國へ輸出する骨牌又は同業者の見本に供する骨牌は、免稅される。（但し昭和十八年四月一日以後輸出した骨牌に付ての免稅は當分の内停止される）

昭和十九年の改正法は同年四月一日より施行される。その際骨牌の製造又は販賣者の所持に係る骨牌には夫々改正法に依る増差額に相當する印紙を増貼するを要する。

骨牌税表（昭和十七年度）

種別	千組數	千圓額
内地製造	一、九〇三	一、八五五
輸入	(一六組)	(一六圓)
計	一、九一九	一、八七一
製造所數	五	
販賣所數	三、七九	

骨牌税

二八 電氣瓦斯税

五四〇

電氣瓦斯税は、昭和十七年に於ける直接税中心の増税の際、その一翼として創設された新税の一つで、電氣又は瓦斯の消費者に課する税である。蓋し一定以上の電氣又は瓦斯の使用に付ては相當の擔税力ありと認められ、他の消費税との權衡上或程度の負擔を爲さしむることが適當であるのみならず、之に課税することに依つて、電氣瓦斯の無駄な消費を抑制すると共に、他方必要な眞の需用に振り向けしむるといふ反射的效果を期待し得る等の見地から創設せられたのである。

課税範圍 電氣瓦斯税を課せられるものは、次に掲げる場所に於て使用する一定以上の電氣又は瓦斯である。

- (一) 住宅の用に使用するもの
- (二) 旅館業、料理店業、席貸業、貸座敷業、引手茶屋業その他此等に類する營業の用に使用するもの
- (三) 劇場、映畫館、演藝場、觀物場（相撲、野球、拳闘その他の競技にして公衆の觀覽に供することを目的とするものを開催する場所を含む）、その他一定の催物又は設備を爲し公衆の觀覽又は遊戯に供する場所——博覽會場、展覽會場、遊園地、競馬場、鍛錬馬場等——の用に使用するもの

(四) 撞球場、麻雀場、舞踏場、ゴルフ場、スケート場、その他一定の設備を爲し、公衆の遊技の用に供する場所の用に使用するもの

(五) 俱樂部、會館その他名義の何たるを問はず、會員、組合の組合員、會社その他の法人の職員、その他相互に特殊の關係ある者の親睦を圖り又はその慰安若は娛樂の用に供する場所（専ら勞務者の親睦を圖り、又はその慰安若は娛樂の用に供する場所を除く）の用に使用するもの

(六) 前各號の外照明の用に使用するもの、又は次に掲ぐる機械器具又は裝置の用に使用するもの
(商店、事務所等の場所の用に使用する場合も含む) (1) ストープ、煖房用ラヂエーター、溫風機、炬燵、行火、火鉢、足溫器、蒲團、扇風機及ルームクーラー、(2) パーマネントウエーヴ機、頭髮用乾燥器及美容用鏡、(3) ラヂオ聴取機、蓄音器及時計、(4) 掃除機及床磨機、(5) エレベーター及エスカレーター、(6) 煖房裝置、冷房裝置及換氣裝置

非課税 公益其の他の理由により左に掲ぐる場合の電氣又は瓦斯の使用には課税しない。

(一) 國、北海道、府縣、市町村、府縣組合、市町村組合、町村組合、市町村内の區及町村制を施行せざる地に於ける町村に準すべき團體、市町村學校組合、町村學校組合及學區、水利組合、同聯合及北海道士功組合が使用したるもの

(二) 神社及法人たる宗教團體が使用したるもの

(三) 農業（畜産業、養蠶業及林業を含む）水産業、鑛業（砂鑛業及土石採取業を含む）、又は工

業（土木建築業、電気供給業、瓦斯供給業及水道業を含む）を営む者が、事業の現場に於てその業務の用に使用するもの

五四二

(四) 地方鐵道業者、軌道經營者、旅客自動車運輸事業者、貨物自動車運送業者、自動車道事業者、海運組合法第一條第一號の海運業者又は航空機に依る運送業者が、事業の現場に於てその業務の用に使用するもの

(五) 倉庫業者（倉庫業法第一條の許可を受けたるもの）、農業倉庫業者又は聯合農業倉庫業者が倉庫に於てその業務の用に使用するもの

(六) 私立の幼稚園又は學校が、保育又は教育の用に使用するもの

(七) 公衆の用に使用するもの

(八) 學術に關する研究所又は試験所に於て研究又は試験の用に使用するもの（文化科學に關する研究所又は試験所を除く）

(九) 圖書館に於てその用に使用するもの

(十) 診療所又は齒科診療所に於て診療の用に使用するもの

(十一) 電気事業者に非ざる者が、自ら發電する電気にして、専ら停電その他の事故ある場合に於て臨時の用に使用するもの

免點 一定量以下の左の場合の電気又は瓦斯の使用に對しては課税しない。

(一) 同一の需用場所に於て使用する電気の料金が、一ヶ月三圓に満たないとき

(二) 同一の需用場所に於ける定額制に依る電燈又はラヂオの取付数が、四個以下で、その總燭光數六十四燭光又は總容量が八十ワット以下なるとき（但し定額制に依る電燈又はラヂオ以外の用途に電氣を使用する場合は課税）

(註) 燭光數と容量との換算割合は、一燭光一・二五ワット

(三) 同一の場所に於て使用する發電機の出力が十分の三キロワットに満たないとき

(四) 同一の需用場所に於て使用する瓦斯の料金が三圓に満たないとき

(五) 同一の需用場所に於ける瓦斯器具取付用のカラン又はコツクの孔口數が二個以下で、その口徑が各八分の三吋以下の場合に於て、瓦斯を専ら住宅の炊事に使用するとき（但し瓦斯調理臺等により瓦斯を使用する場合は課税）

課税標準 同一需用場所に於て、電気又は瓦斯の使用者が、電気事業者又は瓦斯事業者に支拂ふ料金を課税の標準とする。尤も、電気事業者が使用する電気、瓦斯事業者が使用する瓦斯に對しては通常支拂ふべき料金を課税標準とする。また自家用發電機施設者が自ら發電する電氣を使用するものは、その發電電氣の出力を課税標準とする。

料金といふのは、電氣料、瓦斯料、基本料その他名義の何たるを問はず、電氣又は瓦斯の使用につき、電気事業者又は瓦斯事業者に支拂ふべき金額である。

非課税料金の控除

五四四

同一の需用場所に於て使用する電気又は瓦斯に對し支拂ふべき料金が、課税すべきものと非課税のものとを同一の計器により計量するためその料金中に課税すべき分と非課税機械器具等に使用したもの又は非課税用途に使用したものに對する分を含む場合は、納税義務者の申請により、非課税のものに對する分を、料金より控除して、課税標準たるべき料金を算定する。

その控除すべき料金は、電気工作物又は瓦斯工作物の設備又は使用の状況により、同一の需用場所に於て使用する電気又は瓦斯に對し支拂ふべき料金に對する一定の割合によつて定める。(註一)

(註一) 例へば會社百貨店貸事務所等で、電燈用、電熱用及動力電氣を一括購入する場合は、課税すべき電氣につき使用する電氣器具(電燈、ストーブ等)の總容量にその一日の平均使用時間を乗じて算出した假定使用キロワット時數と非課税に屬する電氣につき使用した電氣器具(水揚ポンプ、排水ポンプ等)の總容量にその一日の平均使用時間を乗じて算出した假定使用キロワット時數との比によりその控除割合を定める。

(註二) 洋服屋洗濯屋等が電燈線より採つた電氣を、電氣アイロン等の非課税器具にも使用する場合は、或は小工場等に於て工場用電燈の電氣と、住宅又は店舗用電燈の電氣とを一括購入する場合は、或は住宅の一部を幼稚園學校診療所等に使用する場合も(一)に準じ、その控除割合を定める。

(註三) 瓦斯の使用に付ても、課税すべき瓦斯に付使用する瓦斯器具の總消費量、(一時間に消費すべき量)に、その一日の平均使用時間を乗じて算出した假定使用量(立方米又は熱位)と非課税に屬する瓦斯に付使用する瓦斯器具の總消費量に、その一日の平均使用時間を乗じて算出した假定使用量との比によりその控除割合を定める。

(註四) 右(一)(二)(三)の方法により稅務長が定めた割合は、後述の控除申請の日の屬する月の翌々月分の料金より翌年二月分の料金迄之を適用する。

控除申請 前述の非課税料金の控除を受けるには、課税、非課税に区分し、機械器具の名稱、個數容量又は消費量、使用場所及一日の平均使用時間並に申請直前に支拂つた一月分の料金等を記載した申請書を、毎年一月三十一日迄に、電気又は瓦斯の供給を受ける電気瓦斯事業者の營業所を經由して、需用場所所轄稅務署に提出するを要する。(註)

(註) 右申請期限後、新にこの規定に該當するに至つたとき又は電氣工作物者は瓦斯工作物の設備者は使用の状況に著しき變化があつたときは、その状況を具して更に申請することが出来る。

稅率 電気瓦斯税は左の區分により課する。

(一) 電気事業者又は瓦斯事業者に非ざる者が、電気事業者又は瓦斯事業者より供給を受ける電気又は瓦斯を使用する場合 料金の百分の十

(二) 電気事業者が電氣を使用する場合、又は瓦斯事業者が瓦斯を使用する場合 其の使用する電氣又は瓦斯に對し通常支拂ふべき 料金の百分の十

(三) 電気事業者に非ざる者が、自ら發電する電氣を使用する場合 發電機の出力一キロワット又は其の端數に付 毎年十二圓

納税義務者 電気瓦斯税の納税義務者は、電氣又は瓦斯の使用者即ち消費者である。(稅法第一條) 尤も實際最終の使用者ではない者を、便宜上電氣又は瓦斯の使用者と看做してゐる場合がある。(法第二條、第三條)

納税義務の繼承 被相続人の使用した電気又は瓦斯は、相続人の使用したものと看做され、また、合併により消滅した法人の使用した電気又は瓦斯は、之を合併後存続する法人又は合併により設立した法人の使用したものと看做され、共に納税義務を繼承することになる。

納税の手續 (一) 一般消費者が電気事業者又は瓦斯事業者より供給を受けて電気又は瓦斯を使用する場合は、電気事業者又は瓦斯事業者が消費者より料金を領収する際、税金を徴収して、毎月分を取纏めて翌月末日迄に、拂込書及計算書を添へ、之を最寄の日本銀行の本店、支店又は代理店、或は郵便局に拂込むのである。従つて一般消費者としては、格別の手續を要しない。

(二) 電気事業者が電気を使用する場合、又は瓦斯事業者が瓦斯を使用する場合は、毎月使用した電気又は瓦斯に對し通常支拂ふべき料金を記載した申告書を翌月十日迄に需用場所所轄稅務署に提出し、翌月末日迄に稅務署の納稅告知書により納める。(註)

(註) 電気事業者又は瓦斯事業者が自ら電気又は瓦斯を使用したる量のうちに、非課税の用途に使用したるものを含むときは、毎月の申告書に課税、非課税に區分して電気又は瓦斯工作物の種類毎に、その名稱、個數、容量又は消費量、使用場所及申告當時に於ける一日の平均使用時間並に當該場所に於て使用した電気又は瓦斯の總量を併せ記載するを要する。

(三) 電気事業者に非ざる者が自ら發電する電気を使用する場合は、同一の場所に於て使用する其の年一月一日現在に於ける發電機の出力を記載した申告書を毎年一月末日迄に發電機を使用する場所

の所轄稅務署に提出し、毎年二月末日迄に稅務署の納稅告知書により納める。(註)

(註) 課税すべき電気と、非課税の電気とを同一の發電機により發電する場合は、課税分と非課税分とに區分して電気工作物の種類毎に、その名稱、個數、容量又は消費量、使用場所及申告當時に於ける一日の平均使用時間並に當該場所に於て使用する發電機の總出力を併せ記載するを要する。

前記(一)(二)(三)の納稅義務者が、申告書を提出しないとき、又はその申告が不相當と認めらるるときは、稅務署長は、その適當と認める課税標準額を決定して納稅額を決める。直接徴收の場合、前記(一)の場合に電気事業者又は瓦斯事業者が、其の徴收した税金を納付しないとき又は徴收すべき税金を徴收しないときは、國稅徴收の例により、その徴收義務者即ち電気事業者又は瓦斯事業者より之を徴收する。

また、電気・瓦斯事業者が料金を領收しない爲に、當該料金計算期間經過後三月以内に電気瓦斯税を徴收しなかつたとき、事業者は、その需用者の住所、氏名又は名稱、需用場所、領收すべき料金の額及當該料金に對し課せらるべき稅額を、その需用場所所轄稅務署に申告せねばならぬ。この申告に基き稅務署長は直接に需用者より税金を徴收する。

取締規定 (一) 電気事業又は瓦斯事業の許可を受けた者は、營業所毎に(イ)住所及氏名又は名稱、(ロ)當該營業所の所在地及其の名稱、(ハ)當該營業所の供給規程及其の供給區域を記載した申告書を所轄稅務署に提出するを要する。

(二) 税務署長必要ありと認めるときは、電気事業者又は瓦斯事業者に對し、(イ)發電所變電所又は瓦斯製造所(天然瓦斯の採收場を含む)の所在地及其の名稱、(ロ)他より電気又は瓦斯の供給を受ける電気事業者又は瓦斯事業者に付ては、其の供給者の住所及氏名又は名稱、(ハ)電気又は瓦斯の供給に付、其の供給規程に拘らず、特別の料金を定めたときは其の料金等の事項を申告せしむることを得る。

(三) 電気事業者又は瓦斯事業者が(イ)既に申告した事項に異動を生じたとき、(ロ)事業を相續、合併等により承繼したとき、(ハ)事業を廢止したときは、それらその旨を所轄税務署に申告せねばならぬ。

(四) 電気事業者又は瓦斯事業者は、帳簿を備へ毎月(イ)住宅、旅館、劇場その他の使用場所毎に區分したる課税人員及税額、(ロ)非課税に屬する種別及人員、(ハ)非課税料金の控除を受けた者の人員及控除金額等の業務に關する事項を帳簿に記載せねばならぬ。

質問、検査 收税官吏は必要に應じ電気事業者又は瓦斯事業者に對し或は質問を爲し、又は其の業務に關する帳簿書類を検査することを得る。また納税義務者に對し質問を爲し、又は自家用發電機を検査することを得る。

罰則 (一) 電気事業者又は瓦斯事業者が帳簿の記載を怠り若は詐り又は帳簿を隠匿したとき、或は法定の申告を怠り又は詐つたとき、若は收税官吏の質問に對し、答辯を爲さず若は虚偽の陳述を爲

し又は其の職務の執行を拒み、妨げ若は忌避した者は、百圓以下の罰金又は料料に處せられる。

(二) 詐偽其の他不正の行爲に依り、電気瓦斯税を遁脱した者は、その遁脱した税金の三倍に相當する罰金又は料料に處せられ、直にその税金を徴收せられる。但し自首し又は税務署長に申出でた者はその罪を問はない。

施行期日、電気瓦斯税法は、昭和十七年四月一日より施行せられる。但し第六條第二項(料金又は出力の算定に關する規定)は、同年二月二十三日より施行せらる。

電気瓦斯税表(昭和十七年度)(單位千圓)

	課税高		合計	税額
	人員	電氣		
一般使用者	三、四三三	一三〇、三三八	一三三、八七一	一四、八四〇
營業者使用	—	六六二	三三	六
自家發電使用	—	—	—	九
計	—	—	—	—
事業者數	電氣 二〇〇人	瓦斯 二〇八人	合計 三〇八人	一五、〇〇〇

二九 廣告 稅

五五〇

廣告稅は、昭和十七年に於ける直接稅中心の増稅の際、その一翼として、創設せられた新稅の一つである。蓋し、廣告は通常營業に關するものであつて、これによつて營業上の利益を相當増加し得るものであり、また、營業に關せざるものについても、この方面に對する支出は、相當擔稅力ありと認められるのみならずこれに課稅することによつて、購買心を抑制すると共に、物資の不急消費の抑制にも資し得るとの見地から創設せられたのである。昭和十九年に稅率の引上を行つた。

課稅物件 廣告稅の課稅物件は、言ふ迄もなく廣告である。營業に關するもののみに限らず、あらゆる廣告が課稅の對象となる。

廣告は、之を二種に分つ、第一種は廣告を爲す業とする者が他人の爲に爲す廣告であり、第二種は、廣告主が自ら爲すを普通とするもの即ち業者に依頼して爲すものに限らない廣告である。

- 第一種
- 一 新聞紙、雜誌、書籍其の他の出版物に依る廣告但し第二號、第三號又は第二種第一號乃至第三號に該當するものを除く。
 - 二 汽車、電車、自動車、汽船其の他の交通運輸機關又は交通運輸業の設備に依る廣告但し第二種第三號に該當するものを除く。

三 映畫、氣球、入場券又は之に類するもの、入場券の袋又は之に類するもの、乗車船券又は之に類するもの、諸藝の番附又は之に類するもの、受取書、請求書又は此等に類するもの、電柱又は之に類するもの、電氣事業の設備、照明（該廣告を爲す業を營む者の爲すものに限る）等に依る廣告。

第二種

- 一 立看板、掛看板、幟、旗又は此等に類するものに依る廣告但し第一種第二號に該當するものを除く。
 - 二 ポスターに依る廣告但し第一種第二號に該當するものを除く。
 - 三 チラシ、カレンダー、商品目錄、電話番号記入表、案内表、繪葉書又は此等に類するものに依る廣告、隣寸に依る廣告
 - 四 建植看板、野立着板、額面廣告、緞帳、引幕又は此等に類するもの、照明（該廣告を爲す業を營まざる者の爲す廣告）、廣告塔等に依る廣告、但し第一種第二號に該當するものを除く。
- 非課稅** 公共又は公益等の理由により左に掲ぐる廣告には課稅しない。

(一) 國、北海道、府縣、市町村其の他命令を以て指定する公共團體が廣告主たる廣告

(註) (一) 府縣組合、市町村組合、市町村内の區及町村制を施行せざる地に於ける町村に準すべき團體、
(二) 市町村學校組合、町村學校組合及學區、(三) 水利組合、水利組合聯合及北海道土功組合。

廣告 稅

五五一

- (二) 神社及法人たる宗教團體が廣告主たる廣告
- (三) 法令に依る廣告
- (四) 公の選舉に關する廣告
- (五) 其の他命令を以て定むる廣告(註)

(註) (1) 社會事業の爲にする廣告。(2) 軍人の慰恤並に從軍したる軍人・軍屬の家族又は遺族の慰問その他の軍事援護を目的とするに關する廣告。(3) 國防金品の献納を目的とすること又は國防金品の募集に關する廣告。(4) 私立の幼稚園、中學校、高等女學校、實業學校、專門學校、高等學校及大學、國民學校に準ずべき各種學校並に此等に準ずべき私立學校が廣告主たる廣告。(5) 政事に關する結社が廣告主たる廣告。(6) 前號の結社に該當せざる公事に關する結社にして大藏大臣の指定するものが廣告主たる廣告。(7) 講演會又は演說會にして入場無料又は入場料二十錢以下なるものに關する廣告。(8) 第二種第一號又は第四號の廣告にして營業所又は事務所の所在場所に於て當該營業所又は事務所の爲にする廣告。

税率 廣告税の税率は次の如く、第一種の廣告は、其の料金を標準とし、第二種の廣告は、個々の廣告又は一定數量に従つて課する。(昭和十九年税率改正)

- 第一種の廣告 廣告の料金の 百分の三十
- 第二種の廣告 一個に付 六十錢
- 第一號の廣告 一個に付 六十錢
- 廣告の面積一坪を越ゆるときは

- 第二號の廣告 一個に付 一圓五十錢
- 第三種の廣告 一個に付 十五錢

- チラシ 千個又は其の端數に付 六十錢
- 其他 千個又は其の端數に付 二圓
- 第四號の廣告 廣告一個の面積一坪又は其の端數に付 毎年四圓

但し年の中途に於て、第二種第四號の廣告を開始したる場合に於ては、其の年分の廣告税は月割を以て之を計算する。(納税後廣告を廢止しても拂戻をしない)

廣告の料金とは、廣告料、印刷料、揭示料、使用料、手数料其他名義の何たるを問はず、廣告を爲す者が、廣告の對價として取得すべき金額を謂ふのである。自己の爲に廣告を爲す場合とか、或は他人の爲に無料若は特に低額の料金を以て廣告をなす場合に於ける廣告の料金は、その廣告の對價として通常取得し得べき金額に依つて計算する。

納税義務者 第一種の廣告に對する廣告税は、廣告を爲す者。第二種第三號の廣告に對する廣告税は、同號に掲ぐるチラシ其他のものを作製する者。その他の廣告に對する廣告税は、廣告主である。その結局は、消費者が負擔することにならうが……

納税の手續 廣告税は、第二種第一號又は第二號とその他によつて手續方法が異なつてゐる。即

(一) 第一種の廣告を爲す者は、毎月その爲したる廣告に付その種類毎に廣告の料金(税金を含まない價格)を記載した申告書を、第二種第三號に掲ぐるものを作製する者は、毎月その作製したるものに付て、その種類毎に數量を記載したる申告書を、翌月十日迄に營業所の所轄稅務署に提出し、毎月分の税金を翌月末日迄に納付する。

第二種第四號の廣告を爲さんとする廣告主は、その廣告に付て一個毎に廣告の種類及面積、廣告開始の年月日、廣告の場所並に住所及氏名又は名稱を記載した申告書を豫め廣告場所所轄稅務署に提出し、その際其の年分の税金(年の中途で開始した廣告の場合は月割計算)を納付する。その第二種第四號の廣告を翌年に互り繼續せんとするときは、その廣告に付て一個毎に前同様の事項の外繼續の旨を記載した申告書を其の年十二月末日迄に廣告場所所轄稅務署に提出し、その際翌年分の税金を納付する。

本税は右納稅義務者の申告書によつて毎月又は一年分の納稅額が決定せられるのであるが、若し申告書の提出なきとき、又は申告書を不相當と認めれば、稅務署の相當と認むる所により課稅標準額を決定し、それによつて納稅額を決める。何れも稅務署長の納稅告知書により、指定期日までに指定の場所に納めねばならぬ。

(二) 第二種第一號又は第二號の廣告に對する廣告税は前の(一)の方法と異なり、廣告主が廣

告に印紙を貼用して納めるか或は印紙貼用の代りに現金を納付して納稅済證印の押捺を受けるかいつれかにする。(貼用印紙には廣告面と印紙の彩紋とにかけて自己の印章又は署名を以て判明に之を消すを要する)

取締規 (一) 第一種若は第二種の廣告を爲す業者又はその取次業者、第二種第三號の廣告の作製を爲す業等を營まんとする場合は、豫め、營業所毎にその所在地、廣告又は作製するものの種類、住所及氏名又は名稱等を記載した申告書を營業所所轄稅務署に提出するを要する。その申告事項の異動、營業所の移轉、營業の相續、讓渡承繼又は廢業に付てもそれらに申告を要する。

(二) 第二種第四號の廣告を爲さんとする廣告主は、その廣告一個毎に、廣告の種類及面積、廣告開始の年月日、廣告の場所並に住所氏名又は名稱を記載した申告書を豫め廣告場所所轄稅務署に提出するを要し、廣告を翌年に互り繼續せんとするときは、其の年十二月末日迄に其の旨を申告し、申告事項に異動を生じたとき、その廣告を廢止せんとするときも亦それらに申告を要する。また廣告又は營業に付稅務署の命ずる必要事項を申告せねばならぬ。

(三) 第一種又は第二種の廣告の營業者又は取次業者は、帳簿を備へ、少くともその取扱つた廣告に付(イ)廣告の種類、(ロ)同場所、(ハ)同年月日及期間、(ニ)同料金、(ホ)廣告主及廣告を爲す者又は廣告取次者の住所氏名又は名稱等その營業に關する事項を記載するを要する。

(四) 第二種第三號に掲ぐるものの作製營業者は、帳簿を備へ、少くとも(イ)作製したるもの

種類、數量及作成の日、(ロ)他に引渡したるものの種類、數量、價額、引渡の日並に其の引取人の住所氏名又は名稱等その營業に關する事項を記載するを要する。

なほ、その作製するものには自己の住所氏名、又は名稱を表示して置かねばならぬ。
質問、検査 收税官吏は、廣告業、取次業、チラシ等作製業者及廣告主等に對し、廣告に關し質問を爲し、又は廣告の検査をなし、その帳簿書類その他の物件を検査することを得る。

罰則 (一) 詐偽其の他不正の行爲により廣告税(第二種第一號又は第二號の廣告に對する廣告税を除く)を遁脱し、又は遁脱せんとしたときは、その遁脱し又は遁脱せんとした税金の五倍に相當する罰金(二十圓未満は二十圓とする)に處せられ、その税金は直に徴收される。その犯罪者の情狀に因り五年以上の懲役若は脱税高の五倍を超え十倍以下に相當する罰金に處し又は懲役及罰金併科。

(二) 第二種第一號又は第二號の廣告に相當印紙を貼用又は現金を納めて納税済證の押捺を受けないときは、廣告一個毎に脱税高二十倍の科料(五圓未満は五圓とする)に處せられ、また、同廣告の貼用印紙を消さざる者は廣告一個毎に四圓の科料に處せられる。

(三) 法定事項の申告を怠り又は詐つた者、無申告で營業又は取次を爲したる者、作製者等は千圓以下の罰金又は科料に處せられる。
(四) 帳簿の記載を怠り、詐り又は帳簿を隠匿した者、税務署の命ずる必要事項の申告を怠り又は詐つた者、或は收税官吏の質問に對し答辯を爲さず、若は虚偽の陳述を爲し、又はその職務の執行を阻み、妨げ若は忌避したる者は五百圓以下の罰金又は科料に處せられる。

(五) 以上の違反行爲が、法人の代表者、又は法人若は人の代理人、其の他の従業者の行爲であつても、その法人又は名義人に對して夫々罰金科料刑を科するの外、その情狀に因り行爲者も處罰せられる。
昭和十九年の改正法、は同年四月一日より施行せられる。

経過規定 (一) 改正法施行前より引續き爲す第二種第一號又は第二號の廣告には、廣告主に於て改正法施行の日より十日以内に増税差額相當の印紙を増貼せねばならぬ。
(二) 改正法施行前より引續き爲す第二種第四號の廣告の廣告主は、改正法施行後一月以内に其の廣告一個毎に廣告の面積を記載した申告書を廣告場所所轄税務署に提出し、昭和十九年分の増税差額の四分の三に相當する廣告税を納付せねばならぬ。

廣告税表 (昭和十七年度) (單位千圓)

種類	課税高	税額
第一種		
新聞雜誌等出版物ニ依ルモノ	五、七〇〇	五、七〇三
汽車、電車等交通機關ニ依ルモノ	五、〇〇〇	五、〇〇二
映畫、入場券等ニ依ルモノ	二、三三三	二、三三六
計	六、三三三	六、三三三
第二種		
チラシ等ニ依ルモノ	一、三三三	二、四七七
建植看板等ニ依ルモノ	一、七三三	二、八八九
計	三、〇六六	五、三六六
合 計	九、四〇〇	一、一七三
廣告税		五、五七七

馬券税は、昭和十七年に於ける直接税中心の増税の際、その一翼として創設せられた新税の一つである。蓋し馬券の購買者に相當の擔税力ありと認められるのみならず、時局の進展に伴ふ財政需要に應じて、國庫收入の増加を圖ると共に、他面購買力の吸収、消費の抑制等に資するために創設せられたもので、昭和十六年十二月實施の間接税等の増徴と一環をなすものである。

課税範 馬券税は、競馬法に依る勝馬投票券又は軍馬資源保護法に依る優等馬票の發行に依り得たる金額及其の勝馬投票券又は優等馬票の購買者に對する拂戻金を課税の對象とする。

競馬については、從來種々の議論がないでもないが、軍馬資源保護の必要上等より競馬それ自體に對する必要性は、何人も認めざるを得ない。殊に競馬法に依る勝馬投票券の賣得金額中百分の十一・五に相當する金額は、所謂政府納付金として馬の改良増殖及馬事思想普及の爲必要なる經費竝に社會事業に充てられ、馬政上に幾分の貢獻をしてゐるのであるが、馬券税の課税により、更に戦時財政の強化にも役立つものとなつた譯である。馬券の拂戻金に對する課税は、所謂一種の超過利得に對するものであつて、現下の情勢より見て、その課税には、何等異論の餘地はなからう。

納税義務者 馬券税の納税義務者は、競馬法に依る競馬又は軍馬資源保護法に依る鍛鍊馬競走の開催者となつてゐる。……馬券の購買者及所謂拂戻金受領者が實質上本税を負擔するやうになることは

勿論であるが……

競馬法に依る競馬は、日本競馬會に限り之を行ふことになつてゐるから、競馬に對する馬券税の納税義務者は、日本競馬會のみであつて、その競馬を開催する場所は東京横濱等全國十一箇所に及んでゐる。

軍馬資源保護法に依る鍛鍊馬競走は、馬に關する畜産組合聯合會又は道府縣の區域に依る馬の畜産組合その他政府の指定する法人にして、鍛鍊馬場に付政府の許可を受けた者に限り開催し得ることになつてゐるから、鍛鍊馬競走に對する馬券税の納税義務者は、以上の法人に限られる。その鍛鍊馬場の數は、一府縣一箇所、北海道三箇所以内と定められてゐる。實際施行してゐる場所は從來の實績によれば約三十箇所である。

課税標準 馬券税は、勝馬投票券又は優等馬票の發行に依り得たる金額及其の勝馬投票券又は優等馬票の購買者に拂戻すべき金額より命令を以て定むる金額を控除したる金額を課税の標準とする。即ち

(一) 競馬法に依る競馬に在つては、勝馬投票券の發行により得たる金額より政府納付金、賣得歩合金、馬券税額及勝馬投票券の券面金額に勝馬投票的中數を乗じて得たる金額を控除した残額が課税標準となる。(註)

(二) 軍馬資源保護法に依る鍛鍊馬競走に在つては、優等馬票の發行により得たる金額より、開催

者の所得金、馬券税額及優等馬票の額面金額に優等馬投票的中數を乗じて得たる金額を控除した殘額が課税標準となる。(註)

五六〇

右(一)(二)の場合とも、各競走又は競技毎に計算する。

(註一) 勝馬投票券又は優等馬票の發行に依り得たる金額の計算については、競馬法施行規則第十九條又は軍馬資源保護法施行規則第七十五條の規定により競走すべき馬が一头のみとなつたとき、競走又は競技が成立しなかつたとき、競走又は競技に勝馬又は優等馬がないとき、馬券に表示せられた馬が馬場に出なかつたとき、或は開催執務委員の宣告により馬場に出た馬を競走又は競技より除外せられた場合等に於て、競馬又は鍛鍊競走の開催者が、買戻に應ずべき馬券又は馬票の金額は之を發行金額より控除すべきである。

(註二) 勝馬投票券又は優等馬票の購買者に拂戻すべき金額の計算については、競馬法の規定に依る政府納付金額、賣得歩合金額、軍馬資源保護法の規定に依る所得金額並に馬券税法の規定に依る税額に相當する金額を控除したものに依る。

(註三) 勝馬投票券又は優等馬票の購買者に拂戻すべき金額より控除する命令を以て定むる金額とは、勝馬投票券の券面金額又は優等馬票の額面金額に、勝馬投票的中數又は優等馬投票的中數を乗じて得たる金額を謂ふ(施行規則第一條)つまり、勝馬投票的中者の元金と見るべき額である。

(註四) 勝馬投票又は優等馬投票的中者が無い場合には購買者に拂戻すべき金額より控除する金額がないこととなる。

税率 馬券税の税率は左の如くである。

(一) 勝馬投票券の發行に依り得たる金額の

百分の七

優等馬票の發行に依り得たる金額の

百分の四

(二) 勝馬投票券の購買者に拂戻すべき金額より勝馬投票券の券面金額に勝馬投票的中數を乗じて得たる金額を控除したる金額の

百分の二十

優等馬票の購買者に拂戻すべき金額より優等馬票の額面金額に優等馬投票的中數を乗じて得たる金額を控除したる金額の

百分の十

即ち(一)は馬券の賣得金額に課税し、(二)は一種の超過利得ともいふべき拂戻金に課税すると云ふ兩建である。

納税の手續 競馬又は鍛鍊馬競走開催者は、競馬又は鍛鍊馬競争終了後、直に課税標準たるべき金額を記載した申告書を該開催場所所轄稅務署に提出して、その税金は競馬又は競走終了後二十日以内に納稅告知書指定の場所に納付する。

右申告書の提出なきとき又はその申告を不相當と認めるときは、稅務署長が適當と認むる課税標準額を決定して、それによつて課税する。

取締規定 (一) 競馬又は鍛鍊馬競走開催者は、帳簿を備へ、競走又は競技毎に少くとも(イ)投票法の種類毎に發賣したる投票券又は馬票の枚數及其の金額、(ロ)競馬法施行規則第十九條又は軍馬資源保護法施行規則第七十五條の規定に依り買戻に應ずべき投票券又は馬票の枚數及其の金額、(ハ)勝馬又は優等馬投票的中數及其的中者無き場合はその旨、(ニ)競馬法の規定に依る政府納